

AMERICAN EXPRESS

加盟店規程

インターナショナル

2021 年 10 月-更新

そう、ビジネスには、これがある。



著作権 ©2008-2021 American Express。全権保有。本文書には公表された機密及びアメリカン・エクスプレスが独占所有する情報が含まれています。当社の事前の書面による同意がない限り、情報の保管及び復旧システムを含むがこれに限定されない、いかなる部分の開示または使用、また、電子的または機械的手段を問わず、いかなる形式の複製も行うことはできません。

変更の履歴

変更アイコン

重要な更新は変更の概要一覧に掲示され、*加盟店規程*の中でも変更アイコンにより示されています。項または節の表題の横の変更アイコンはその項または節に、変更、追加、または削除された文言があることを示しています。*加盟店規程*の中の変更は、ここに示す変更アイコンで表示します。



変更の概要一覧

重要な更新は以下の表に示されており、*加盟店規程*の中でも変更 アイコンにより表示されています。

章	項／節	説明
文書全体に渡る変更		EU/EEA への言及を EU/EEA 及び UK に変更。
1 章「はじめに」	1.3.1 項「加盟店カテゴリーコード」	加盟店カテゴリーコード（MCC）要件を追加。
	1.3.2 項「ペイメントプロダクトの利用規約の遵守」	ペイメントプロダクトの利用規約について言及した文言を追加。
	1.4 項「アメリカン・エクスプレス発行者識別番号」	発行者識別番号（BIN）要件を追加。
2 章「取引決済」	2.3.6 節「ノー・ショウ立替払金」	プリペイドカードの制限を削除。
	2.3.7 節「登録型決済」	明確化された文言。
	2.3.8 節「分割出荷取引」	分割出荷取引についての情報を追加。
	2.4 項「売上票または取消伝票」	分割出荷取引についての言及の追加。

章	項／節	説明
3 章「承認」	3.1 項「はじめに」	記述を該当する項へと移動し、項の題名を 3.1 項「承認の目的」 に変更。
	3.1.1 節「見積もり承認」	節を削除し、 3.3 項「見積もり承認」 に記述を移動。
	3.2 項「承認期間」	3.1 項から記述を移動。
	3.3 項「見積もり承認」	3.1.1 節から記述を移動。 - レストランやバーについての見積もり承認のパーセンテージを 20% から 30% に更新。 - 改定された文言。
	3.4 項「要承認基準額」	3.1 項から記述を移動。
	3.5 項「想定される承認に対する回答」	想定される承認に対する回答についての節を追加。
	3.6 項「承認の取得」	3.1 項から記述を移動。
	3.7 項「カード識別（CID）番号」	カード識別（CID）番号についての記述を追加。
	3.8 項「承認の取り消し」	3.1 項から記述を移動。
	3.9 項「事前承認」	事前承認についての記述を追加。
5 章「返還請求及び問い合わせ」	5.3 項「紛議のある立替払金に関する権利」	明確化された文言。
	5.6.2 節「カード会員の紛議」	地域の規制 / 法的紛争（ISO 4754）についての説明を明確化。
	5.6.3 節「不正」	- 複数の ROC（ISO 4534 / F14）の返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付けを明確化。 - 不正ライアビリティシフトー偽造（ISO 4798 / F30）の説明を明確化。
	5.7.2 節「カード非提示不正に関する説得力のある証拠（ISO 4540/F29）」	カード非提示不正（ISO 4540 / F29）の基準を明確化。

章	項／節	説明
6 章「特定業種向け特別規程」	6.2.1 節「禁止業種」	禁止業種として債務返済（期限徒過または債務不履行）を追加。
	6.2.2 節「制限業種」	貴金属地金、信用融資、債権回収代行を新たに制限業種として追加し、いくつか既存の制限業種について改定。
	6.3.5 節「プライベート・チャーター立替払金」	プリペイドカードについての例外を削除。
	6.5 項「クルーズ船」	従前の 6.5 項「クルーズ船」を削除。標準承認規程を適用。
	6.5.1 節「船内立替払金」	従前の 6.5.1 節「船内立替払金」を削除。標準承認規程を適用。
	6.5.2 節「売上票」	従前の 6.5.2 節「売上票」を削除。標準承認規程を適用。
	6.7.1 節「承認」	- 見積もり承認の記述についての言及を削除。 - 定期立替払金についての言及を削除。 - プリペイドカードについての例外を削除。
	6.7.2 節「定期立替払金」	定期立替払金の部分を削除。
	6.6.1 節「緊急チェックイン」	緊急チェックインの要件を追加。
	6.7.1 節「レンタル」	プリペイドカードについての例外を削除。
	6.9 項「旅行サービス」	代理店の要件を移動。
7 章「国別規程」		- 国のリストにアメリカとカナダを組み入れ。 - UK の非接触型決済上限を GBP45 から GBP100 に増額。
用語集		定義を追加 / 変更。
データセキュリティ運営方針 (DSOP)	1 項「対象分析プログラム (TAP)」	1 項の題名をカード会員データの漏洩から対象分析プログラム (TAP) へ変更。 - 明確化された文言。
	用語集	- データ事故について文言を更新。 - カード会員データ環境と対象分析プログラムの定義を追加。

将来の変更の通知

重要な更新は以下の表とその後に説明されています。

発効日	現在の文言	新・変更後の文言																		
2022 年 10 月	2.8.1 (b) アメリカン・エクスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト b. SafeKey 不正ライアビリティシフトの資格を得るには、上記 2.8 (d) の要件に加え、加盟店は以下の追加の要件を遵守しなければなりません。 i. SafeKey 立替払金は SafeKey 認証され、電子商取引インジケータ (ECI) 5 を受けるか、または SafeKey 試行され ECI 6 を受けていること。 ii. 不正取引率を、www.americanexpress.com/merchantspecs で公表し、随時更新することがある該当する SafeKey 実装ガイドにあるパラメータ内に維持すること。不正取引比率を超過した場合、加盟店は指定店舗の紛議のある立替払金の数を削減するために、当社と協働すること。 iii. 加盟店の指定店舗が日本国外に設置されている場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請と立替払金の決済請求の両方で提供されていること。 iv. 日本国内に設置されている指定店舗の場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請のときに提供されていること。	2.8.1 (b) アメリカン・エクスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト b. SafeKey 不正ライアビリティシフトの資格を得るには、上記 2.8 (d) の要件に加え、加盟店は以下の追加の要件を遵守しなければなりません。 i. SafeKey 立替払金は SafeKey 認証され、電子商取引インジケータ (ECI) 5 を受けるか、または SafeKey 試行され ECI 6 を受けていること。 ii. アメリカン・エクスプレスにより決定されるすべての立替払金に基づき、月毎に計算した場合に、不正割合 0.9% かつ不正立替払金 \$25,000 米ドル又は現地通貨同等額を超えないこと。不正取引率を、www.americanexpress.com/merchantspecs で公表し、随時更新することがある該当する SafeKey 実装ガイドにあるパラメータ内に維持すること。不正取引比率を超過した場合、加盟店は指定店舗の紛議のある立替払金の数を削減するために、当社と協働すること。 iii. 加盟店の指定店舗が日本国外に設置されている場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請と立替払金の決済請求の両方で提供されていること。 iv. 日本国内に設置されている指定店舗の場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請のときに提供されていること。																		
2022 年 10 月	該当なし	間接信用販売加盟店 – 下記を参照																		
2022 年 10 月	7 章「国別規程」	7 章「国別規程」																		
	<table> <tr> <th>国</th><th>POS 機能</th><th>EMV FLS</th></tr> <tr> <td>台湾 (中国の省)</td><td>IC チップ非対応国</td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td>タイ</td><td>IC チップ非対応国</td><td>該当なし</td></tr> </table>	国	POS 機能	EMV FLS	台湾 (中国の省)	IC チップ非対応国	該当なし	タイ	IC チップ非対応国	該当なし	<table> <tr> <th>国</th><th>POS 機能</th><th>EMV FLS</th></tr> <tr> <td>台湾 (中国の省)</td><td>IC チップのみ対応の国</td><td>偽造</td></tr> <tr> <td>タイ</td><td>IC チップのみ対応の国</td><td>偽造</td></tr> </table>	国	POS 機能	EMV FLS	台湾 (中国の省)	IC チップのみ対応の国	偽造	タイ	IC チップのみ対応の国	偽造
国	POS 機能	EMV FLS																		
台湾 (中国の省)	IC チップ非対応国	該当なし																		
タイ	IC チップ非対応国	該当なし																		
国	POS 機能	EMV FLS																		
台湾 (中国の省)	IC チップのみ対応の国	偽造																		
タイ	IC チップのみ対応の国	偽造																		

間接信用販売加盟店

7.1 間接信用販売加盟店

- a. 7章「間接信用販売加盟店」では間接信用販売加盟店として認定または指定された加盟店に適用される付加的な要件を記載しています。本契約のその他の規定も引き続き適用されます。
- b. 可能な限り、7章「間接信用販売加盟店」の規定及び加盟店規程のその他の全ての規定は、それぞれが完全に効力を発揮するように解釈することとします。ただし、その間に矛盾が生じると認められる場合、7章「間接信用販売加盟店」が適用されます。
- c. 間接信用販売加盟店は加盟店としてみなされ、本契約と加盟店規程の該当する規定の適用を受けます。当社は独自の裁量により、加盟店を間接信用販売加盟店として認定または指定する権利を有します。間接信用販売加盟店として当社が指定した場合、業務について追加の情報を提供することを求める場合があります。当社が認定または指定する場合、以下のとおりとします。
 - i. 7章「間接信用販売加盟店」の要件を遵守しなければなりません。
 - ii. 本契約の中で第三者の代理人となることを禁止している禁止条項は、間接信用販売加盟店のカードの取り扱いについては適用されません。
 - iii. 他の権利及び救済手段に加え、当社は独自の裁量により、方針、要件及び適用法の遵守を図るために当社が必要かつ適切と判断する行為を加盟店に求め、あるいは当社が当該行為を実施する場合があります。当該裁量の行使にあたり、当社は態様、故意の有無、回数そして発生頻度、及び方針、要件及び適用法の不遵守により起こりうる結果を考慮することができます。さらに当社は独自の裁量により、通知を送り、間接信用販売加盟店が非遵守の状態を解消しなければならない期限を指定することができます。

7.2 間接信用販売加盟店モデル

- a. 間接信用販売加盟店は、以下を含む異なるビジネスモデルを運営できます。
 - i. 収納代行業者
 - ii. 分割決済代行業者（いわゆる後払い（BNPL））
 - iii. 段階的デジタルウォレット
 - iv. トップアップウォレットまたはストアドバリューデジタル決済（SVDF）
- b. 当社が加盟店を間接信用販売加盟店として認定または指定した場合、加盟店は、以下の適格最終受益者に対する支払いを実施するためにカードを取り扱うことができます。
 - i. [6.2 項「禁止または制限業種」](#)に定められている禁止または制限された区分に該当しないこと。

7.2.1 間接信用販売加盟店の一般的要件

- a. 加盟店は以下のとおり行うものとします。
 - i. 適格最終受益者に対する支払いを実施するためにのみカードを取り扱うこと。加盟店は、適格最終受益者以外の他の団体に対する支払いを実施するためにカードを取り扱ってはなりません。
 - ii. 加盟店規程、特に [2 章「取引決済」](#)、[3 章「承認」](#)、[4 章「決済請求」](#)、[5 章「返還請求及び問い合わせ」](#)、そして [6 章「特定業種向け特別規程」](#)の該当規定をすべて遵守すること。
 - iii. カード会員開始取引ではない決済をするときに [2.3.5 節「加盟店開始決済」](#)の要件を遵守すること。
 - iv. 準備金に資金を保持する SVDF への要件を含む、業務を遂行するために必要な免許や承認を取得し維持すること。
 - v. 禁止または制限業種の最終受益者に対する支払いを実施するためにカードを取り扱わないこと。[6.2 項「禁止または制限業種」](#)を参照。
 - vi. すべての適用法、その他当社の求めに従い、本人確認、信用確認、「KYC」、マネーロンダリング防止確認を行い、これらの確認を管理するポリシーの写しを要請に基づいて当社に提供し、これらの確認の実績について当社の要請に従い対応すること。
 - vii. 加盟店が提供している SVDF を除き、以下を遵守すること。
 - a. 適用法に従い、各最終受益者の顧客の識別情報を取得し、検証するために妥当な措置を取り最終受益者を審査すること。

- b. 適用法に従い取引の最終受益者を考慮に入れたマネーロンダリング防止（AML）及びテロ資金供与対策（ATF）取引の監視を実施すること。
 - c. 不審または異常な活動について最終受益者を監視し、適用法に従い求められている報告を提出すること。
- viii. 当社からの要請に基づき、加盟店が [7 章「間接信用販売加盟店」](#) で定められている要件を遵守していることを示す文書を提供すること。
- ix. 各承認請求と決済請求について技術仕様（[1.3 項「当社仕様の遵守」](#)を参照）で求められている必須のデータ要素を提供すること。当社は、当社独自の裁量によりいつでも追加の最終受益者のデータ要素を求めることができます。
- x. 正確なデータを提出するようにし、正確性を確保するために定期的な点検を実施すること。
- xi. 承認請求と決済請求の両方について、以下のように MCC フィールドを提供すること。
- a. 収納代行業者は、その業種を代表する各最終受益者について適切な MCC を使用しなければなりません。
 - b. SVDF では MCC 6540（ストアデバリュウ / ギフトカード購入 / チャージ）を使用しなければなりません。
 - c. 分割決済代行業者は MCC 5999（その他及び専門小売店）を使用しなければなりません。
- xii. 第三者による請求もしくは要求、または第三者に対する責任につながるものが合理的に予測される最終受益者に関する情報をすべて速やかに当社に通知すること。

7.2.1.1 カスタマーサービス情報

- a. 加盟店と各最終受益者は、間接信用販売加盟店との取引でカードを使用するカード会員による確認のために利用可能なカスタマーサービス情報を維持しなければなりません。カスタマーサービス情報では有効なカスタマーサービス電子メールアドレスと電話番号を含む加盟店または最終受益者への連絡方法についての明確な説明を提供することをお勧めします。

7.2.1.2 返還請求／紛議のある立替払金

- a. 加盟店による最終受益者への支払いソリューションの提供に関連して生じる紛議のある立替払金について当社は返還請求権を行使することができます。加盟店はすべての取引及び最終受益者が関係するすべての問題について責任があり、金銭的な負債を負うものとします。
- a. 加えて、当社は加盟店を当社の返還請求プログラムに入れる場合があります。[5.11 項「不正全額償還プログラム」](#)を参照。

7.2.2 収納代行業者の追加要件

- a. 収納代行業者は以下を遵守しなければなりません。
 - i. 取引をまとめないこと。各取引は個別に承認と決済請求を実施しなければなりません。
 - ii. 個人に対し支払いをしないこと。レンタルの支払いを除き、登録された事業である最終受益者にのみ支払いすること。
 - iii. 加盟店が支払いを可能にしていること、取引には最終受益者への支払いが関与していること、そして加盟店が物品やサービスの販売者ではないことをカード会員に開示すること。
 - iv. 消費者に代わり支払いを可能にするためにカードを取り扱う場合、[消費者支払が可能な収納代行業者について許可されている業種一覧](#)に挙げられている業種の最終受益者のみに支払ってください。当社は随時当社独自の裁量によりこれらの許可された業種を変更する場合があります、この要件を侵害した場合、その他の権利及び救済手段を放棄することなく、当社は返還請求権の行使、カード取扱の停止、本契約の解除を行うことがあります。
 - v. 事業者に代わり支払いを可能にするためにカードを取り扱う場合、[6.2 項「禁止または制限業種」](#)に定められている禁止または制限業種に加え、[事業支払が可能な収納代行業者について除外される業種一覧](#)に挙げられている業種の最終受益者には支払いをしてはなりません。これらの除外された業種について、当社は随時当社独自の裁量により変更する場合があります。除外された業種の最終受益者への支払いの実施のためにカードを取り扱った場合、当社は返還請求権の行使、カード取扱の停止、本契約の解除を行うことがあります。
 - vi. 加盟店と同じ国内に所在する最終受益者にのみ支払ってください。他の EEA 加盟国に所在する最終受益者に支払うことができる EEA 間接信用販売加盟店以外、国境を越えた支払いは認められていません。

消費者支払が可能な収納代行業者について許可されている業種一覧

MCC	説明
4814	市内及び長距離通話、クレジットカード通話、磁気ストライプ読取電話機を使用した通話を含む電子通信サービス及びファックスサービス
4899	ケーブル及び他の有料テレビサービス
4900	公共料金 - 電気、ガス、水道及び衛生
6300	保険営業、引受及び保険料
6513	不動産業者及び管理者 - 賃貸
7523	駐車場及びガレージ
7911	ダンスホール、スタジオ及び学校
7997	会員制クラブ（スポーツ、レクリエーション、アスレチック）、カントリークラブ、プライベートゴルフコース
8011	医者及び医師 - 他の区分に入らないもの
8062	病院
8099	医療サービス及び医療関係者 - 他の区分に入らないもの
8211	小中学校
8220	単科大学、総合大学、専門学校及び短期大学
8241	通信学校
8244	ビジネス及び秘書系スクール
8249	職業専門校及び専門校
8299	学校及び教育サービス - 他の区分に入らないもの
8351	育児サービス
9211	扶養及び養育費を含む裁判費用
9222	罰金
9311	税金の支払い
9399	政府サービス - 他の区分に入らないもの

事業支払が可能な収納代行業者について除外される業種一覧

MCC	説明
4511	航空会社／チャーター／航空輸送
7512	カーレンタル代理店
7011	宿泊費（ホテル、モーテル、リゾート、集中予約システム）
4411	クルーズ船（船内ショップを含む）

7.2.3 分割決済代行業者の追加要件

- a. 分割決済代行業者は以下を遵守しなければなりません。
 - i. 遅延損害金以外の利息や金融費用をカード会員に請求しないこと。
 - ii. 分割払いの額及び回数そして遅延損害金を含む分割払い契約の重要な条件を開示すること。
 - iii. カード会員にモバイルアプリやウェブサイトを通じて各分割払い取引について以下を含む取引明細を提供すること。
 - a. 最終受益者の名称を含む各個別の購入の概要
 - b. 各個別の購入の日付及び額
 - c. 個別の購入についての各分割手数料の日付及び額
 - d. カード会員により支払われた分割払いの回数及びその一連の残りの分割回数（例「1回 / 4 回中」）
 - iv. [6.2 項「禁止または制限業種」](#)に定められた禁止及び制限業種に加え、[分割決済代行業者について除外されている業種一覧](#)に挙げられている業種の最終受益者のための支払いを実施するためにカードを取り扱わないこと。当社は随時当社独自の裁量によりこれらの除外された業種を変更する場合があります、この要件を侵害した場合、その他の権利及び救済手段を放棄することなく、当社は返還請求権の行使、カード取扱の停止、本契約の解除を行うことがあります。
 - v. 以下の要件が適用される最終受益者への支払いを実施するために第三者が代理店として活動する限定的な場合を除き、加盟店は最終受益者と直接の契約関係がある必要があります。
 - a. 第三者の代理店と直接の契約関係があること。
 - b. 加盟店または加盟店に代わり活動している第三者は、*技術仕様*で求められている店子販売店データと一致する最終受益者データ要素を提供しなければなりません。加盟店は第三者の代理店の本要件の遵守について、引き続き責任及びその他義務を負い、その不作為または不履行によって本項の要件を遵守する義務を免れるものではありません。
 - c. 前述にかかわらず、当社は当社独自の裁量によりこの例外を取り消す権利を留保します。
 - vi. 購入代金全額ではなく、分割払いの額について、支払日を迎えた分割払いの各分割払い取引の承認請求を提出すること。
 - vii. 分割払い取引に関連して返還請求または紛議のある立替払金がある場合、加盟店は、返還請求または紛議のある立替払金について加盟店に有利な紛議解決がされるまで、承認請求または支払いに関連する分割払い取引を決済請求してはなりません。
 - viii. 加盟店と同じ国内に所在する最終受益者にのみ支払ってください。他の EEA 加盟国に所在する最終受益者に支払うことができる EEA 間接信用販売加盟店以外、国境を越えた支払いは認められていません。

注：分割決済代行業者による分割払い立替払金は登録型決済取引ではありません。

分割決済代行業者について除外されている業種一覧

MCC	説明
4511	航空会社及び航空運送
7011	宿泊ホテル、モーテル及びリゾート
3351-3441, 7512	カーレンタル代理店
4411	クルーズ船（船内ショップを含む）
8099	医療サービス及び医療関係者 - 他の区分に入らないもの
7280, 8062	病院及び個人病院
5976	整形用品及び人工装具
8050	看護及び個人介護施設
4119	救急搬送サービス
0742	獣医サービス
8071	医療歯科研究施設
5122	薬品、専売薬及び薬局雑費
4722	旅行代理店及びツアー運営者
7997	生涯会員
5968	長期購読
4814	電子通信サービス
4900	公共料金
6513	不動産業者及び管理者 - 賃貸
5813	ナイトクラブ
6300, 6381, 6399	保険
6010, 6011	現金類似取引
6538	P2P 支払い
9222	罰金
9311	税金の支払い

5.6 返還請求の理由

未受領または一部のみ受領された物品 / サービス (ISO 4554 / C08)

説明	カード会員は、物品 / サービスを受け取っていない（または一部しか受け取っていない）と主張しています。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - カード会員が購入した物品 / サービスの書面による説明、または - 部分的に受け取った物品を返品した、または返品しようとしたことを示す書類（例えば、集荷 / 配達確認書）
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	- 物品またはサービスの全体をカード会員またはカード会員の正式な代理人が受け取ったことを証明するもの、または - 物品またはサービスがカード会員の指定した住所に配送されたことを証明するもの、または - カード会員がサービスを受けたこと、及びサービスが使用 / 提供された日付を示す、カード会員が書面で承認した作業命令の完了書、または - サービスがキャンセルされた、または物品が加盟店に返品されたというカード会員の主張を否定する証拠、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または - 分割決済代行業者及び収納代行業者に加盟店とカード会員で合意した利用規約及びカード会員がどのように利用規約を遵守しなかったかの説明を提供すること、または 5.7.1 節「未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 (ISO 4554/C08)」で規定されている説得力のある証拠

物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31)

説明	カード会員は、立替払金の請求時に提供された書面の説明とは異なる物品 / サービスを受け取ったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - 受け取った物品 / サービスが立替払金の請求時に提供された書面の説明と異なるというカード会員の主張に関する説明、及び - 物品の場合：カード会員が物品の返品を試みたことの書面による説明

物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31)

返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	・ 書面に記載された内容が受け取った物品 / サービスと異なるというカード会員の主張を否定する証拠、または ・ カード会員が提供された物品 / サービスの受領に同意したことを証明するもの、または ・ 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または ・ 物品及びサービスが購入時の説明と一致していることを証明するもの（例えば、写真、電子メール）、または ・ 分割決済代行業者及び収納代行業者に加盟店とカード会員で合意した利用規約及びカード会員がどのように利用規約を遵守しなかったかの説明を提供すること。 カード会員が購入した物品またはサービスで、破損または欠陥のある状態で受け取ったものについては、加盟店は以下の項目のうち1つ以上を提供しなければなりません。 ・ 破損や欠陥のある物品を修理または交換したり、代替サービスを提供するために、加盟店が試みたことを提示する ・ 返品された場合は、カード会員が加盟店の明確に文書化されたキャンセル、返品ポリシー、または適用法や規程に従わなかったことを明記する ・ カード会員が物品やサービスを「現状のまま」受け取ることに同意したことを提示する
------------------------	--

破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)

説明	カード会員は、破損または欠陥のある物品 / サービスを受け取ったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	・ 立替払金のデータ、及び ・ 破損または欠陥のある物品 / サービスの説明、物品 / サービスの受領日、物品の損傷の程度またはサービスの欠陥の態様、及び ・ 加盟店に通知された方法、またはカード会員が加盟店に問題を通知しようとした方法の詳細、及び ・ 返品された場合：カード会員がどのように物品を返品したか、または返品しようとしたかの詳細

破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)

返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け

- 物品 / サービスに破損や欠陥があったというカード会員の主張を否定する証拠（ただし、物品の場合は、加盟店に返品されていないことが条件となる）、または
- 破損または欠陥のある物品を修理または交換したり、代替サービスを提供する試みがなされたことの証明、または
- カード会員が、明確に文書化されたキャンセル及び返品に関するポリシーまたは適用法に従わなかったことの証明（ただし、物品の場合は、加盟店に返品されたことが条件となる）、または
- カード会員が配送された物品の受領に同意したことの証明、または
- 物品 / サービスが加盟店に返品されなかったことの証明、または
- 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または
- 分割決済代行業者及び収納代行業者に加盟店とカード会員で合意した利用規約及びカード会員がどのように利用規約を遵守しなかったかの説明を提供すること。

用語集

収納代行業者

カード会員に代わって請求書の支払いを行うためにカード会員が利用する加盟店。収納代行業者（BPP）はカード会員のアカウントに請求し、銀行送金、小切手または電信送金など他の手段により請求書で特定されている適格最終受益者に支払います。

最終受益者

間接信用販売加盟店から支払を受ける第三者。最終受益者は間接信用販売加盟店からカード情報を受領しません。最終受益者は別途直接カードを取り扱う加盟店である場合もあります。

間接信用販売加盟店

アメリカン・エクスプレスと複数の第三者の適格最終受益者への支払を可能にする契約を結んでいる決済仲介者。間接信用販売加盟店はカードを取り扱うもののカード情報を最終受益者には送らず、銀行送金、小切手または電信送金など他の手段により適格最終受益者に支払います。

分割決済代行業者

最終受益者での購入についてカード会員が分割で一定の期間に渡って支払うことを可能にする加盟店。

包括加盟店

第三者（店子販売店）を代理してカード取扱を提供するビジネスモデルを有する事業体。従前当社の資料では「支払いサービスプロバイダー」または「PSP」そして時折「包括代行業者」「マスター加盟店」と表されてきました。

段階的デジタルウォレット

購入にあたりカード会員がリアルタイムで最終受益者に対し購入資金を提供するためにカードを使用できる支払プラットフォームを備えた加盟店。

ストアバリューデジタル決済（SVDF）

その後の支払のためにデジタルウォレットに資金をチャージできる加盟店が提供する機能。これには単独または複数の支払取扱者での物品及びサービスの購入が含まれます。

目次

変更の履歴	iii
将来の変更の通知	vi
1 はじめに.....	1
1.1 加盟店規程について.....	2
1.2 加盟店規程の変更.....	2
1.3 当社仕様の遵守.....	2
1.3.1 加盟店カテゴリーコード	2
1.3.2 ペイメントプロダクトの利用規約の遵守	2
1.4 アメリカン・エクスプレス発行者識別番号	3
1.5 データセキュリティ運営方針の遵守	3
2 取引決済.....	4
2.1 対面販売立替払金.....	5
2.1.1 IC カード	5
2.1.2 IC カード以外のカード	6
2.1.3 カード会員の署名の取得	6
2.1.4 CVM レスプログラム	6
2.1.5 非接触型決済（コンタクトレス）.....	7
2.1.5.1 店舗提示型クイックレスポンス（MPQR）	8
2.1.6 無人端末	8
2.2 カード非提示立替払金.....	8
2.2.1 デジタル注文	9
2.3 その他の立替払金.....	10
2.3.1 前払い立替払金	10
2.3.2 合算立替払金	10
2.3.3 ファイル上の本人確認情報	11
2.3.4 後送品立替払金	11
2.3.5 加盟店開始決済	11
2.3.6 ノー・ショウ立替払金	12
2.3.7 登録型決済	12
2.3.7.1 特別提供価格	13
2.3.7.2 登録型決済 – 欧州経済地域及び英国	13
2.3.8 分割出荷取引	14

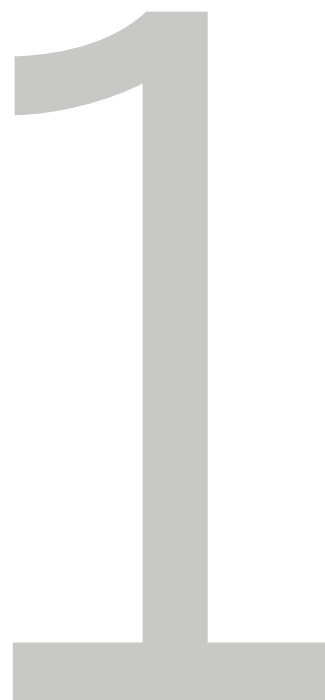
2.4	売上票または取消伝票.....	14
2.4.1	代用売上票	15
2.5	売上票及び取消伝票の保持.....	15
2.6	不正防止ツール.....	15
2.7	強化顧客認証.....	16
2.8	アメリカン・エクスプレス SafeKey プログラム.....	16
2.8.1	アメリカン・エクスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト	16
3	承認	18
3.1	承認の目的.....	19
3.2	承認期間.....	19
3.3	見積もり承認.....	19
3.4	要承認基準額.....	20
3.5	想定される承認に対する回答.....	20
3.6	承認の取得.....	21
3.7	カード識別 (CID) 番号	21
3.8	承認の取り消し.....	22
3.9	事前承認.....	22
4	決済請求.....	23
4.1	立替払金及び取消の決済請求.....	24
4.2	立替払金の決済請求.....	24
4.3	取消の決済請求.....	24
4.4	立替払金及び取消の決済請求 - 伝送	25
4.5	立替払金及び取消の決済請求 - 紙伝票	25
4.6	支払いの誤謬及び調整.....	26
5	返還請求及び問い合わせ	27
5.1	はじめに.....	28
5.2	取引の流れ.....	28
5.3	紛議のある立替払金に関する権利.....	28
5.4	紛議のある立替払金の流れ.....	29
5.5	返還請求及び問い合わせの回答期間	30
5.6	返還請求の理由.....	30
5.6.1	承認	30
5.6.2	カード会員の紛議	31
5.6.3	不正	36
5.6.4	問い合わせ / その他	38
5.6.5	決済の誤謬	39
5.6.6	不正全額償還	41
5.7	説得力のある証拠.....	41

5.7.1	未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 (ISO 4554/C08)	42
5.7.2	カード非提示不正に関する説得力のある証拠 (ISO 4540/F29)	43
5.8	問い合わせの種類	44
5.9	返還請求及び問い合わせの監視	47
5.10	返還請求する方法	48
5.11	不正全額償還プログラム	48
5.12	返還請求及び問い合わせを受ける方法	48
5.13	回答方法	49
6	特定業種向け特別規程	50
6.1	はじめに	51
6.2	禁止または制限業種	51
6.2.1	禁止業種	51
6.2.2	制限業種	51
6.3	航空会社加盟店	54
6.3.1	関連航空会社	54
6.3.2	売上票	54
6.3.3	分割払い	54
6.3.4	インフライト立替払金	55
6.3.5	プライベート・チャーター立替払金	55
6.3.6	取引の決済請求	55
6.4	慈善寄付	55
6.5	保険	56
6.6	宿泊費	56
6.6.1	緊急チェックイン	56
6.7	自動車	56
6.7.1	レンタル	56
6.7.2	販売	57
6.8	包括加盟店	58
6.9	旅行サービス	58

7 国別規程.....	59
用語集.....	62
データセキュリティ運営方針（DSOP）.....	73
変更アイコン.....	73
変更の概要一覧.....	73
対象分析プログラム（TAP）.....	74
暗号化キー、カード会員データ及び機密認証データの保護基準.....	75
データ事故の管理義務.....	75
データ事故の損害賠償義務.....	76
システムの重要な定期検証.....	78
秘密保持.....	85
免責事項.....	85

はじめに

- 1.1 加盟店規程について
- 1.2 加盟店規程の変更
- 1.3 当社仕様の遵守
- 1.4 アメリカン・エクスプレス発行者識別番号
- 1.5 データセキュリティ運営方針の遵守



1.1 加盟店規程について

- a. 加盟店規程はアメリカン・エクスプレスカードの取扱いに関する運用方針及び手続を定めるものとします。加盟店規程と適用法が抵触する場合、法律の規定を適用します。加盟店規程には全ての加盟店に適用されるグローバル規程と、リストにある特定の国に所在する指定店舗に適用される国別規程が含まれています。グローバル規程と国別規程が矛盾する場合、国別規程の要件が優先します。これらの規程と運用を最新に保つため、当社は本加盟店規程に定めるとおり定期的に改定します。

1.2 加盟店規程の変更

- a. 当社は、加盟店規程（新しい項目の追加及び既存の項目の削除または改訂を含む）を当社のウェブサイト www.americanexpress.com/InternationalRegs またはその後継ウェブサイト（当社指定のもの）に加盟店規程を電子的に提供することにより変更する権利を有します。加盟店規程の今後の変更予定は、文書の冒頭にある加盟店規程「次回以降の変更通知」に記載されています。加盟店規程の改定版は、4月と10月の年二回発行され、改定版は上記のウェブサイトで購入することができます。例外的に、このサイクルの枠外で加盟店規程を変更する必要がある場合があります。この場合、当社は本契約に従い変更を加盟店に通知します。

1.3 当社仕様の遵守

- a. 加盟店は、承認、決済請求、通信及び接続性をサポートするために必要な当社の技術仕様、ローカルオペレーティングセンターの他の（または異なる）要件、またはその他の文書を遵守しなければならず、それらは www.americanexpress.com/merchantspecs に掲載され、随時変更されることがあります。American Express Network は年に2度、4月と10月に技術仕様を発行します。導入またはサポートされる技術的な変更、並びに認証要件及び／または遵守日は技術仕様変更の通知（NOSC）により発行の6カ月前までに通知されます。技術告示は4月及び10月の発行スケジュール外で発生する変更を連絡するために使用されることがあります。技術仕様に基づかない場合、正常な承認リクエストまたは取引（あるいはその両方）の処理が行えなくなる可能性があります。

1.3.1 加盟店カテゴリーコード

- a. 加盟店は当社が加盟店の加盟店番号に加盟店カテゴリーコード（MCC）を割り当てられるよう業種区分の正確ですべてそろった説明を提供しなければなりません。複数の異なる事業がある場合、それらの事業は適切なMCCと加盟店番号を割り当てられます。複数の事業があるものの区別が明確でない場合、加盟店の事業の主要な業種区分を代表するものに最も近いMCCを使用します。
- b. すべての承認と決済請求について、最も正確なMCCを使用しなければなりません。決済請求で使用しているMCCが対応する承認のMCCと一致しない場合、加盟店は加盟店の費用において、そして当社から指示がある場合はそれに従い、直ちに不一致を修正することに同意するものとします。

1.3.2 ペイメントプロダクトの利用規約の遵守

- a. 当社は様々な決済処理ソリューションとプロダクトを提供しています。加盟店がその一つまたは複数のプロダクトの利用を選択する場合、加盟店及び加盟店に協力する第三者は該当する利用規約を遵守しなければならず、これらの利用規約は www.americanexpress.com/merchantspecs で公表され、随時更新することがあります。決済処理プロダクトの利用規約と加盟店規程との間に矛盾がある場合、決済処理プロダクトの条項が優先されます。すべてのプロダクトとサービスはすべての加盟店で利用できるわけではありません。

 1.4 アメリカン・エクスプレス発行者識別番号

- a. 加盟店はアメリカン・エクスプレス発行者識別番号（BIN）ファイルを BIN の利用規約（T&C）に定められている目的についてのみ請求することができます。
- b. 加盟店は、BIN ファイルの請求が認められる前に、下記のウェブサイトの BIN 利用規約に同意しなければなりません。
- c. アメリカン・エクスプレス BIN ファイルは www.americanexpress.com/merchantspecs で入手でき、加盟店のユーザー ID とパスワードを入力することでアクセスできます。
- d. 注：BIN ファイルは定期的に更新されることがあります。

1.5 データセキュリティ運営方針の遵守

- a. 加盟店は、[データセキュリティ運営方針（DSOP）](#)に定めるデータセキュリティ運営方針を遵守するものとします。加盟店は、カード取扱い同意の条件として、本方針（随時改定される）に定めるすべての条項に同意するものとします。当該方針の下で加盟店は (i) データ事故があった場合の補償の義務を負うとともに、(ii) PCI DSS の準拠を証明する調査報告書類を当社に提出する等、カード取引件数に応じて追加の義務を負います。加盟店がカードについて採用するデータセキュリティ措置は、いかなる点においても、加盟店が取扱うその他の支払手段に採用する措置に比して劣るものであってはなりません。

取引決済

- 2.1 対面販売立替払金
- 2.2 カード非提示立替払金
- 2.3 その他の立替払金
- 2.4 売上票または取消伝票
- 2.5 売上票及び取消伝票の保持
- 2.6 不正防止ツール
- 2.7 強化顧客認証
- 2.8 アメリカン・エクスプレス SafeKey プログラム



2.1 対面販売立替払金

- a. すべての対面販売立替払金についてカードの提示がなければならず、加盟店は以下のとおり対応しなければなりません。
 - i. 改ざんまたは損傷があるカード、またはカード会員以外の人により提示されたカードを取扱わないこと。取引が承認されなかった場合、加盟店はカード会員に直ちに通知すること。
 - ii. [2.1.1 節「IC カード」](#)から [2.1.6 節「無人端末」](#)の該当するカード取扱い手順に従うこと。
 - iii. 承認を取得すること。
 - iv. 全ての場合において、加盟店は当社のカード取扱い手続を遵守しなかったことにより生じた不正取引について責任を負うものとします。

2.1.1 IC カード

- a. IC チップ及び個人識別番号 (PIN) 対応国と IC チップのみ対応の国では、[7 章「国別規程」](#)にあるとおり、加盟店は、POS システムが IC チップカードを取り扱うことができること、そして IC チップ及び PIN 対応国については PIN を認証ができることを確認しなければなりません。これらの国では、加盟店は以下の手続に従わなければなりません。
 - i. IC カードを提示された場合、カードを IC カード情報を読み取る POS システムのカードリーダーに挿入しなければなりません（立替払金が非接触型決済（コンタクトレス）技術により処理された場合を除く。その場合、[2.1.5 節「非接触型決済（コンタクトレス）」](#)に定められた手順に従わなければなりません。）。
 - ii. IC チップ & PIN 対応国にある加盟店の場合、[7 章「国別規程」](#)にあるとおり、接触型決済限度額以上の取引、そして CVM レスプログラムの対象とならない取引（[2.1.4 節「CVM レスプログラム」](#)）について、POS システムがカード会員に対して、PIN（「IC チップ & PIN 取引」）またはカード会員の署名以外の他のカード保有者本人確認方法（CVM）を入力するよう指示します。指示に従い、指定店舗は、POS システムが促した時にカード会員が該当する CVM を入力したことを確認しなければなりません。PIN の読取りを行わなかった場合、紛失、盗難または未達の不正な対面販売立替払金について返還請求がされることがあります（[5.6.3 節「不正」](#)の不正ライアビリティシフト - 紛失 / 盗難 / 未達（ISO 4799）を参照してください）。IC チップのみ対応の国の加盟店の場合、POS システムはカード会員に CVM を入力するよう指示することがあります。IC チップのみ対応の国の場合で会員の署名取得を選択した場合、[2.1.3 節「カード会員の署名の取得」](#)を参照してください。
 - iii. 技術的な問題のため IC カード取引を完了できない場合、POS システムはエラーメッセージを表示し、取引を承認しないか IC カード以外のカード取引の手順に従って全磁気ストライプデータを読み取るよう指定店舗に指示します（[2.1.2 節「IC カード以外のカード」](#)を参照してください）。
 - iv. 指定店舗で技術的な問題がない状況で POS システムに IC カードの磁気ストライプを読み取った場合か、POS システムに立替払金を手動で打ち込んだ場合は、取引の承認は拒否されることがあります。そうでない場合でも、不正な対面販売取引について当社が返還請求権を有します（[5.6.3 節「不正」](#)の不正行為ライアビリティシフト - 偽造（ISO 4798）を参照してください）。
 - v. [2.1.1 節 a\(iv\) 項](#)に加え、以下の場合、不正な対面販売取引について、加盟店は当社が被るすべての損害について責任を負い、当社は返還請求権を有し、かつ本契約を解除することができます。
 - a. POS システムが IC カードを取扱うことができるよう更新されていない。または
 - b. 加盟店または決済代行会社が IC カードデータを読み取ったり送信したりすることができない。または
 - c. 当社が、[7 章「国別規程」](#)に定める IC チップ取引または IC チップ & PIN 取引を取扱いできるよう POS システムを認証していない。

2.1.2 IC カード以外のカード

- a. カードがICカード以外のものまたはチップ非対応国での対面販売取引について、POSシステムはカードの磁気ストライプを読み取るよう指示します。加盟店は指示に従いカードを POS システムに通さなければなりません（立替払金が非接触型決済（コンタクトレス）技術により処理された場合を除く。その場合、[2.1.5 節「非接触型決済（コンタクトレス）」](#)に定められた手順に従わなければなりません。）。加盟店は以下の通り行うものとします。
 - i. カードがその表面に記載されている有効期限内に使用されていることを確認すること。
 - ii. カードの表面のカード番号が裏面のカード番号と一致し、カード識別番号（CID）があることを確認すること。
 - iii. カードの署名欄に署名がされていること、そして該当する場合、その署名が表面にある氏名と同一であること（表面に氏名が記載されていないプリペイドカードを除く）を確認すること。
 - iv. 売上票のカード会員氏名及び署名（取得した場合）が、カードに記載された氏名及び署名と一致すること、または表面に氏名の記載のないプリペイドカードについて、当該プリペイドカードの裏面の署名が売上票の署名（取得した場合）と一致することを確認すること。
 - v. 売上票に印字されたカード番号及び有効期限がカードに記載されたカード番号及び有効期限と一致することを確認すること。
- b. 加盟店は売上票にカード会員の署名を取得することができます。カード会員の署名を取得する場合、または適用される法律で求められる場合、[2.1.3 節「カード会員の署名の取得」](#)を参照してください。
- c. POS システムが故障した場合、追加で電話による承認を求めなければなりません（[3 章「承認」](#)を参照してください）。
- d. 磁気ストライプが読み込めない場合、加盟店は立替払金を POS システムに手動でキー入力することができます。また、カードが存在したことを確認するためにカードのエンボスを取得しなければなりません。カード券面を鉛筆でこすり写したものやカードコピー機による複写は有効なエンボスとは認められません。加盟店が手動でエンボス複写を実施しない場合や、当社の求めに応じて提出できない場合、当社は当該立替払金について返還請求権を有します。

2.1.3 カード会員の署名の取得

- a. 対面販売立替払金において、適用される法律で求められる場合を除き、売上票を作成するためのカード会員の署名の取得は任意であり、加盟店の裁量によります。
- b. 加盟店が対面販売立替払金を手動インプリンター、伝票印字、または電磁的に扱う場合においてカード会員の署名の取得を選択する場合、またはそれが適用法により求められている場合には、以下の通り行うものとします。
 - i. 売上票に署名を取得する。
 - ii. 可能な場合、署名により表示されている氏名がカードに記載された氏名と同一であることを確認する。
 - iii. 署名がないプリペイドカードの場合を除き、売上票の署名がカードの署名と一致することを確認する。
- c. アメリカン・エクスプレス分割払いによる全ての取引または当社から署名取得の連絡を随時受けた場合には、加盟店はカード会員の署名を取得しなければなりません。

2.1.4 CVM レスプログラム

- a. 他に定められている場合を除き、欧州経済地域（EEA）または英国（UK）内で行われた取引は、Expresspay 対応の POS システムでのコンタクトレス取引でない限り、CVM レスプログラムの対象にはなりません。指定店舗が EEA または UK 外にある場合、以下の場合、カード会員から CVM を求めないことを選択することができます。
 - i. 立替払金の額が、[7 章「国別規程」](#)に示されている CVM がない接触型取引の上限金額欄に規定されている金額以下であること。
 - ii. 決済請求に、POS システムにカード会員が立ち会いカードを提示したことを示す適切なインジケータが含まれていること。
 - iii. 有効な承認を取得していること。

- b. 当社は CVM レスプログラムにおいて、カード保有者本人確認（CVM）を行わなかったことのみを理由とした返還請求権を行使しませんが、加盟店は当社からの要請に基づき CVM 漏れによる不正に関連した紛議のある立替払金について書面で回答しなければなりません。指定店舗及び立替払金が CVM レスプログラムの要件を満たす場合でも、当社は、指定店舗が POS システムでカード会員から CVM を取得しなかったこと以外の不履行については、返還請求権を有します。CVM レスプログラムはカスタマーサービスまたは物品及びサービスについての紛議のある立替払金には適用されません。CVM レスプログラムの立替払金に関して、カード会社が多数の紛議を受けた場合、加盟店は当社と協力して紛議を減らす努力をしなければなりません。かかる対応が十分でない場合、当社は加盟店の立替払金について返還請求権を行使し、また、有資格店舗への CVM レスプログラムへの参加を変更または終了することができます。
- c. 以下の場合を除き、当社が加盟店を対面販売立替払金を取扱う業種に分類した場合のみ CVM レスプログラムに参加することができます。
- i. 加盟店の指定店舗が対面販売を行わない場合（すなわちインターネット、郵便、電話等による通信販売）。
 - ii. 加盟店の指定店舗について、当社が、リスクが高いとみなす場合。
 - iii. 加盟店の指定店舗が不正返還請求プログラムに入っている場合。または
 - iv. 当社独自の裁量により他の理由で加盟店の指定店舗が不適格であると考えられる場合。

2.1.5 非接触型決済（コンタクトレス）

- a. 加盟店は、非接触型決済（コンタクトレス）対応の IC カードまたはモバイル機器の提示があり、立替払金が [7 章「国別規程」](#)に規定されている CVM レス非接触型決済（コンタクトレス）取引の上限額と等しいかまたはそれ以下の場合には以下の事項を遵守しなければなりません。
- i. 非接触型決済リーダーを用いて立替払金データを読み取ること。
 - ii. 承認を取得すること。
- b. 立替払金の額が CVM レス非接触型決済（コンタクトレス）取引の上限額を超える場合、非接触型決済（コンタクトレス）取引を完了することができない場合、または POS システムにより指示された場合、該当する [2.1.1 節「IC カード」](#)、または [2.1.2 節「IC カード以外のカード」](#)に定められた手順に従わなければなりません。
- c. デジタルウォレット・コンタクトレス取引については、モバイル機器及び POS システムが CDCVM を実行できる場合、CDCVM が求められています。これらの立替払金について、加盟店は、[2.4 項「売上票または取消伝票」](#)に従って売上票を作成し、取引がデジタルウォレット・コンタクトレス取引であることを示すインジケータを含めるものとします。POS システムでデジタルウォレット・コンタクトレス取引が適切に取扱いができるよう、加盟店は最新のアメリカン・エクスプレス非接触型決済 POS システム要件を遵守しなければなりません。
- d. 当社は、指定店舗がカード会員の本人確認を CDCVM を通して十分に実施し上記の全ての基準及び要件を満たした場合、非接触型決済（コンタクトレス）またはデジタルウォレット・コンタクトレス取引について、エンボスの欠如、偽造、紛失、盗難またはカード未達による不正に関する返還請求権を行使しません。これは他の紛議理由による紛議のある立替払金には適用されません（例、物品及びサービスについての紛議）。加盟店は当社からの要請に基づき、非接触型決済（コンタクトレス）またはデジタルウォレット・コンタクトレス取引についての不正に関連した紛議のある立替払金について書面で回答しなければなりません。
- e. 加盟店が利用者提示型 QR コード（CPQR）取引を処理することができる場合、以下のことを行わなければなりません。
- i. カード会員が QR コードを発行することにより購入物品の支払いができることをカード会員に明確に伝えること。
 - ii. スキャンデバイスはカード会員が簡単にアクセスできるものを使うこと。ただしカード会員の端末の近接による作動をおこさない場所に設置すること。
 - iii. 提示された QR コードのスキャンに失敗した場合、以下のことを求めること。
 - a. QRコードを再提示すること。
 - b. 他の支払い方法を使用すること。または、
 - iv. 承認を取得すること。

2.1.5.1 店舗提示型クイックレスポンス (MPQR)

- a. 加盟店が MPQR 取引を処理することができる場合、以下のことを行わなければなりません。
 - i. カード会員にそのモバイルデバイスを使用して MPQR コードをスキャンしてもらうこと。
 - ii. カード会員がスキャンできるよう、動的または静的なクイックレスポンス (QR) コードを表示すること。
 - iii. MPQR コードが変造または改ざんされていないことを確認すること。
 - iv. 承認された取引の通知を受け取り、物品またはサービスを提供する前に取引額が正しいことを確認すること。加盟店が通知を受領しない場合、当社に連絡し MPQR 取引のステータスを確認すること。
 - v. 疑わしいカード会員の場合または当社からかかる通知を受け取った場合、当社に連絡するか取引を断ること。
 - vi. MPQR 取引の記録を保持すること。これは当社からの通知の形式でも他の取引の文書によることも可能です。
 - vii. 承認を取得すること。

2.1.6 無人端末

- a. 当社は、[2.4 項「売上票または取消伝票」](#)の売上票の要件及び以下の追加の必要事項に従って、加盟店店頭に設置された無人の POS システム（例、消費者起動型端末 (CAT) または支払いキオスク）を通じて行われた立替払金の決済を認めます。加盟店は以下の通り行うものとします。
 - i. 全ての承認の請求に完全な磁気ストライプまたは IC カードデータを含めること。
 - ii. 技術的に可能な場合、全ての承認の請求とすべての決済請求に CAT インジケータのフラグを付けることを含め、立替払金が仕様と適合することを確認すること。
 - iii. ガソリンスタンドの給油設備の一部となっているかまたは取付けられている無人 POS システムでカードを取り扱う場合、当社が加盟店に提供する追加の承認手続に従うこと。
 - iv. 技術的に可能な場合、取引が拒否された場合に無人 POS システムがカード会員に通知すること。
- b. IC チップ & PIN 対応国では、[7 章「国別規程」](#)に示されているとおり、無人 POS システムが IC チップ & PIN の取引のために設定されていない場合でも、加盟店はカードを取扱うことができ、CVM の入力に関して [2.1.1 節「IC カード」](#)の規定は適用されません。ただし、加盟店がそれを選択した場合、加盟店は全ての損害について責任を負い、当社は紛失、盗難及び未達の IC カードで行われた不正な対面販売立替払金に対し返還請求権を有します。
- c. IC チップのみの国では、[7 章「国別規程」](#)に示されているとおり、無人 POS システムが IC カード取引用に設定されていない場合でも加盟店はカードを取り扱うことができます。ただし、加盟店がそれを選択した場合、加盟店は全ての損害について責任を負い、当社は偽造 IC カードで行われた不正な対面販売立替払金に対し返還請求権を有します。

2.2 カード非提示立替払金

- a. カード非提示立替払金の際、加盟店は以下のことを行わなければなりません。
 - i. [2.4 項「売上票または取消伝票」](#)に定められている売上票を作成し、取引がカード非提示立替払金であること及び「郵便通信販売」「電話通信販売」「デジタル注文」「ファクス通信販売」「シグネチャー・オン・ファイル販売」の別を売上票の署名欄に記載するか適切な電子記述子を入力すること。
 - ii. カード会員に、カード表面にある氏名、カード番号またはトークン番号と有効期限、請求先住所及び届け先の住所を尋ねること。
 - iii. 承認を取得すること。
 - iv. 注文が元の承認から 7 日より遅く出荷または配達された場合、注文を出荷または配達する前に新たな承認を取得すること。かつ、
 - v. 立替払金が拒否された場合直ちにカード会員に通知すること。

- b. 物品がカード会員により回収される場合、回収の際にカード会員はカードを提示しなければならず、加盟店は取引を対面販売立替払金として取り扱い、[2.1 項「対面販売立替払金」](#)の規定を遵守しなければなりません。
- c. 物品が指定された店舗で受け取られるカード非提示立替払金について、加盟店は物品を注文したカード会員または注文時にカード会員により指定された権限を付与された第三者により物品が受け取られることを確認しなければなりません。
- d. 加盟店が物品またはサービスについてカードが物理的に提示されていないときに注文を受けることを望む場合、自らの責任において当該取引を行うことになります。カード会員が取引を行ったことを否定するまたは承認していない全てのカード非提示立替払金について当社は返還請求権を有します。これは American Express SafeKey® (AESK) プログラムの対象となる取引については除外されます。物品を送付した住所がカード会員の請求先住所であって、当該住所に物品が配達されたことを示す代表者による署名入りの配達受領書を取得したことを加盟店が当社と確認できた場合、当社は、カード会員が紛議の物品を受け取っていないという主張だけに基づいてカード非提示立替払金についての返還請求権を行使しません。

2.2.1 デジタル注文

- a. 当社は、上記 [2.2 項「カード非提示立替払金」](#)、以下の条項、そして当社が随時追加する要件に従ったデジタル注文の立替払金の決済を認めます。加盟店は以下の通り行うものとします。
 - i. [データセキュリティ運営方針 \(DSOP\)](#) に従い、インターネット、電子メール、イントラネット、エクストラネットまたは他のデジタルネットワークまたは他の電子メール媒体を通じて行われた全てのデジタル注文に関する立替払金データは、デジタル注文をしたカード会員、加盟店のプロセッサまたは当社のみに送信すること。
 - ii. 全てのデジタル注文の立替払金の決済請求は電子的に行うこと。
 - iii. 全ての承認の請求及びデジタル注文の立替払金の決済請求について、別途当社が提供するデジタル注文用の指定店舗番号を使用すること。
 - iv. カード会員にデジタル注文を行わせる加盟店のウェブサイトが、不正なウェブサイトの使用を制限するための EV 証明書または他の類似の承認方法により認められていることを確認すること。
 - v. 加盟店のオンラインショップの支払いに関連したプロセスを分離する適切な管理方法を取って、カード会員が当社または加盟店のどちらかと通信しているかを判別できるようにすること。
 - vi. 加盟店のウェブサイトのアドレスに変更がある場合には少なくとも 1 か月前までに書面で当社に通知すること。
- b. 当社は、加盟店が本契約もしくはカード会員に対する義務を履行する能力がないと判断した場合には、ただちにデジタル注文の承認を留保することができます。
- c. 契約で定められているとおり、当社は、デジタル注文もしくはカード会員情報を保護し、または不正を防止するために、通知期間を省略し、直ちに加盟店に対し、暗号化ソフト要件及びセキュリティガイドラインを含む追加の要件を通知することができます。
- d. 当社は不正なデジタル注文について責任を負いません。加盟店が承認番号を取得し、契約の他の全ての規定を遵守していても、当社はインターネット上で取引された立替払金の返還請求権を有します。加えて、インターネット配信取引でカード非提示立替払金から紛議のある立替払金が生じた場合、立替払金の全額について当社は返還請求権を行使する場合があります。
- e. 加盟店は、加盟店が運用するウェブサイトまたは適用されるデジタル媒体において取引の承認が拒否された場合には、カード会員にその旨を通知するものとします。
- f. デジタルウォレット・アプリケーション取引について、加盟店は (i) 加盟店のプロセッサ、端末機の設置者、または当社と直接接続がある場合は当社の担当者とデジタルウォレット・アプリケーション取引を認証し、かつ (ii) [2.2 項「カード非提示立替払金」](#) に定められているカード非提示立替払金要件に従わなければなりません。該当する場合、モバイル機器が CDCVM を行うことができる場合、CDCVM が求められています。これらの立替払金について、加盟店は [2.4 項「売上票または取消伝票」](#) に示されているとおり売上票を作成しなければなりません。これらの立替払金がデジタルウォレット・アプリケーション取引として認められるには、加盟店がその取引がデジタルウォレット・アプリケーション取引であることを示すインジケータを承認と売上票に含めなければなりません。指定店舗が本項に定められている基準及び要件全てを満たしている場合、当社はデジタルウォレット・アプリケーション取引のエンボスの欠如について不正に対する返還請求権を行使しません。これはエンボスの欠如の不正以外の紛議理由による紛議のある立替払金には適用されません（例、物品またはサービスに関する紛議には適用されません）。

- g. アメリカン・エクスプレス SafeKey プログラムにより認証されたデジタル注文の立替払金を加盟店が取り扱う場合、当社はカード会員に対しポイントで購入するオプションを提示することができます。これは当社と加盟店の関係に影響を及ぼさず、契約上の当事者の権利または義務を変更するものではありません。ただし、加盟店が当社が加盟店のデジタルプラットフォームを利用してこの機能をカード会員に提供することを望まない場合、本契約にある加盟店の国内の窓口の住所に書面でお知らせください。
- h. デジタルウォレット・アプリケーション取引が登録型決済立替払金の場合、加盟店は [2.3.7 節「登録型決済」](#) に定められている手順に従わなければなりません。売上票には、立替払金が登録型決済立替払金であって、デジタルウォレット・アプリケーション取引ではないことを示すインジケータを含めなければなりません。

2.3 その他の立替払金

2.3.1 前払い立替払金

- a. 前払い立替払金の手続は、特別注文（顧客の仕様に合わせて特別に製造される注文）、エンターテインメント等及びチケット販売（スポーツイベント、コンサート、シーズンチケットなど）、高等教育機関等における学費・寮費・その他費用（図書館利用料など）、航空券、レンタカー、鉄道運賃、クルーズチケット、宿泊費、旅行関連サービス（ツアー、ガイド付き旅行など）に利用できます。
- b. カード会員に前払い立替払金のオプションの提供または依頼する場合、加盟店は以下のことを行わなければなりません。
 - i. キャンセル及び払戻条件を十分に説明し、承認を申請する前に、前払い立替払金による支払による旨の加盟店の意図を明確に示し、カード会員から前払い立替払金を実行する旨の書面による同意を得ること。カード会員による同意には以下が含まれなければなりません。
 - a. カード会員によるすべての販売条件（価格並びにキャンセル及び払戻条件を含む。）への合意、
 - b. 提供される物品またはサービスの明細及び提供予定日（または、該当する場合、到着及び出発予定日）
 - ii. 承認を取得すること、及び
 - iii. 売上票作成を完了すること。
- c. 前払い立替払金がカード非提示立替払金である場合、加盟店は以下のことを行わなければなりません。
 - i. 売上票に「前払い」であることを必ず明示すること。
 - ii. 当該立替払金発生後 24 時間以内に、カード会員に対し、前払い立替払金の金額、（該当する場合）確認番号、提供される物品またはサービスの明細及び提供予定日（該当する場合、到着及び出発予定日を含む）、キャンセル及び払戻条件の詳細の確認書（例、電子メールまたはファクス）を交付しなければなりません。
- d. 加盟店が（例えば、特別注文品が調達できないなど）物品またはサービスの提供ができず、代替手段が取れない場合、加盟店は直ちに配達または履行できない物品またはサービスに関する前払い立替払金の不履行分全額の取消を行わなければなりません。
- e. 当社は、当社が別途有する返還請求権に加えて、カード会員の書面による同意を得た販売時の条件に含まれた明白な条件のために加盟店に有利な紛議解決ができないと当社が独自の裁量で判断した場合、紛議のある前払い立替払金またはその一部の決済分を返還請求できるものとします。

2.3.2 合算立替払金

- a. この [2.3.2 節「合算立替払金」](#) はインターネット上で事業を行う加盟店の指定店舗で処理された取引についてのみ適用されます。以下の基準が満たされていれば、加盟店は合算立替払金処理を行うことができます。
 - i. 加盟店が、承認を申請する前に、カード会員に対して、カードによる購入または払戻（またはその両方）を別の購入または払戻（またはその両方）に合算するという加盟店の意図を明確に示し、その旨の同意をカード会員から得ること。
 - ii. 合算立替払金を構成する個々の購入または払戻（またはその両方）が、同一指定店舗番号のもとに、かつ、同一カードで行われたこと。
 - iii. [7 章「国別規程」](#) に示されている適用される限度額（または現地通貨建同等額）または加盟店に通知されているその他の額を超えない承認を取得すること。
 - iv. 全額分の合算立替払金の売上票を作成すること。

- v. 合算立替払金の額は [7章「国別規程」](#) に示されている適用される限度額（または加盟店に通知されているその他の額）または承認を得た額のうち、いずれか低い方を超えてはなりません。
- vi. 当社の決済請求期限内に売上票を決済請求をすること。立替払金は、本節の目的において、合算立替払金を構成する最初の購入または払戻（またはその両方）の日に「発生した」とみなされます。
- vii. カード会員に以下の内容を含む電子メールを送付すること。
 - a. 合算立替払金を構成する各購入または払戻（またはその両方）の日付、金額、明細
 - b. 合算立替払金の日付及び額。

2.3.3 ファイル上の本人確認情報

- a. カード会員のアカウントデータを取引決済のために保存する場合、加盟店は、加盟店によりまたは加盟店に代わって保存されるファイル上の本人確認情報に PAN またはトークンを含むカード会員のアカウントデータを含むことを確認しなければなりません。
- b. 加盟店はカード会員の本人確認情報を保存する前にカード会員の同意を得なければなりません。カード会員から本人確認情報を保存する同意を得た上で、加盟店は最初の承認手続を処理することを推奨します。
- c. 加盟店は、加盟店開始決済（MIT）を開始するためにカード会員の本人確認情報を保存することができます。カード会員も取引を開始するために保存されている本人の本人確認情報を使用することができます。
- d. 加盟店は当社仕様を遵守しなければなりません（[1.3 項「当社仕様の遵守」](#)を参照してください）。

2.3.4 後送品立替払金

- a. 加盟店は後送品立替払金についてカードを取扱うことができます。後送品立替払金について、加盟店は以下のことを行わなければなりません。
 - i. 承認を申請する前に、後送品立替払金による支払い方法による旨の加盟店の意図を明確に示し、カード会員から後送品立替払金による支払に対する書面による同意を得ること。
 - ii. 2 回の後送品立替払金の場合はそれぞれについて、それぞれの立替払金の日付に各々承認を取得すること。
 - iii. 立替払金が、後送品立替払金の「手付金」用または「残金」用であることを、売上票ごとに明記すること。
 - iv. 物品を提供もしくは出荷、またはサービスを提供した後にのみ、残金についての売上票を提出すること。
 - v. 各売上票は、各提出期限内に、いかなる場合でも当該立替払金発生後 7 日以内に決済請求すること。立替払金は以下の場合、「発生した」とみなされます。
 - a. 手付金について：カード会員が購入品の手付金を支払うことに同意した日
 - b. 残金について：物品を提供もしくは出荷、またはサービスが提供された日
 - vi. 同一の指定店舗番号で各々の後送品立替払金の決済請求をし承認を取得すること。
 - vii. カードによる手付金支払につき、加盟店が取扱うその他の支払手段による手付金支払といかなる異なる取扱いをもしてはならないこと。

2.3.5 加盟店開始決済

- a. 加盟店開始決済（MIT）はカード会員の直接の関与なくファイル上の本人確認情報を使用して加盟店が開始する取引です。
- b. 加盟店は MIT または一連の MIT を開始するために、カード会員の本人確認情報を保存した後、カード会員の同意を得なければなりません。MIT とファイル上の本人確認情報についてのカード会員の同意は同時に得ることができます。
- c. 加盟店が MIT を決済請求するのは、最初のカード会員開始取引（CIT）または本人確認情報の保存について本人からの要請に対する最初の承認の後であることが推奨されています。
- d. 加盟店は、承認要求に以下のデータ要素を含めた MIT を決済請求することが推奨されています。
 - i. 加盟店開始取引（MIT）インジケータ
 - ii. オリジナルトランザクション識別子（O-TID）
- e. 加盟店は MIT を処理するとき、[2.2 項「カード非提示立替払金」](#)の要件を遵守しなければなりません。

- f. 加盟店が EEA または UK 内に所在している場合、本 [2.3.5 節「加盟店開始決済」](#) に規定されているすべての要件が必須となります（[1.3 節「当社仕様の遵守」](#) を参照してください）。

2.3.6 ノー・ショウ立替払金

- a. 当社が加盟店を以下の業種に分類した場合、加盟店は以下の基準内のノー・ショウ立替払金を処理することができます。
- 宿泊費。
 - トレーラー・パーク、キャンプ場、または
 - レンタカー、航空機、自転車、ボート、装備、モーターホームまたはバイクのレンタル。
- b. ノー・ショウ立替払金の額は以下を超えてはなりません。
- i. 宿泊予約の場合、滞在費。
 - ii. 他の予約の場合、1 日のレンタル同等額。
- c. カード会員が加盟店で予約を取ったものの来店しない場合、加盟店は、以下の場合、ノー・ショウ立替払金として処理することができます。
- i. カード会員がそのカードで予約を保証した場合。
 - ii. 加盟店がカード番号、有効期限及びカード会員の請求先住所を記録している場合。
 - iii. 予約を受け付ける時点で加盟店がカード会員に適用される 1 日あたりの料金及び予約番号または確認コードを提供した場合。
 - iv. 宿泊施設／車両をカード会員のために、予約の最初の日の翌日の公表されているチェックアウト／返却時間まで取り置きしておき、その宿泊施設／車両を他の顧客に利用させてなかった場合。
 - v. 加盟店が、その業界での慣行を反映し、適用法に従った「ノー・ショウ」方針を文書化し、カード会員が予約した時点でその方針について案内した場合。
- d. 全てのノー・ショウ立替払金について決済請求する前に承認を得なければなりません。カード会員がその予約を遵守しなかった場合、売上票にその立替払金が「ノー・ショウ立替払金」であることのインジケータを含めなければなりません。

2.3.7 登録型決済

- a. 登録型決済は、カード会員が製品またはサービス（ヘルスクラブの会員料金、雑誌の購読、保険料など）のために定期的にカード会員のカードアカウントに対し加盟店が立替払金を処理することに同意し承認する支払方法です。各登録型決済の立替払金は変動する場合も固定額の場合もあります。加盟店は登録型決済について加盟店開始取引を処理するとき、[2.3.5 節「加盟店開始決済」](#) の要件を遵守する必要があります。
- b. 加盟店は最初の登録型決済立替払金の決済請求をする前に以下のことを行わなければなりません。
- i. 該当する場合、登録型決済立替払金のオプションがカード会員によりキャンセルされるまで継続することを含めすべての重要な申込条件を明確かつわかりやすく示すこと。
 - ii. 解約・払戻方針の詳細を開示し、最初の登録型決済立替払金を決済請求する前に、カードに対し請求すること及び登録型決済立替払金の条件についてカード会員の同意を得ること。
 - iii. カード会員の氏名、カード番号、カード会員の署名（該当する場合）、カードの有効期限、カード会員の請求先住所及び加盟店がカードに対して同額または異なる額を指定の時期または異なる時期に請求することの同意を確認する陳述を取得すること。
 - iv. 当社が加盟店に合理的に通知する指示に従うこと、及び
 - v. カード会員がいつでも登録型決済立替払金を解約できることと登録型決済立替払金の解約のための連絡先情報を提供すること。
- c. 最初の登録型決済立替払金の決済請求後に重要な条件に変更があった場合、カード会員に速やかに文書で当該変更を通知し、他の登録型決済立替払金を決済請求する前に新しい条件についてカード会員の書面の同意を取得してください。

- d. カード会員の同意を得るための方法には、カード会員のカードを発行する金融機関から更新されたカード情報を取得することの開示を含めなければなりません。かかる同意の証拠は最後の登録型決済立替払金の決済請求を送った日から2年間保管しなければなりません。
- e. 当社のその他の返還請求権に加え、当社は [2.3.7 節「登録型決済」](#) に定められた要件を満たさない決済請求について返還請求を行使することができます。加盟店がカード会員に通知したもののカード会員が同意しない立替払金、またはカード会員または当社が加盟店に対しカード会員が登録型決済立替払金の同意を撤回したことを通知した後に処理した登録型決済立替払金について当社は返還請求権を行使することがあります。
- f. 登録型決済立替払金の決済請求をする前に加盟店は以下のことを行わなければなりません。
 - i. 承認を取得すること、及び
 - ii. 取引が登録型決済立替払金であることのインジケータを含めた売上票を作成すること。
- g. 「シグネチャー・オン・ファイル」の立替払金の決済請求をする前に加盟店は以下のことを行わなければなりません。
 - i. 承認を取得すること、及び
 - ii. 「シグネチャー・オン・ファイル」という言葉および適切な電子的な記述を入力した売上票を作成しなければなりません。
- h. カードの解約により直ちにカード会員の登録型決済立替払金の取下げが成立します。当社は、かかる解約について加盟店に通知する必要はなく、また当該解約から発生する責任についても負いません。カード会員から直接の要請、または当社もしくはカード会員のカードを発行している金融機関を通して要請があった場合、登録型決済立替払金の継続を直に取りやめなければなりません。カードアカウントが解約された場合、またはカード会員が直接（または当社またはカード発行者を通して）登録型決済立替払金の同意を取り下げた場合、加盟店はカード会員（または以前のカード会員）と他の支払い方法（該当する場合）について取り決める責任があります。
- i. いかなる理由によっても本契約が解除された場合、加盟店は自己の費用において登録型決済立替払金の決済請求を行った全てのカード会員にカードを受け付けなくなる日付を通知しなければなりません。当社の選択により加盟店は解除の効果の発生後90日までカードの受付を継続することができます。

2.3.7.1 特別提供価格

- a. 加盟店がカード会員に特別提供価格を含む登録型決済のオプションを提供する場合、加盟店は本 [2.3.7 節「登録型決済」](#) に規定されたすべての要件とそれに加え以下の要件を遵守しなければなりません。
 - i. 登録型決済の最初の決済請求の前にカード会員がキャンセルできる簡単に迅速なキャンセル処理を含め、カード会員への特別提供価格の全ての重要な条件を明確かつ明瞭に開示すること。
 - ii. 特別提供価格の利用規約を受け入れるカード会員の明示の同意を得ること。
 - iii. 特別提供価格への登録の際、カード会員に書面で確認通知を送付すること。
 - iv. 登録型決済の最初の決済請求の前に、カード会員にキャンセルする十分な時間を確保できるようカード会員に書面で注意喚起の通知を送付すること。

2.3.7.2 登録型決済 – 欧州経済地域及び英国

- a. 加盟店がEEAまたはUK内に所在している場合でEEAまたはUK内で発行されたカードに関連してカード会員が登録型決済立替払金について同意した際に登録型決済立替払金の額が完全には指定されていない状態で決済請求がなされ、当該立替払金について正確な額について特定したカード会員の同意が得られていない場合、当社は立替払金の全額について、当該立替払金の決済請求の日から120日間、かつ当該立替払金の紛議のある部分（全額に満つる額までを含む）についてはその後も返還請求権を有します。カード会員が調整された立替払金の額に同意する場合、それに応じて当社は返還請求権を行使することがあります。本項のいかなる部分も当社の登録型決済立替払金に関連した一般的な返還請求権を損なうものではありません。
- b. 変更される登録型決済立替払金毎に事前の通知が必要な場合、加盟店は以下のとおりカード会員に各登録型決済立替払金の額及び日付を通知しなければなりません。
 - i. 各立替払金の決済請求の最低10日前、及び
 - ii. 立替払金の額がカード会員によって指定された登録型決済立替払金の最大額を超えたとき。

- c. 加盟店は当社が当社のウェブサイトから加盟店のウェブサイト（ホームページ、支払いページまたは自動または登録型決済ページ）へのハイパーリンクを作成し、加盟店の顧客サービスの連絡先情報を掲示することを許可します。

2.3.8 分割出荷取引

- a. カード会員が複数の個別に価格が付けられた物品を1回で購入し、物品がカード会員に複数回に分けて出荷される場合、分割出荷取引となります。単価やセット販売されている品目は別の立替払金として請求してはなりません。加盟店は1回の承認を取得し、分割出荷取引として完了させる目的で複数の売上票を提出することができます。承認は承認日から7日間有効です（[3.2 項「承認期間」](#)を参照）。
- b. 分割出荷取引のためにカードを取り扱う場合、以下のことを行わなければなりません。
- キャンセルそして払い戻しポリシーすべてを示すこと。
 - カード会員に請求される承認額を知らせること。
 - 購入した品物が別々に配達されることと立替払金が個別に請求されることを開示し、カード会員の同意を得ること。
 - 配達予定日を提示すること。
 - それぞれの品物が送付された後に売上票を提出すること。

2.4 売上票または取消伝票

- a. 全ての立替払金または取消について、加盟店は、当社仕様または当社の承認を得た書式に従って、電子的に再生可能な売上票または取消伝票を購入時に作成しなければならず、以下の情報を含むものとします。
- カード番号全桁または売上票のトークン。
 - カードの有効期限。
 - 立替払金または取消が発生した日付。
 - 加盟店の指定店舗の名称及び加盟店番号。
 - 適用される税、チップ及び手数料を含む立替払金または取消の額。
 - 売上票の場合、購入された物品及びサービスの説明。
 - 売上票の場合、承認番号。
 - 当社または適用される法により随時求められる他のすべての情報。
- b. 加盟店は、カード会員に交付される売上票のコピーにカード番号の一部を省略して記載するものとし、カードの有効期限またはCIDを印字してはいけません。カード番号の省略された桁は、例えば「X」、「*」または「#」等で置き換え、空白または数字を入れてはいけません。
- c. 異なるカードで一回の購入を行った場合、加盟店は複数の売上票を作成しなければなりません、一つのカードで一回の購入を行った場合、後送品立替払金（[2.3.4 節「後送品立替払金」](#)を参照）、分割出荷取引（[2.3.8 節「分割出荷取引」](#)）、または当社が一定額以上の立替払金についてその承認をした場合を除いて、購入を複数の立替払金に分けることにより複数の売上票を作成してはなりません。
- d. コーポレート・パーチェシング・カード（CPC）立替払金について、加盟店は本項の売上票の要件を遵守しなければなりません。加えて、加盟店は当社の仕様に従い、以下を含む売上票の追加のカードデータや送信時の伝送データを取り込むことが求められます。
- CPC 照会情報（例えば、購入注文番号）。
 - CPC 顧客情報。
 - 物品の購入価格及び課税される場合の別に表示した税額。
- e. 加盟店はCPC立替払金をCPC用の加盟店番号を使って処理しなければなりません。

2.4.1 代用売上票

- a. 場合によって、加盟店はカード非提示立替払金について売上票原本に代わり裏付け資料として代用売上票を提供することができる場合があります。加盟店は問い合わせで求められる追加の情報を提供しなければなりません。代用売上票は以下の照会事由への対応に使用することができます。
 - i. 6003
 - ii. 6006
 - iii. 6016
- b. 問い合わせ事由の追加の情報については、[5.8 項「問い合わせの種類」](#)を参照してください。
- c. 代用売上票には以下のものが含まれていなければなりません。
 - i. カード番号
 - ii. カード会員氏名
 - iii. 加盟店名
 - iv. 加盟店所在地
 - v. 取引日 / 物品またはサービスが送付または提供され日
 - vi. 取引額
 - vii. 承認
 - viii. 物品 / サービスの説明
- d. 加えて、可能な場合、以下の任意の情報を代用売上票に含めることができます。
 - i. 物品 / サービスが注文された日
 - ii. ウェブサイトのアドレス
 - iii. 加盟店のカスタマーサービスの電話番号 / E メールアドレス
 - iv. 「宛先」の氏名及び住所
 - v. 自動住所検証応答コード
 - vi. 注文確認番号
 - vii. 電子的に記録されたカード会員署名

2.5 売上票及び取消伝票の保持

- a. 加盟店は、売上票または取消伝票（該当する場合）の原本、及びカード会員の同意の証拠またはその再生可能な記録を含む取引の証拠となるすべての文書及びデータを、該当する立替払金または取消の決済請求を行った日、もしくは、物品またはサービスをカード会員に全て提供した日のうちの遅い方から [7 章「国別規程」](#)に定められている記録保持期間または適用法で求められる別の保持期間の間保持しなければなりません。当社が加盟店に請求した場合、加盟店は売上票または取消伝票及び他の裏付け資料及びデータを請求の日から [5.5 項「返還請求及び問い合わせの回答期間」](#)に掲げられた回答期間内に当社に提供しなければなりません。

2.6 不正防止ツール

- a. 加盟店は、利用可能な場合は当社の自動住所検証（AAV）、住所検証サービス（AVS）、強化承認（EA）及び CID サービス（または当社が随時利用できるようにする他の類似の不正防止ツール）を使用するものとします。これらは不正のリスクを最小限に抑えるための助けとなりますが、立替払金が返還請求の対象とならないことを保証するものではありません。加盟店はこれらの不正防止ツールを利用するためには AAV、AVS 及び EA の認定を受けなければなりません。当社は加盟店への通知の有無に関わらず、不正防止ツールへのアクセスを停止、終了、変更または防止することができます。不正防止ツールへのアクセスの停止、終了、変更または防止について、当社は加盟店に対し責任や義務を負いません。

2.7 強化顧客認証

- a. 加盟店がEEAまたはUK内に指定店舗を持つ場合、それらの指定店舗はデジタル注文による立替払金についてカード会員の強化顧客認証を行うことを可能にするソリューションをサポートしていなければなりません。加盟店が当社が強化顧客認証を行うことを可能にしていない場合、デジタル注文による立替払金を拒否することがあります。
- b. 加盟店の指定店舗が EEA または UK 内でデジタル注文で立替払金を受け付けている場合、指定店舗は当社のアメリカン・エクスプレス SafeKey プログラムに加入する必要があります。

2.8 アメリカン・エクスプレス SafeKey プログラム

- a. アメリカン・エクスプレス SafeKey プログラム（「SafeKey プログラム」）は、アメリカン・エクスプレスカードによる不正の危険を抑制するため、加盟店がオンラインでの認証手続き中にカード会員を確認することを可能にします。
- b. SafeKey プログラムは、とりわけ認証が行われない場合、オンラインの不正利用を完全に防ぐものではありません。加盟店は他の合理的な不正を抑制する慣行を取り入れ、不正を抑制のために不正スクリーニングを続けなければなりません。
- c. アメリカン・エクスプレスは異なる種類の取引をサポートする異なるバージョンの SafeKey プログラムを提供しています。加盟店の指定店舗は加盟店が処理する取引の種類をサポートするバージョンの SafeKey を使用しなければなりません。アメリカン・エクスプレス SafeKey プログラムについてさらに情報を得るには、www.americanexpress.com/merchantspecs で参照できる該当する SafeKey 実装ガイド、SafeKey プロトコルガイド及び技術仕様をご覧ください。
- d. SafeKey プログラムに加入するには、加盟店の指定店舗は以下の要件を満たさなければなりません。
 - i. 要求されている SafeKey 技術統合処理を加盟店の SafeKey サービスプロバイダーと完了すること。
 - ii. www.americanexpress.com/merchantspecs または当社が随時通知する他のウェブサイトで公表する該当する SafeKey 実装ガイド及び SafeKey プロトコルガイドを遵守すること。
 - iii. 該当する SafeKey 実装ガイド及び SafeKey プロトコルガイド及び仕様に規定されているとおり、SafeKey 立替払金の完全で正確なデータを提供すること。
 - iv. www.americanexpress.com/merchantspecs で参照できるアメリカン・エクスプレス SafeKey ロゴガイドラインで詳述されている SafeKey ブランド要件を遵守すること。
- e. 当社は加盟店への通知の有無にかかわらず、SafeKey プログラムへのアクセスを停止、終了、変更または防止することができます。SafeKey プログラムへのアクセスの停止、終了、変更または防止があったとき、当社は加盟店に責任も義務も負いません。改定されたまたは現行の SafeKey プログラムに同意しない場合、加盟店はその参加を中止しなければなりません。

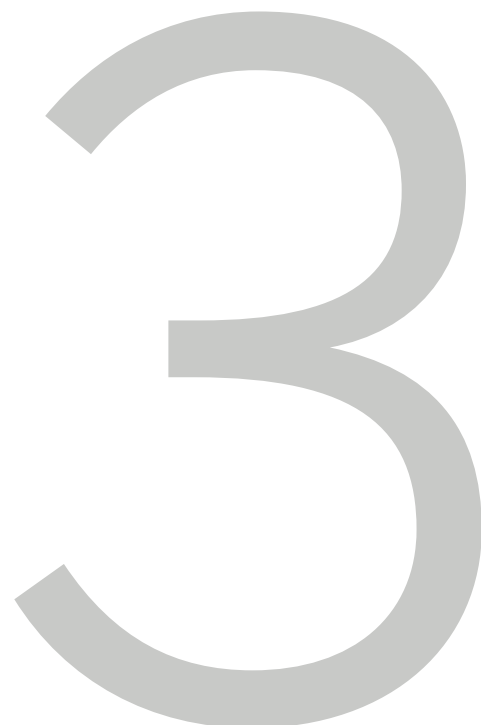
2.8.1 アメリカン・エクスプレス SafeKey 不正ライアビリティシフト

- a. SafeKey プログラムでは、カード非提示返還請求を含め、特定の種類の不正取引について、当社は返還請求権を行使しません（「SafeKey 不正ライアビリティシフト」）。SafeKey 不正ライアビリティシフトは、不正以外の紛議の理由に関連した紛議のある立替払金には適用されません（例、SafeKey 不正ライアビリティシフトは商品またはサービスの紛議には適用されません）。
- b. SafeKey 不正ライアビリティシフトの資格を得るには、上記 2.8 項 (d) の要件に加え、加盟店は以下の追加の要件を遵守しなければなりません。
 - i. SafeKey 立替払金は SafeKey 認証され、電子商取引インジケータ (ECI) 5 を受けるか、または SafeKey 試行され、ECI 6 を受けていること。
 - ii. 不正取引率を、www.americanexpress.com/merchantspecs で公表し、随時更新することがある該当する SafeKey 実装ガイドにあるパラメータ内に維持すること。不正取引比率を超過した場合、加盟店は指定店舗の紛議のある立替払金の数を削減するために、当社と協働すること。
 - iii. 加盟店の指定店舗が日本国外に設置されている場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請と立替払金の決済請求の両方で提供されていること。

- iv. 日本国内に設置されている指定店舗の場合、SafeKey 電子商取引インジケータは承認申請のときに提供されていること。
- c. 誤解を避けるために記すと、以下の場合、当社はその裁量により、指定店舗の SafeKey 不正ライアビリティシフトの資格を取り消し、変更または終了する権利を留保します。
 - i. 加盟店が上記に掲示された要件のいずれも満たしていない場合（例、加盟店が不正取引比率を超過している、または加盟店が SafeKey 立替払金のために明確で正確なデータを提供していない場合）。
 - ii. 加盟店が当社に SafeKey 承認プロセス中に使用された認証データと異なる SafeKey 認証データを決済請求した場合。
 - iii. 加盟店が無効または異なる SafeKey 立替払金で再使用された認証データを決済請求した場合。

承認

- 3.1 承認の目的
- 3.2 承認期間
- 3.3 見積もり承認
- 3.4 要承認基準額
- 3.5 想定される承認に対する回答
- 3.6 承認の取得
- 3.7 カード識別（CID）番号
- 3.8 承認の取り消し
- 3.9 事前承認



3.1 承認の目的

- a. 承認の目的は加盟店が立替払金を続行するかどうかを決定する上で助けになる情報を提供することです。
- b. 全ての立替払金について、加盟店は要承認基準額未満の立替払金を除き、承認を取得する必要があります（[3.4 項「要承認基準額」](#)を参照してください）。承認は、当社が [3.3 項「見積もり承認」](#)に挙げられている業種に区分した加盟店または取引形態を除き、立替払金全額についてのものでなければなりません。
- c. 承認は (i) 立替払金の利用者がカード会員であること、(ii) 立替払金が実際に有効で真正なものであること、(iii) 当社が立替払金を受け入れること、(iv) 立替払金について加盟店に支払いがされること、(v) 加盟店が返還請求の対象とならないこと、または (vi) 決済請求する立替払金拒絶されないことを保証するものではありません。

3.2 承認期間

- a. 承認は承認日後 7 日間有効です。加盟店は元の承認日より 7 日目以降に立替払金の決済請求をする場合、新しい承認を取得しなければなりません。
- b. 注文から 7 日以上後に立替払金にかかる物品またはサービスが出荷または提供された場合、加盟店は、注文時、及び物品またはサービスをカード会員に出荷または提供するときに再度、立替払金の承認を取得しなければなりません。
- c. 新しい承認を売上票に記載しなければなりません。承認リクエストが拒否された場合、物品やサービスを提供したり、立替払金の決済請求をしてはなりません。これを行うと、返還請求の対象となります。
- d. 見積もり承認期間については、[3.3 節「見積もり承認」](#)を参照。

3.3 見積もり承認

- a. 当社が加盟店を以下の業種のいずれかに該当すると判断した場合、承認時に最終的な立替払金の額が明らかでないときは下記の見積もり承認手順が適用されます。
- b. 加盟店は以下に掲げられた業種においてのみ見積もり承認を取得することができます。承認金額を過剰に見積もらないようにしてください。加盟店は、承認を申請する前に当該見積もり額について、カード会員の同意を取得しなければなりません。
- c. 旅行業（例、宿泊、クルーズ船及びカーレンタル）については、予約またはチェックイン時に、1 日あたりの料金及び滞在を予定している日数に税金とその時点で知りえた他の附属費用を足した額に基づいて、立替払金の見積額を判断し、承認を取得します。加盟店は生じうる損傷または盗難についての額を見積もり承認に含めてはなりません。加盟店は旅行の間断続的に（日毎以下にはならない）承認を得て、決済請求を行うことができます。
- d. 4 か月を超える期間のレンタカーの場合、加盟店は複数月のレンタル期間の各レンタル月の額を当該レンタル月の直前に承認を取得するものとします。加盟店は複数月のレンタルプログラムが適用法を遵守していることを表明し、この記載をもって保証するものとします。
- e. 業種にかかわらず、立替払金にかかる全額が確定次第直ちにかかる立替払金を決済請求をしなければなりません。加盟店は、立替払金承認を取得した額を超過した分についてカード会員の同意を取得しなければなりません。
- f. 立替払金の最終金額が以下に該当する場合：
 - i. 加盟店が承認を取得した額に、以下に示した見積もり承認率を適用し加えた額を超えない場合、追加の承認は不要です。
 - ii. 加盟店が承認を取得した額に、以下に示した見積もり承認率を適用し加えた額が上回る場合、加盟店は新しい承認を取得しなければなりません。承認を取得しない場合、または加盟店が申請した承認が却下される場合、当社は元の承認額に見積もり承認率を適用し加えた額を超える分について返還請求権を有します。誤解を避けるために記すと、当社は、承認取得の不履行以外の理由においても、立替払金の最終額についての返還請求権を有します。
- g. 見積もり承認は下記の該当する見積もり承認期間の間有効です。加盟店は見積もり承認期間内に決済請求をしない場合、新たな承認を取得しなければなりません。

業種	見積もり承認率	見積もり承認期間
クルーズ船	15%	クルーズの期間
日用品（カード非提示）	15%	7 日間
宿泊費（ 6.6 項 を参照）	15%	宿泊の期間
自動車（ 6.7 項 を参照）	15%	レンタル契約の期間
レストランとバー *	30%	7 日間
小売店（カード非提示）	15%	7 日間
タクシー及びリムジン	20%	7 日間

* レストランやバーでのプリペイドカードの立替払金およびデビットカードの立替払金の見積もり承認率は 20% です。

3.4 要承認基準額

- a. 指定店舗に要承認基準額を割り当てていない限り、額にかかわらずすべての立替払金については要承認基準額ゼロを維持しています。指定店舗において同一日における同一のカード会員による 1 回または複数の立替払金がこの要承認基準額またはそれ以上になる場合は、指定店舗は、承認を取得しなければなりません。

3.5 想定される承認に対する回答

- a. 承認の請求に対する回答は発行者により発せられ当社から加盟店に送信されます。加盟店からの承認請求に対し発せられる最も典型的な回答は以下のとおりです。実際の表現は異なるかもしれないため、加盟店の機器にどのように承認の回答が表示されるかを加盟店のプロセッサ、端末機の設置者に確認してください。

承認の回答	何を意味するか
承認	立替払金が承認されました。
一部承認 (プリペイドカードでの 使用についてのみ)	立替払金が承認されました。承認は請求された元の価値より少ない額についてのものです。立替払金は承認された額についてのみ決済請求しなければなりません。カード会員が支払うべき残りの資金を別の支払い方法を通して回収してください。 複合取引登録の場合、加盟店はプリペイドカードによる支払と他の支払い手段または支払い方法と統合することについて加盟店のポリシーに従って行うことができます。
拒否またはカード受付 不可	立替払金が承認されませんでした。物品またはサービスの提供、立替払金の決済請求をしないでください。 カード会員に直ちにカードが拒否されたことを伝えてください。カード会員が質問や心配事がある場合、カードの裏にあるカスタマーサービスの電話番号にかけようように勧めてください。拒否された理由は絶対に話さないでください。 拒否を受け取ったあとに決済請求をした場合、当社は立替払金を拒絶するか、または加盟店が返還請求権の行使の対象となります。
回収	カードを回収しなければならないことを示す発行者の店頭の回答を受け取る場合があります。この回答を受け取ったときには、加盟店の内部ポリシーに従ってください。絶対に加盟店と従業員を安全でない状況に置かないようにしてください。加盟店の内部ポリシーがそう指示する場合、承認課に連絡を取って回収作業を開始することができます。

3.6 承認の取得

- 加盟店はすべての承認請求が技術仕様 (1.3 項「[当社仕様の遵守](#)」を参照してください) に準拠していることを確認しなければなりません。承認請求が技術仕様準拠していない場合、承認は却下されるか、承認コードが取得されていないものについては当社は決済請求を拒絶または返還請求権を行使する場合があります。
- カードを読み取ることができず、承認を得るために立替払金をキー入力する必要な場合、加盟店はキー入力立替払金の要件に従わなければなりません。
- 承認を取得するために電子的 POS システムを使用している場合、承認は売上票に自動的に印字されなければなりません。
- POS システムの問題、システム停止または電子的立替払の途絶により承認を取得できない場合、加盟店は以下のとおり電話による承認を取得しなければなりません。
 - 承認課に架電し、以下を提供します。カード番号またはトークン、加盟店番号、立替払金額。状況によって有効期限や CID 番号など追加の情報を求められる場合があります。
 - 回答が提供されます。承認請求が認められた場合、決済請求の承認コードを読み取り、POS システムに承認コードを入力してください。
 - この種類の立替払金を完了するための指示については、端末の設置者、プロセッサまたはアメリカン・エクスプレスと直接接続がある場合はアメリカン・エクスプレスの担当者に連絡してください。
 - 承認を電子的に取得できないことが当社の承認システムの利用不可または稼働不能によるものでない限り、当社は電話による承認の請求について各立替払金に手数料を請求する場合があります。

3.7 カード識別 (CID) 番号

- カード識別 (CID) 番号は承認プロセスの一部としてカード会員の検証にもう一段階提供します。CID 番号はカードに印字されています。
- 承認中に立替払をしようとしている人が提供した CID 番号がカードに印字された CID 番号と一致しない場合、顧客に少なくとももう一度 CID 番号について案内してください。再度一致しない場合、加盟店の内部方針に従ってください。

- c. 注: CID 番号はいかなる目的のためにも保存してはなりません。リアルタイムでの立替払金のみのために利用できます。[データセキュリティ運営方針 \(DSOP\)](#) を参照。

3.8 承認の取り消し

- a. 承認期間内にアメリカン・エクスプレスに決済請求をしようとしていない場合、加盟店は承認された立替払金を承認を取り消すことが勧められています。[3.2 項「承認期間」](#)を参照。
- b. 承認取り消しメッセージを送ることにより、対応する立替払金の承認を取り消すことができます。
- c. 当社に売上票を提出した後は、承認を取り消し、破棄または変更することはできません。たとえば、立替払金に誤謬があったもののすでに売上票が提出されている場合、システム上立替払金の変更を請求することができません。その代わりに、加盟店は [4.3 章「取消の決済請求」](#)

3.9 事前承認

- a. 事前承認は、承認された立替払金を事後的に決済請求できるようにするために物品またはサービスを提供する前に提出する承認請求です（例、給油機の CAT）。

決済請求

- 4.1 立替払金及び取消の決済請求
- 4.2 立替払金の決済請求
- 4.3 取消の決済請求
- 4.4 立替払金及び取消の決済請求 – 伝送
- 4.5 立替払金及び取消の決済請求 – 紙伝票
- 4.6 支払いの誤謬及び調整



4.1 立替払金及び取消の決済請求

- a. 指定店舗は、アメリカン・エクスプレスが書面で合意した場合または適用される法律により求められる場合を除き、伝送または紙伝票により、現地通貨建て、またはアメリカン・エクスプレス多通貨決済プラットフォームでの処理をアメリカン・エクスプレスが承認した指定店舗の場合は本契約に従って、取引の決済請求をしなければなりません。全ての立替払金及び取消について、加盟店は立替払金または取消が処理された指定店舗の指定店舗番号で決済請求をしなければなりません。現地通貨ごとに固有の指定店舗番号を使用しなければなりません。本契約に従い、アメリカン・エクスプレスによる全ての通貨の換算はアメリカン・エクスプレスが取引を処理する日付またはアメリカン・エクスプレスが通知するその他の日付で行われます。適用される法律により特定の換算率が求められる場合を除いて、アメリカン・エクスプレスは、アメリカン・エクスプレスが慣行に従い業界より選択した銀行間利率に基づく処理日の前の日の換算率を使用します。
- b. 本契約の発効日後、指定店舗が仕様に記載のない通貨での顧客による購入または支払いを認めることを希望し、アメリカン・エクスプレス多通貨決済プラットフォームで処理できる通貨としてそれまでにアメリカン・エクスプレスと合意されていなかった場合、加盟店は直ちにアメリカン・エクスプレスに書面で通知しなければなりません。当該通貨での立替払金の決済請求について同意したアメリカン・エクスプレスからの書面の通知の後、加盟店は当該通貨での立替払金の決済請求をすることができます。アメリカン・エクスプレスが仕様に記載のない通貨での立替払金の決済請求に同意しない場合、加盟店は当該通貨での立替払金の決済請求をしてはなりません。
- c. すべての場合において、取引の決済請求と支払いは、適用法、地域的な不安定さなどの事象、または両当事者の支払い業務を阻害する予測しえないその他の事象が発生した場合、直ちに見直しと改定に付されます。
- d. 取引（立替払金及び取消を含む）は、当社の該当場所での立替払金及び取消の処理締め切り時間までに当社において処理が完了した場合、当該処理日に受理されたとみなされます。

4.2 立替払金の決済請求

- a. 加盟店は取引が発生した日から7日以内に全ての立替払金の決済請求をしなければなりません。ただし、カード会員への物品の出荷またはサービスの提供まで立替払金の決済請求を待たなければならず、その後立替払金の決済請求をするため7日間の期間があります。立替払金は、前段の適用上、カード会員がカードで購入した物品またはサービスの支払いに同意した日に「発生した」ものとみなされます。
- b. 後送品立替払金及び前払い立替払金の手付部分は物品の出荷またはサービスの提供前に決済請求を行うことができます。[2.3.4 節「後送品立替払金」](#)及び[2.3.1 節「前払い立替払金」](#)を参照してください。
- c. 加盟店が EEA または UK に所在している場合、加盟店はカード会員が取引に同意したとき完全な額が定まっていなかったときには立替払金の決済請求を行ってはなりません。加盟店がかかる決済請求を行った場合で、かつカードが EEA または UK 内で発行されている場合は、当社の返還請求権を損なうことなく、当社は立替払金の決済請求の日から 120 日の期間立替払金全額について、その後も立替払金の紛議のある部分（全額に満つる額までを含む）について、返還請求権を有します。カード会員が調整された立替払金の額に同意する場合、それに応じて当社は返還請求権を行使することがあります。カード会員は、例えば、加盟店が[2.1 項「対面販売立替払金」](#)で定められている対面販売立替払金の手順に従っている際にカード会員の署名を除く有効な CVM により同意を与えることができます。

4.3 取消の決済請求

- a. 加盟店は全ての取消について取消伝票を作成しなければならず、取消が決定した7日以内に当社に対して取消の決済請求をしなければなりません。加盟店は、該当する立替払金が存在しない場合、取消を発行してはなりません。加盟店は、加盟店サービス料を含めない該当する立替払金の金額のみについて取消の決済請求を行うものとします。当社は、加盟店への支払額から取消分の全額を控除します（または、自動引き落としが可能な場合、加盟店の銀行から引き落とします）。しかし、それができない場合、加盟店は当社からの通知を受領次第、直ちに当社への支払を行わなければなりません。取消を発行した場合、当社は該当する立替払金に事前に適用された加盟店手数料または他の手数料や金額について払戻をせず、取消を処理するための手数料を請求する場合があります。元の立替払金の決済請求がされた通貨建てで取消を発行しなければなりません。

- b. すでにカード会員が使用できなくなったプリペイドカード、または、加盟店の払戻ポリシーに従って元の購入を行ったカード会員以外の人が贈り物を返品するための取消でない限り、元の購入に使用されたカード番号に取消を発行しなければなりません。
- c. 適用法で求められていない限り、カード会員がカードで購入した物品またはサービスについて現金による払い戻しを行ってはなりません。加盟店は購入時に、そして適用法に従って、カード会員に払戻ポリシーを開示しなければなりません。

4.4 立替払金及び取消の決済請求 - 伝送

- a. 加盟店が電子的 POS システムを所持している場合、立替払金及び取消の決済請求は通信リンクを使用して電子的に決済請求（伝送）をしなければなりません。伝送は仕様に適合していなければなりません。当社は適合していない伝送または立替払金データを受け付けません。当社からの書面の通知から 30 日以内に伝送の追加、省略または再フォーマットした情報を付さなければなりません。立替払金データを電子的に送信した場合も、加盟店は売上票及び取消伝票を完成させ保持しなければなりません。
- b. その他の支払い手段のために IC カード取扱いの POS システムを更新する場合、加盟店は IC カード取扱いを可能にするために当社が提供する仕様の遵守に同意することになります。
- c. 加盟店は、加盟店の POS システムが、当社から通知された準拠日に従い、当社から要求された関連規則及び認証要件（以下を含むが、これらに限りません）を満たすことを確認しなければなりません。
 - POS システムが AEIPS (American Express ICC Payment Specifications) に準拠していること。
 - 非接触リーダのある POS システムは、American Express Expresspay の仕様に準拠していること。
- d. アメリカン・エクスプレスは書面、または加盟店仕様ウェブサイト (www.americanexpress.com/merchantspecs)（その後継サイトを含む）を通じて通知することを選択することができます。
- e. 当社による事前の承認により、加盟店は、自己の費用においてサービスプロバイダーを雇うことができます。ただし、加盟店は、秘密保持義務、立替払金データの承認及び当社への決済請求に関する当社仕様の遵守を含む、サービスプロバイダーが加盟店のために本契約に基づいて行うすべての義務、サービス、及び機能について、加盟店が当該義務、サービス、及び機能を行った場合と同様に、金銭的及びその他の方法で責任を負うものとします。サービスプロバイダーの不作为または不履行は、本契約に基づく加盟店の義務を免除するものではありません。加盟店は、カード取扱いを可能にするために確実にサービスプロバイダーが当社に協力するようにするものとします。機密のカード会員情報の取扱いに関連するものを含め、加盟店のサービスプロバイダーにより発生する問題、誤謬、不作為、遅延または費用、そして加盟店のサービスプロバイダーが当社またはその関連会社に請求する手数料、加盟店のサービスプロバイダーにより当社またはその関連会社に発生する費用については、アメリカン・エクスプレスではなく、加盟店が責任を負います。加盟店はサービスプロバイダーが、適用される法律に基づき、インターネット詐欺を防止し、取引に関連するデータを含むカード会員の個人情報を保護するための技術基準、ガイドラインまたは規則を含む全ての基準に適合するために十分なリソースとセキュリティ管理があることを確認しなければなりません。当社は、加盟店のサービスプロバイダーにより請求された手数料を加盟店に請求するか、当社から加盟店への支払いから差し引くことができます。加盟店のサービスプロバイダーを変更した場合、加盟店は速やかに当社に通知し、請求があった場合加盟店のサービスプロバイダーについて全ての関連する情報を当社に提供しなければなりません。当社は、当該サービスプロバイダーの業務遂行に関して当社の事業行為を変更する必要はなく、加盟店が行った場合と同様に当該業務遂行を信頼することができるものとします。当社がサービスプロバイダーとして列挙または認証することは、その業務遂行を当社が保証するものではなく、加盟店が利用することを選択した当該サービスプロバイダーに対する加盟店の責任及び義務を免除するものではありません。
- f. 前述にかかわらず、商取引上合理的で加盟店の他の契約により禁止されていない場合、加盟店は、カード承認、決済請求及び POS システム機器またはシステムを当社の承認及び立替払金データの決済請求用のシステムと直接通信するよう設定する上で当社と協働します。

4.5 立替払金及び取消の決済請求 - 紙伝票

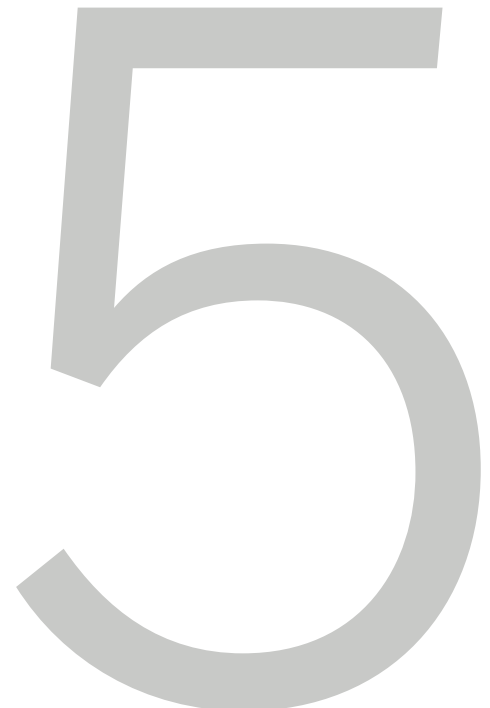
- a. 特別な事情により加盟店が立替払金及び取消の決済請求を紙伝票で行うことが求められる場合、加盟店は当社の指示に従い立替払金及び取消の決済請求を行います。当社は紙伝票による決済請求に同意する義務はなく、紙伝票でなされた立替払金及び取消の決済請求に対して手数料を請求する権利を有します。かかる手数料は事前に加盟店に通知されます。

4.6 支払いの誤謬及び調整

- a. 当社が加盟店に誤って支払いを行ったと判断した場合、またはアメリカン・エクスプレスによる立替払金の照合に誤謬（例えば、不正確な計算、他社伝票の算入、無効なカード番号の算入等）があり、金銭がアメリカン・エクスプレスに支払われる必要があると判断した場合、当社は、当社の裁量により、誤った当該金額を加盟店または関連する指定店舗に返還請求する権利を行使することができます。加盟店が、本契約に基づいて加盟店に支払われるべきではない支払いを当社から受け取った場合、加盟店は直ちに当社（当社の電話サービスセンターに電話する）及び加盟店のサービスプロバイダー（該当する場合）に通知し、当該支払いを速やかに当社に返却しなければなりません。当社が通知を受けたか否かにかかわらず、当社は、当該金額を完全に回収するまで、加盟店への将来の支払いを留保または差し引き、または加盟店の銀行口座から引き落とす権利を有します。
- b. 加盟店または加盟店の指定店舗は、加盟店手数料、または取引もしくは返還請求に係る支払またはその他の手数料について、何らかの誤謬または処理漏れがあった場合、当該誤謬または処理漏れが含まれる明細書の日付から 90 日以内にアメリカン・エクスプレスに書面で通知しなければなりません。加盟店が要求期間内にかかる通知を行わない場合、アメリカン・エクスプレスは、当社に支払われるべき金額を除き、加盟店が当該金額に関する書面上の金額を完全かつ正しいとみなしたものとします。当社は、本契約に基づき、加盟店以外のいかなる者に対しても支払い義務を負いません。
- c. 本節に記載された調整は、該当する場合、関連する立替払金の決済請求がなされた、または支払いが行われた通貨建で計算されます。

返還請求及び問い合わせ

- 5.1 はじめに
- 5.2 取引の流れ
- 5.3 紛議のある立替払金に関する権利
- 5.4 紛議のある立替払金の流れ
- 5.5 返還請求及び問い合わせの回答期間
- 5.6 返還請求の理由
- 5.7 説得力のある証拠
- 5.8 問い合わせの種類
- 5.9 返還請求及び問い合わせの監視
- 5.10 返還請求する方法
- 5.11 不正全額償還プログラム
- 5.12 返還請求及び問い合わせを受ける方法
- 5.13 回答方法



5.1 はじめに

- a. 本章は、アメリカン・エクスプレスが返還請求及び問い合わせを処理する方法について説明します。
- b. 本章には以下の重要なポイントが含まれます：
 - アメリカン・エクスプレスの紛議のある立替払金の処理に関する説明、
 - 紛議のある立替払金を扱う方法の確認、
 - 様々な問い合わせの種類及び推奨される裏付け資料の例、
 - アメリカン・エクスプレスの返還請求ポリシーの概要、及び
 - 問い合わせや返還請求を防ぎ、不正を防止するためのヒント。

5.2 取引の流れ

- a. 様々な理由で立替払金の紛議が起こることがあります。一般的に、紛議のある立替払金の多くは以下から生じます：
 - カード会員が購入時に何らかの不満を感じた場合（例えば、商品の未受領、立替払金の重複請求、不正確な請求金額）、
 - 認識していない立替払金についてカード会員が追加情報を要求する場合、
 - カード会員が未受領の物品またはサービスについての請求を受けた場合、または
 - 不正取引またはその疑い。
- b. カード会員が立替払金について紛議を提起する場合、アメリカン・エクスプレスは事案の取扱いを開始します。発行者またはネットワークが紛議を開始する場合も、当社は事案の取り扱いを開始します。事案の取り扱いが開始された場合、当社は直ちに加盟店に対する返還請求を開始するか、問い合わせを送信します。
- c. 加盟店は、カードを取り扱う条件として、取引に対して紛議を申し立てる権利を放棄するようカード会員に提案または要求してはなりません。

5.3 紛議のある立替払金に関する権利

- a. 紛議のある立替払金について、当社が他に示さない限り、以下のとおりとします。
 - i. 当社は、返還請求を実行する前に加盟店に問い合わせを行うことがあります。
 - ii. カード会員に有利な紛議のある立替払金を解決するための十分な情報があると当社が判断する場合、当社は返還請求権を行使します。または、
 - iii. 不正全額償還プログラムの対象となる立替払金について、当社は返還請求権を有し、加盟店は返還請求権を行使する当社の決定の取り消しを要求する権利を有しません（[5.11 項「不正全額償還プログラム」](#)）。
- b. 当社は以下の場合返還請求権を有します。
 - i. ここに記載するように、あるいは適用法もしくは支払いを留保する契約上の権利に基づいて、カード会員が紛議のある立替払金を申し立てる場合。
 - ii. 立替払金に関連する不正取引またはその疑いがある場合。
 - iii. 当社が立替払金の支払いを行った際に、加盟店の非遵守を当社が認識していたとしても、また、加盟店が当該立替払金について承認を得ていたとしても、加盟店が本契約を遵守しない場合（立替払金の決済請求から取引データを省略することを含む）。または
 - iv. 本契約の他の部分で規定されている場合。
- c. カード取扱い手続が遵守されていれば防止できた紛議のある立替払金について当社が返還請求権を行使する場合（回避可能返還請求）、当社は加盟店に通知する手数料を請求することができます。請求があれば、当社から回避可能返還請求の一覧を加盟店に提供します。
- d. 紛議のある立替払金の解決に関する判断は、すべて当社の独自の裁量によります。
- e. 当社は、最初に提出された裏付け資料を確認した後、カード会員から新たな情報または追加の情報が提供された場合には、以前の紛議のある立替払金を再調査することがあります。このような場合、加盟店は立替払金の有効性を裏付ける追加情報の提供を求められることがあります。

- f. カード会員に有利な解決がなされた後に、紛議のある立替払金を再び決済請求してはなりません。当社は、再請求された紛議のある立替払金をすべて返還請求します。
- g. 加盟店のサービスプロバイダーが加盟店に代わって紛議のある立替払金の受領と管理を行うプロセスを加盟店が確立した場合、加盟店は、当社と締結した契約に定められた紛議解決期限内に当社に返答することを含め、加盟店のサービスプロバイダーが加盟店に対する責任を履行しないことについて、当社が責任を負わないことに同意するものとします。

5.4 紛議のある立替払金の流れ

- a. 以下に紛議のある立替払金の流れを説明します：

事案の取り扱いを開始する	当社は、加盟店、カード会員、発行者、またはネットワークから提供された情報に基づいて、以下のいずれかの措置をとることがあります。 - 当社は返還請求、または、加盟店からのさらなる情報提供なしに紛議のある立替払金を解決できない場合は問い合わせを送信することがあります。 - 当社は、紛議のある立替払金を加盟店に有利に解決し、それ以上の措置をとらないか（当社が以前に返還請求を行使していない場合）、以前の返還請求を取り消すことができます。 これらの措置は、不正全額償還プログラムの手続に影響を与えるものではありません（5.11 項「不正全額償還プログラム」参照してください）。
加盟店が返還請求または問い合わせを受け取る	アメリカン・エクスプレスは、まず当社が入手可能な情報を用いて紛議のある立替払金の解決を試みます。しかし、紛議のある立替払金を解決できない場合は返還請求を、または、加盟店からのさらなる情報提供なしに紛議のある立替払金を解決できない場合は問い合わせを送信します。 当社が加盟店に送信する返還請求または問い合わせには、当該立替払金に関する情報、当該立替払金を裏付けるために加盟店が当社に送らなければならない必要書類、及び回答するための期限が記載されています。 詳細は以下の項を参照してください。 5.5 項「返還請求及び問い合わせの回答期間」 5.6 項「返還請求の理由」 5.8 項「問い合わせの種類」 5.12 項「返還請求及び問い合わせを受ける方法」
加盟店が回答する	以下により返還請求または問い合わせに回答できます。 - 立替払金の有効性を裏付ける必要書類を提供する。 - 加盟店アカウントに返還請求を承認する。 - カード番号に取消を発行する。 - カード番号に部分的な取消を発行し、立替払金の残りを裏付ける資料と部分的な取消のみを提供する理由をアメリカン・エクスプレスに提出する。 返還請求や問い合わせに対応する際の手順については、5.13 項「回答方法」を参照してください。 注：加盟店が当社の問い合わせに回答しない場合、当社は加盟店の加盟店アカウントから「回答なし」による返還請求を行います（5.6 項「返還請求の理由」を参照してください）。
アメリカン・エクスプレスがレビューする	アメリカン・エクスプレスは、加盟店の回答を検討し、紛議のある立替払金に関する必要かつ要求されたすべての情報が含まれていることを確認します。必要な情報を受け取った後、当社は返還請求を処理するか、取り消すか、維持するかを決定します。

紛議のある立替払金が解決される

紛議のある立替払金が解決された場合、以下のいずれかが発生します。

- 当社は、加盟店から提供された裏付け資料を考慮した上で、解決をカード会員及び発行者に通知します。
- 当社は、返還請求の通知を行い、加盟店の銀行口座から引き落としします。詳細は、[5.10 項「返還請求する方法」](#)を参照してください。

当社は、通常、紛議が提起された時点からカード会員の請求サイクル 2 回以内に、紛議のある立替払金を解決します。加盟店が受け取る書類には、より正確な期間が記載されている場合があります。

5.5 返還請求及び問い合わせの回答期間

- 加盟店は当社の返還請求及び問い合わせに 20 日以内に書面で回答しなければなりません。
- [5.5a 項](#)にかかわらず、加盟店がアルゼンチンに所在し、紛議のある立替払金がアルゼンチンで発行されたカードに関するものである場合、加盟店は 5 日以内に回答しなければなりません。
- [5.5a 項](#)にかかわらず、紛議のある立替払金が EEA または UK 内で発行されたカードに関して、取引にカード会員が同意した際立替払金の完全な額についてカード会員が知らされていなかったとの主張が関係する場合、当社は、加盟店に書面による回答を求めた日から 5 日以内に回答期限を短縮する権利を留保します。

5.6 返還請求の理由

- 加盟店への返還請求を処理する際、当社は返還請求に関する情報を提供します。各返還請求の理由について、以下の表の情報が含まれます。
 - 説明 - 返還請求の理由の概説。
 - 返還請求と共に提供された情報 - 返還請求を裏付けるためにカード会員または発行者（またはその両方）から提供された情報の種類（返還請求の前に問い合わせがあった場合、返還請求の際に書類が提出されないことがあります）。
 - 返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け - 返還請求の取り消しを求める場合の必要書類の例。
- 以下の節の表は返還請求の理由及び各返還請求の理由に関連する情報を掲載しています。以下の凡例は国ごとに適用する返還請求コードの分類及びコード構成を説明します：

分類	コード構成	国
国際標準化機構（ISO）	4 桁の数字	米国またはカナダ以外のすべての国
米国 / カナダの返還請求の理由コード	1 つのアルファベットと 2 桁の数字	米国及びカナダ

5.6.1 承認

無効な承認（ISO 4521） / 承認金額を超える立替払金（A01）

説明	承認された金額が、加盟店が決済請求した立替払金より少ない額です。 一部例外があり、業種による分類については 3.3 節「見積もり承認」 を参照してください。
返還請求の際に提供される情報	• 立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	• 例外が適用される場合を除き、本契約に基づく立替払金の全額について有効な承認が得られたことの証明、または • 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

無効な承認（ISO 4521） / 有効な承認がない（A02）

説明	加盟店が決済請求した立替払金は有効な承認を受けていない。承認が拒否されたかカードの有効期限が切れていました。 一部例外があり、業種による分類については 3.3 節「見積もり承認」 を参照してください。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	- 本契約に基づいて有効な承認が得られたことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明 「有効期限が切れた、またはまだ有効ではないカード」については、以下の裏付けも受理可能です。 - カードの有効期限が切れる前またはカードの有効期限内に発生した立替払金であることの証明

無効な承認（ISO 4521） / 承認の有効期限切れ（A08）

説明	承認の有効期限が切れた後に立替払金が決済請求されました。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	- 本契約に基づいて有効な承認が得られたことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.2 カード会員の紛議

取消の未処理（ISO 4513 / C02）

説明	加盟店がカードに適用するはずだった取消（または部分的な取消）を当社で受け取っていません。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、または - 取消伝票のコピーまたは加盟店がカード会員に取消を提供するはずだったことを示す詳細。
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	- 取消（または部分的な取消）が発生していない場合は、取消が発生していない理由を書面で説明し、それを裏付ける適切な書類を提出すること、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

取消の未処理（ISO 4513） / 返品または拒否された物品 / サービス（C04）

説明	物品またはサービスが返品または拒否されたにもかかわらず、カード会員は取消を受けませんでした。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - 返品の場合：返品の詳細（例えば、返品の日付、配送書類等）、または - 拒否の場合：拒否の日付及び拒否の方法。

取消の未処理 (ISO 4513) / 返品または拒否された物品 / サービス (C04)

返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 物品が加盟店の事業所に返却されたというカード会員の主張を反論する書面、または - 返品された場合：加盟店の返品ポリシーのコピー、カード会員への開示手順の説明、及びカード会員が返品ポリシーに従わなかったことを説明する詳細、または - カード会員がポリシーに従わなかったことを説明する詳細が記載された購入条件を示す売上票のコピー、または - 物品 / サービスが拒否された場合：物品 / サービスを受領したことを証明するもの（例えば、物品が配送された場合は署名入りの納品書、インターネットでサービスが提供された場合はサービスの利用を示すスクリーン印刷）、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明
----------------------------	--

取消の未処理 (ISO 4513) / 取り消された物品 / サービス (C05)

説明	カード会員は、注文した物品 / サービスがキャンセルされたと主張しています。
返還請求の際に提供される 情報	- 立替払金のデータ、及び - キャンセルの詳細（例えば、キャンセル番号、キャンセルの日付、電子メールでの通知、キャンセルを依頼する書面、キャンセル依頼を受けたことの確認）
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 加盟店のキャンセルポリシーのコピー、カード会員への開示手順の説明、及びカード会員がキャンセルポリシーに従わなかったことを説明する詳細、または - 購入条件を示す売上票のコピー及びカード会員がポリシーに従わなかったことを説明する詳細、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

取消の未処理 (ISO 4513) / 「ノー・ショウ」 (C18)

説明	カード会員が予約をキャンセルしたにもかかわらず、ノー・ショウ立替払金が請求されたと主張しています。
返還請求の際に提供される 情報	- 立替払金のデータ、及び - キャンセルの詳細（例えば、キャンセル番号、キャンセルの日付、電子メールでの通知、キャンセルを依頼する書面、キャンセル依頼を受けたことの確認）
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	「ノー・ショウ」予約の有効性を裏付ける書類、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

未受領または一部のみ受領された物品 / サービス (ISO 4554 / C08)

説明	カード会員は、物品 / サービスを受け取っていない（または一部しか受け取っていない）と主張しています。
----	---

未受領または一部のみ受領された物品 / サービス (ISO 4554 / C08)

返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - カード会員が購入した物品 / サービスの書面による説明、または - 部分的に受け取った物品を返品した、または返品しようとしたことを示す書類（例えば、集荷 / 配達確認書）
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 物品またはサービスの全体をカード会員またはカード会員の正式な代理人が受け取ったことを証明するもの、または - 物品またはサービスがカード会員の指定した住所に配送されたことを証明するもの、または - カード会員がサービスを受けたこと、及びサービスが使用 / 提供された日付を示す、カード会員が書面で承認した作業命令の完了書、または - サービスがキャンセルされた、または物品が加盟店に返品されたというカード会員の主張を否定する証拠、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 5.7.1 節「未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 (ISO 4554/C08)」で規定されている説得力ある証拠

他の手段で支払われた (ISO 4515 / C14)

説明	カード会員は、他の方法での支払い証明書を当社に提出しました。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - カード会員が他の支払方法で支払ったことを説明する書類または書面による説明
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード会員の他の支払方法が紛議のある立替払金に関連していないことを示す書類、または - 紛議のある立替払金に対する有効な支払手段としてカードを使用することに、カード会員が同意したことを証明するもの、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

キャンセルされた登録型決済 (ISO 4544 / C28)

説明	カード会員は、物品またはサービスの登録型決済立替払金をキャンセルした、またはキャンセルしようとしたと主張しています。今後、この登録型決済立替払金をすべて中止してください。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - キャンセルまたはキャンセルしようとした場合の詳細（例えば、キャンセル番号、キャンセルの日付、電子メールでの通知、キャンセルを依頼する書面、キャンセル依頼を受けたことの確認）

キャンセルされた登録型決済 (ISO 4544 / C28)

返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	・ 加盟店のキャンセルポリシーのコピー、カード会員への開示手順の説明、及びカード会員がキャンセルポリシーに従わなかったことを説明する詳細、または ・ カード会員がキャンセルしておらず、サービスの利用や物品の受け取りを継続していることを証明するもの、または ・ 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明
------------------------	---

物品 / サービスが説明通りでない (ISO 4553 / C31)

説明	カード会員は、立替払金の請求時に提供された書面の説明とは異なる物品 / サービスを受け取ったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	・ 立替払金のデータ、及び ・ 受け取った物品 / サービスが立替払金の請求時に提供された書面の説明と異なるというカード会員の主張に関する説明、及び ・ 物品の場合：カード会員が物品の返品を試みたことの書面による説明
返還請求の取り消しを求めるために必要な裏付け	・ 書面に記載された内容が受け取った物品 / サービスと異なるというカード会員の主張を否定する証拠、または ・ カード会員が提供された物品 / サービスの受領に同意したことを証明するもの、または ・ 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または ・ 物品及びサービスが購入時の説明と一致していることを証明するもの（例えば、写真、電子メール） カード会員が購入した物品またはサービスで、破損または欠陥のある状態で受け取ったものについては、加盟店は以下の項目のうち1つ以上を提供しなければなりません。 ・ 破損や欠陥のある物品を修理または交換したり、代替サービスを提供するために、加盟店が試みたことを提示する ・ 返品された場合は、カード会員が加盟店の明確に文書化されたキャンセル、返品ポリシー、または適用法や規程に従わなかったことを明記する ・ カード会員が物品やサービスを「現状のまま」受け取ることに同意したことを提示する

破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)

説明	カード会員は、破損または欠陥のある物品 / サービスを受け取ったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	・ 立替払金のデータ、及び ・ 破損または欠陥のある物品 / サービスの説明、物品 / サービスの受領日、物品の損傷の程度またはサービスの欠陥の態様、及び ・ 加盟店に通知された方法、またはカード会員が加盟店に問題を通知しようとした方法の詳細、及び ・ 返品された場合：カード会員がどのように物品を返品したか、または返品しようとしたかの詳細

破損または欠陥のある物品 / サービス (ISO 4553 / C32)

返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 物品 / サービスに破損や欠陥があったというカード会員の主張を否定する証拠（ただし、物品の場合は、加盟店に返品されていないことが条件となる）、または - 破損または欠陥のある物品を修理または交換したり、代替サービスを提供する試みがなされたことの証明、または - カード会員が、明確に文書化されたキャンセル及び返品に関するポリシーまたは適用法に従わなかったことの証明（ただし、物品の場合は、加盟店に返品されたことが条件となる）、または - カード会員が配送された物品の受領に同意したことの証明、または - 物品 / サービスが加盟店に返品されなかったことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明
----------------------------	--

条件を満たしていない、あるいは根拠のない車両レンタルの立替払金 (ISO 4750) / 車両レンタル - 資産損害、盗難、または使用不能化 (M10)

説明	カード会員は、資産損害、盗難、または使用不能化について誤って請求されたと主張しています。 6.7 項「自動車」
返還請求の際に提供される 情報	- 立替払金のデータ、及び - 取引金額が見積金額を 15% 以上上回る場合、カード会員が合意した資産損害賠償の具体的な見積書のコピー - カード会員が加盟店の衝突・紛失・盗難保険に加入していた場合 - カード会員がレンタカー加盟店の衝突・紛失・盗難保険を購入し、その料金の請求が行われたことを証明する書類 - カード会員が車両の盗難または使用不能化について請求された場合 - 車両の盗難または使用不能化について請求されたことを証明する書類
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 決済請求された立替払金が、カード会員が書面で合意した資産損害額の具体的な見積もりに 15% を加算した額の範囲内であることを証明するもの。 - 加盟店の保険で補償されていたというカード会員の主張を否定する証拠（例えば、カード会員が保険を放棄したことを証明するレンタル契約書、または資産損害についての支払いに十分ではない保険にカード会員が加入していたことを示す書類）。 - 立替払金が無効であるものの、盗難や使用不能化に対応していないことの証明。 - カード会員が資産損害の賠償責任を負うことに書面で同意したことの証明。 - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明。

地域の規制 / 法的紛争 (ISO 4754)

説明	様々な法律により、この版の <i>加盟店規程</i> に記載されている以上の権利がカード会員に与えられています。このような法律が有効であり、カード会員が与えられた権利を主張する場合、発行者は、他の返還請求権が適用されない場合に限り、この理由で返還請求を行うことができます。
返還請求の際に提供される 情報	立替払金のデータ及び適用法または規制

地域の規制 / 法的紛争 (ISO 4754)

返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	以下の項目のうち、1つ以上の項目を提供しなければなりません。 - 申し立てられた法律 / 規制が存在しない（例えば、廃止または期限切れ）こと、カード会員がその対象となっていないこと、またはカード会員の紛議の事実に応用されないことを証明する書類。 - 紛議中の取引を直接相殺する修正取引がすでに処理されていることの証明。
----------------------------	---

5.6.3 不正

エンボスの欠如 (ISO 4527 / F10)

説明	カード会員は、磁気ストライプまたは IC カードデータを使用して処理されていないこの立替払金に関与していないと主張しています。 注：カード非提示立替払金、及びデジタルウォレット支払いには適用されません。
返還請求の際に提供される 情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード非提示立替払金であったことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または - 売上票のエンボスを提供するまたは磁気ストライプの読取りを示すことによる、カードが存在していたことの証明

複数の ROC (ISO 4534 / F14)

説明	カード会員は、加盟店の指定店舗との1つの有効な取引に参加したと主張していますが、カード会員は、加盟店が決済請求した追加及び後続の取引に関与を否定しています。
返還請求の際に提供される 情報	各立替払金についての立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 各取引が有効な立替払金であることの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

有効な承認がない (ISO 4755) / カード会員の承認がない (F24)

説明	カード会員は、この立替払金に関与していないと主張しています。加盟店は立替払金の決済請求をしましたが、立替払金が承認されていなかったり、拒否されたり、期限切れの承認で決済請求されていました。 注：より少ない金額で事前承認がされていた場合、返還請求の金額は承認された金額と決済請求された取引金額の差額に制限されます。 見積もり立替払金の金額については、返還請求額は、承認された金額に許容される割合を加えた金額と決済請求された取引金額の差額に制限されます。3.3 節「見積もり承認」を参照してください。
----	---

有効な承認がない (ISO 4755) / カード会員の承認がない (F24)

返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または - 加盟店が立替払金について有効な承認を得ていたことの証明

カード非提示 (ISO 4540 / F29)

説明	カード会員は、通信販売、電話販売、アプリケーション取引またはインターネットによる立替払金への関与を否定しています。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード会員の請求書送付先住所への配達受領書、または - CID を検証しようとしたが、応答がなかった、または「未確認」という応答を受け取ったという証明、または - 承認によって住所を確認し、有効な住所に物品を発送したことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明、または 5.7.2 節「カード非提示不正に関する説得力のある証拠 (ISO 4540/F29)」で規定されている説得力ある証拠

不正ライアビリティシフトー 偽造 (ISO 4798) / EMV¹ 偽造 (F30)

説明	カード会員は立替払金への関与を否定しており、偽造 IC カードが POS システムで使用されましたが、POS システムが IC カードを処理することができなかったか、または取引が POS システムに手動でキー入力されたため、取引は IC カード取引として処理されませんでした。 注： 7 章「国別規程」に定められるように、国の EMV ステータスが「偽造」に指定されていない限り、適用されない可能性があります。 - 非接触型決済（コンタクトレス）取引、及びデジタルウォレット支払いには適用されません。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード非提示立替払金であったことの証明、 - POS システムが IC カード取引を処理したことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

1. EMV[®] は米国及びその他のいくつかの国における登録商標です。他の場所では登録されていません。EMV の商標は EMVCo, LLC が所有しています。2.1.1.A.V.C. 項

不正ライアビリティシフト - 紛失 / 盗難 / 未達 (ISO 4799) / EMV 紛失 / 盗難 / 未達 (F31)

説明	カード会員は立替払金への関与を否定しており、PIN 機能を備えた IC カードは紛失 / 盗難 / 未達で、POS システムで使用されましたが、POS システムがチップ & PIN 対応 POS システムではないか、取引に手動でキー入力されたため、PIN 検証付きの IC カード取引として処理されませんでした。 注： 7 章「国別規程」に定められるように、国の EMV ステータスが「紛失 / 盗難」に指定されていない限り、適用されない可能性があります。 - 非接触型決済（コンタクトレス）取引、デジタルウォレット支払い及び CVM レスプログラムの対象となる立替払金には適用されません。（2.14 項「CVM レスプログラム」）
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード非提示立替払金であったことの証明、 - POS システムが PIN 検証して IC カード取引を処理したことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.4 問い合わせ / その他

不十分な回答 (ISO 4517 / R03)

説明	問い合わせへの回答として、完全な裏付けや書類が要求どおりに提供されませんでした。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

回答なし (ISO 4516 / R13)

説明	指定された期間内に、お問い合わせに対する回答がありませんでした。 5.5 項「返還請求及び問い合わせの回答期間」 をご覧ください。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 指定された期間内に元の問い合わせに回答したことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.5 決済の誤謬

割り当てられていないカード番号 (ISO 4523 / P01)

説明	無効または誤ったカード番号を使用して立替払金を決済請求しました。 注：正しいカード番号を確認して提供できる場合は、立替払金を再度決済請求できます。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード番号を確認するエンボスのコピー、または - そのようなカード番号に承認が得られたことの証明、または - カード番号を電子的に読み取った端末からの売上票のコピー、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 立替払金として処理された取消 (P03)

説明	カード会員は、加盟店が決済請求した立替払金は取消として決済請求されるべきだったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - 取消伝票のコピーまたは加盟店がカード会員に取消を提供することを同意したことを示す詳細
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 立替払金が正しく決済請求されたことの証明、または - 立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

取消 / 請求提示エラー (ISO 4752) / 取消として処理された立替払金 (P04)

説明	カード会員が、加盟店が決済請求した取消は立替払金として決済請求されるべきだったと主張しています。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - 売上票のコピーまたは立替払金の詳細
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 取消が正しく決済請求されたことの証明、または - 取消を直接相殺する立替払金が既に処理されていることの証明

不正確な取引金額または主要口座番号 (PAN) の提示 (ISO 4507) / 不正確な立替払金額 (P05)

説明	加盟店が決済請求した立替払金額が、カード会員が支払うことに同意した金額と異なります。
返還請求の際に提供される情報	- 立替払金のデータ、及び - 売上票のコピーと不一致を説明する詳細

不正確な取引金額または主要口座番号 (PAN) の提示 (ISO 4507) / 不正確な立替払金額 (P05)

返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード会員が決済請求された金額に同意したことの証明、または - カード会員が、決済請求されたカードを使用して追加または遅延した立替払金の支払いを通知され、同意したことの証明、または - 決済請求された立替払金を立証する明細を示した契約 / 文書、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明
----------------------------	---

提示の遅延 (ISO 4536) / 決済請求の遅延 (P07)

説明	必要な期間内に立替払金が決済請求されませんでした。 4.2 項「立替払金の決済請求」 を参照してください。
返還請求の際に提供される 情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 必要な期間内に立替払金が決済請求された証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

複数処理 (ISO 4512) / 重複立替払金 (P08)

説明	個別の立替払金が複数回決済請求されました。
返還請求の際に提供される 情報	各立替払金についての立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 各立替払金が有効であることを示す書類、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

一致しないカード番号 (ISO 4507 / P22)

説明	決済請求に記載されているカード番号が、最初の立替払金に記載されているカード番号と一致しません。
返還請求の際に提供される 情報	- 立替払金のデータ、及び - 売上票に記載されているカード番号が決済請求に記載されているものと異なることを示す裏付け資料
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- カード番号を確認できるカードのエンボスのコピー、または - カード番号を電子的に読み取った端末からの売上票のコピー、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

通貨の不一致 (ISO 4530 / P23)

説明	立替払金は無効な通貨で発生しました。 4.1 項「立替払金及び取消の決済請求」
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.6.6 不正全額償還

不正全額償還プログラム (ISO 4763 / FR2)

説明	カード会員は立替払金を承認したことを否定し、加盟店の指定店舗は不正全額償還プログラムに追加されています。
返還請求の際に提供される情報	立替払金のデータ
返還請求の取り消しを求め るために必要な裏付け	- 返還請求の時点で不正全額償還プログラムに入っていないことの証明、または - 紛議のある立替払金を直接相殺する取消が既に処理されていることの証明

5.7 説得力のある証拠

- a. 加盟店は、カード会員が取引に関与し、物品もしくはサービスを受け取り、または取引から利益を得たことを証明する裏付けとして、説得力のある証拠を提出することができます。証拠が説得力のある証拠ポリシーに関連する項を満たしていると判断した場合、発行者は返還請求の取り消しについて決定を下す前に、カード会員と一緒に説得力のある証拠を確認します。加盟店は、入手可能なすべての情報を提供し、カード会員が取引に関与し、物品やサービスを受け取り、または立替払金を承認したと強く信じる場合にのみ、説得力のある証拠を提出することが求められます。適用法に準拠して収集された説得力のある証拠にのみ依拠することができます。説得力のある証拠の項目の一覧は、[5.7.1 節「未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠 \(ISO 4554/C08\)」](#)、及び [5.7.2 節「カード非提示不正に関する説得力のある証拠 \(ISO 4540/F29\)」](#)を参照してください。

5.7.1 未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する説得力のある証拠
(ISO 4554/C08)

項目 #	未受領または一部のみ受領された物品 / サービスに関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4554/C08) 返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の 1 つが含まれていなければなりません :
1	物品またはサービスに関連する取引の場合、物品またはサービスを受け取った人とカード会員との間に関連性があることを証明する証拠 (例えば、写真、電子メール)、または
2	航空会社またはその他の旅客輸送取引の場合、以下のうち 1 つを提供する必要があります : - カード会員または指定された乗客がフライトまたは輸送を利用したことを示す証拠 (例えば、スキャンされた搭乗券または乗客名簿)、または - カード会員との直接的な関係を示す、当該フライトまたは旅行のマイレージまたはロイヤリティポイントプログラムの特典のクレジット、または - 航空会社の破産手続中に当該フライトが利用可能であったことの証明、または - 座席のアップグレード、手荷物の支払い、航空機内や旅客輸送機関内での購入など、元の取引に関連する追加取引の証拠、または - 関連立替払金の明細請求書、または あるいは、
3	加盟店の店舗で物品を受け取るカード非提示取引の場合 : 加盟店は、受け取りフォームへのカード会員または承認された第三者の署名に加えて、受け取り時にカード会員または承認された第三者の本人確認が行われたことを示す追加の証拠を提供しなければなりません あるいは、
4	加盟店のウェブサイトやアプリケーションからダウンロードしたり、オンラインでアクセスしたデジタル商品やサービスの販売を表す電子商取引では、以下のうち 1 つを提供する必要があります : - 購入時のカード会員の IP アドレスが、デジタル商品をダウンロードした IP アドレスと一致することの証明、または - 購入時に登録されたカード会員の電子メールアドレスが、デジタル商品の配送に使用された電子メールアドレスと一致していることの証明、または - 取引日以降、カード会員がデジタル商品またはサービスを利用するために、加盟店のウェブサイトにアクセスしたことの証明。 注 : 上記に加えて、以下のいずれか 1 つを提供することもできます : - デジタル商品の説明、または - デジタル商品がダウンロードまたはアクセスされた日時。

5.7.2 カード非提示不正に関する説得力のある証拠 (ISO 4540/F29)

項目 #	カード非提示不正に関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4540/F29) 返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の1つが含まれていなければなりません :
1	物品またはサービスの出荷を伴う取引の場合、取引に含まれる発送先住所が、過去に使用された紛議のない取引の発送先住所と一致することの証明、または
2	航空会社またはその他の旅客輸送取引の場合、以下のうち1つを提供する必要があります : - カード会員がフライトまたは輸送を利用したことを示す証拠 (例えば、スキャンされた搭乗券または乗客名簿)、または - カード会員との直接的な関係を示す、当該フライトまたは旅行のマイレージまたはロイヤリティポイントプログラムの特典で獲得または清算されたクレジット、または - カード会員の請求先住所で航空券または運送券を受領したことの証明、または - 当該取引に指定された搭乗者名が含まれており、それが紛議のない取引で以前に使用された搭乗者名と一致することの証明。 あるいは、
3	デジタル商品またはサービスの販売を伴う電子商取引の場合、以下のすべてを提供してください : - 加盟店のアカウントと関連付けられているカード会員の氏名及び - 物品またはサービスの説明と、それらが購入され、ダウンロード、アクセス、またはカード会員に提供された日時 - 紛議のある取引に使用された機器及びカードが、紛議のない以前の取引で使用されたものであり、以下の情報が現在加盟店のカード会員アカウントに関連付けられていることの証明 : - デバイス ID - IP アドレス及び地理的位置 - デバイス名 (可能な場合) さらに、以下の項目を3つ以上提供してください : - 加盟店が購入前または購入時にカードとカード会員を検証し、AAV (自動住所検証) の検証応答に「Y」または CSC (カードセキュリティコード) の検証応答に「Y」を受け取ったことの証明、 - 取引日以前に、カード会員が加盟店の顧客アカウントにアクセスし、加盟店が正常に確認したことの証明、 - 加盟店が取引を完了するためにカード会員のパスワードまたはCDCVMを読み取ったことの証明。 - 加盟店が保有する顧客プロフィールに関連付けられた電話番号または電子メールアドレス。 あるいは、
4	加盟店のウェブサイトで開始された登録型決済取引については、以下のすべてを提供する必要があります : - 加盟店とカード会員の間で締結された法的拘束力のある契約の証明、及び - カード会員が、取引日以前にサービスを確認するために加盟店のウェブサイトまたはアプリケーションにアクセスしたことの証明、及び - カード会員が物品またはサービスを受領したことの証明、及び - 紛議のない以前の取引の証明 あるいは、

項目 #	カード非提示不正に関する許容される説得力のある証拠 (ISO 4540/F29) 返還請求の取り消しリクエストには以下の項目の1つが含まれていなければなりません：
5	消費者向け製品またはサービスを促進するためのウェブサイト検索または広告サービスの販売を含む取引については、以下のすべてを提供する必要があります： - 加盟店とカード会員の間で締結された法的拘束力のある契約の証明、及び - 以下の項目のうち少なくとも2つを含む、広告サービスの初期設定の詳細： - 広告サービスの初期設定を行った日時における購入者の IP アドレス及び地理的位置情報 - 購入者の電子メールアドレス - 会社名または購入者名、及び - カード会員が、取引日以前にサービスを確立するために加盟店のウェブサイトにアクセスしたことの証明、及び - 紛議のある取引に使用された機器及びカードが、紛議のない以前の取引で使用されていたことの証明。さらに、加盟店のカード会員のアカウントに現在関連付けられている以下の情報を提供してください： - デバイス ID - IP アドレス及び地理的位置 - デバイス名（可能な場合） - カード会員が物品またはサービスを受領したことの証明、及び - 物品またはサービスの説明及び提供された日付。

5.8 問い合わせの種類

- アメリカン・エクスプレスは、まず当社が入手可能な情報を用いて紛議のある立替払金の解決を試みます。これには、紛議のある立替払金を解決するために、加盟店に代わって代用売上票（[2.4.1 節「代用売上票」](#)）を用いて回答することが含まれますが、これに限定されません。アメリカン・エクスプレスは、代用売上票を作成する際に、加盟店から以前に提供された紛議のある取引に関する情報に依拠します。アメリカン・エクスプレスは、加盟店から提供され、代用売上票の作成に使用された情報の正確性、適切性、完全性、信頼性、有用性について、明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、一切の責任を負いません。
- 当社が紛議のある立替払金を解決できない場合には、加盟店に問い合わせを送信します。当社が加盟店に送信する問い合わせフォームには、当該立替払金に関する情報、当該立替払金を裏付けるために加盟店が当社に送る必要のある資料の説明、及び回答するための期限が記載されています。問い合わせに対しては、カード会員が取引に関与したこと、物品やサービスを受領したこと、または取引から利益を得たことを示す説得力のある証拠項目（[5.7 項「説得力のある証拠」](#)）を受理します。また、配達受領書を提出する際には、カード会員またはカードの代表者による署名は必要ありません。

問い合わせカテゴリー、理由コード及び定義	業界及び裏付け資料
(6014) 認識 / 記憶がない / 不知 (6014) カード会員が立替払金を認識していないまたは記憶がない場合。 (6014) カード会員がカード非提示立替払金を認識していないまたは記憶がない場合。	カード会員が立替払金を認識していないと訴えています。以下のいずれかを行ってください。 - 裏付け資料と明細を提供する、または、 - 取消を発行する 立替払金を送付された物品に関わるものである場合、届け先住所のある配達受領書を含めてください。

問い合わせカテゴリー、理由コード及び定義	業界及び裏付け資料
(6003/4513) 取消が処理されていない カード会員が加盟店から取消されているはずだと訴えているものの取消を受領していない場合。	カード会員が加盟店の指定店舗に返品された物品について取り消しを要求しています。以下のいずれかを行ってください。 ・ 取消を発行する、または、 ・ 加盟店の返品ポリシーの写しとともになぜ取消がされなかったのかを説明する
(6003/4554) 物品 / サービスの未受領 カード会員が物品やサービスを受領していない場合。	カード会員が注文した物品 / サービスの配達を求めたものの受領していません。以下のものを提供してください。 ・ サービス、もしくは物品を送付する、または ・ 配達受領書またはサービスが提供されたことの証明。 推奨される他の裏付け資料については、5.7 項「説得力のある証拠」を参照してください。
(6003/4507) 過剰請求 / 不正確な取引金額 カード会員は取引の金額が不正確であると主張している場合。	カード会員は、加盟店が決済請求した立替払金額が、カード会員が支払うことに同意した金額と異なると主張しています。 以下のいずれかを行ってください。 ・ 取消を発行する、または、 ・ 取り消されていない理由を説明し、関連書類を提供する。
(6003/4553) 破損または欠陥のある物品 加盟店から受け取った物品が破損しているまたは欠陥がある場合。返品承認のリクエスト。	カード会員は、受け取った物品が破損しているまたは欠陥があると主張し、返品承認をリクエストしています。返品が認められない場合は、以下を提供してください ・ 加盟店の返品または返金ポリシーのコピー。 ・ クレーム解決のための加盟店の努力に関する情報。
(6003/4553) 欠陥のある物品の修理または交換 加盟店から受け取った物品が破損しているまたは欠陥がある場合。修理、交換または返品方法についてのリクエスト。	カード会員は、受け取った破損しているまたは欠陥のある物品の修理または交換をリクエストしています。以下のものを提供してください。 ・ 返品の手引きを提供し、適切な修理を行う、または ・ 加盟店の返品 / 交換ポリシーのコピーと、物品の修理 / 交換ができない理由を説明する。
(6003/4513 または 4544) キャンセルまたは返品された物品またはサービス カード会員は購入したことを覚えていますが、キャンセル / 返品したと主張している場合。このカテゴリーには、キャンセルされた予約、ノー・ショウ立替払金、キャンセルされた宿泊 / クルーズの手付金、キャンセルされた定期 / 継続請求、その他の手付金に対する請求が含まれます。	カード会員は、物品 / サービスがキャンセルされた / 有効期限が切れた、または物品 / サービスをキャンセルしようとしたが失敗したと主張しています。以下のことを行ってください。 ・ 取消を発行する、または、 ・ 加盟店のキャンセルポリシーのコピーを提供する、または ・ 該当する場合は、カード会員が書面で承認した契約を提供し、今後の請求を中止する。

問い合わせカテゴリー、理由コード及び定義	業界及び裏付け資料
物品またはサービスが説明通りでないまたは不満がある (6003/4553) 物品またはサービスが書面の説明に適合しない、または納品または提供された物品またはサービスに満足していない場合。	カード会員が以下をリクエストしています： - 指定店舗の説明通りではなかった物品またはサービスの交換、または - カード会員が品質に不満があるため、物品やサービスの取り消し。 以下を提供してください： - 該当する場合は、保証情報を含む、提供されるすべての物品またはサービスに関する利用規約のコピー。 - 問題を解決するために行った努力または解決のために利用可能なオプションについてのアドバイス。
提供されなかったサービス (6003/4554) カード会員が購入した物品またはサービスを受け取っていない場合。	カード会員は、加盟店の指定店舗から受け取っていない物品 / サービスに対して取消を要求しています。以下のことを行ってください。 - 取消を発行する、または、 - 配達受領書またはサービスが提供されたことの証明、または - カード会員に書面で提供されたキャンセルポリシーが記載されている購入契約書のコピー及び取消が行われない理由の説明。 推奨される他の裏付け資料については、5.7 項「説得力のある証拠」を参照してください。 配達受領書を提出する際には、カード会員またはカードの代表者による署名は必要ありません。
不正な取引 (6006) カード会員が、立替払金が不正であると主張している場合。	カード会員が、加盟店の指定店舗で発生した立替払金が不正であると主張しています。 カード提示立替払金の場合は、以下を提供してください： - 売上票のコピー及び - 該当する場合で、それが取られている場合は、カードのエンボス。 カード非提示立替払金の場合は、以下を提供してください： - 売上票のコピー、 - 購入に関連する契約書またはその他詳細、及び - カード会員の完全かつ有効な請求先住所への配達受領書。 推奨される他の裏付け資料については、5.7 項「説得力のある証拠」を参照してください。 配達受領書を提出する際には、カード会員またはカードの代表者による署名は必要ありません。
取消の提示におけるエラー (6003/4752) 立替払金は取消として決済請求されるべきであった場合。	カード会員が、加盟店が決済請求した立替払金は取消として決済請求されるべきだったと主張しています。以下のことを行ってください。 - 取消を発行する、または、 - 立替払金について裏付け資料と明細を提供し、取消されていない理由を説明する。
キャンセルまたは拒否 (6003/4513) 物品またはサービスは、キャンセルまたは拒否された場合。	カード会員が、物品 / サービスはキャンセル及び / または拒否されたと主張しています。以下のことを行ってください。 - 取消を発行する、または、 - 配達受領書、 - 加盟店のキャンセルポリシーについてカード会員が認知していたことを証明する資料と取消がされていない理由の説明を提供する。

問い合わせカテゴリー、理由コード及び定義	業界及び裏付け資料
重複請求 (6003/4512) カード会員が同じ取引について複数回立替払金を請求された場合。	カード会員が加盟店の指定店舗からの重複請求の取消を要求しています。 • 加盟店の記録からそれが正しいと明らかな場合、取消を発行してください。 • 取消がされていない場合、両方の立替払金の裏付け資料と明細を提供し、下の空欄に詳細に説明してください。
取消が提示されない (6003/4513) 取消がなされているが表示されない場合。	カード会員が取消されたはずだがアカウントに表示されないと訴えています。以下のことを行ってください。 • 取消を発行する、または、 • 立替払金について裏付け資料を提供するか、取消がなぜまだ期限を迎えていないかを説明する。
その他の方法で支払われた場合 (6003/4515) 立替払金が他の方法により支払われた場合。	カード会員が立替払金が他の支払い方法で支払われたと訴えています。以下のことを行ってください。 • 取消を発行する、または、 • 他の方法によるカード会員の支払いが紛議のある立替払金と関連がないこと、あるいは、 • カード会員に他の支払いの記録がないことを証明する資料を提供する。
カード会員が裏付けを要請する場合 (6016) カード会員が裏付け資料だけを要請している場合。	カード会員は立替払金を争っているのではなく、裏付けと明細を要請しています。要請された書面を提供してください。
車両レンタルと資産損害 (6003/4750) カード会員が損害 / 盗難または紛失についての立替払金について疑問を提起している場合。	カード会員が損害 / 盗難または紛失についての立替払金について疑問を提起しました。以下のことを行ってください。 • 取消を発行する、または、 • 以下の文書のコピーを提供する。 ▪ レンタル契約書明細、 ▪ 立替払金を裏付ける明細文書、 ▪ カード会員が立替払金の責任を受け入れることに文書で同意したことを証明する資料、及び ▪ カード会員が立替払金の支払い方法としてアメリカン・エクスプレスを選択することに文書で同意したことを証明する資料。

5.9 返還請求及び問い合わせの監視

- 当社は、ネットワーク上のすべての加盟店及び指定店舗における問い合わせ及び返還請求の数を監視しています。以下の条件に当てはまる場合、加盟店の問い合わせや返還請求は、不相応とみなされる可能性があります。
 - 指定店舗で発生した立替払金（例えば、インターネット配信）の裏付け資料を一貫して提出することができない場合。
 - 加盟店の指定店舗における回答がない及び不十分な返還請求の件数が、加盟店の過去の履歴や業界の基準に比べて過剰であると判断された場合。
- 前述の条件または国別のポリシーに記載されている条件が存在する場合、本契約の規定にかかわらず、当社は加盟店を不正全額償還プログラム（[5.11 項「不正全額償還プログラム」](#)を参照してください）に追加する、または引当金を設定する（またはその両方）ことができます。
- 上記の条件はすべてを網羅しているわけではなく、当社が当社の利益を守るために行動するすべての状況を反映しているわけではありません。

- d. 以下の場合、加盟店の返還請求や問い合わせは、不相应とみなされる可能性があります。
- 当社が、加盟店の過去の履歴や業界の基準に比べて不相应に多くの紛議のある立替払金を受け取る場合。

5.10 返還請求する方法

- a. 当社は、返還請求を行うために (i) 加盟店に対する当社の支払額から控除、留保、回収、もしくはその他相殺を
実行するか、または加盟店の銀行口座から引き落とすことができます。また、当社は、加盟店に当社への支払
義務を通知することがありますが、加盟店はこれを速やかにかつ完全に履行しなければなりません。また、(ii)
当社が加盟店に支払っていない立替払金を無効にすることができます。当社が支払いを要求しなかった場合で
も、当社の返還請求権は放棄されません。
- b. 返還請求は、立替払金が決済請求された通貨で計算されます。
- c. 返還請求において、当社が加盟店に他に示さない限り、当社は加盟店手数料または他の手数料または金額の払
い戻しを行わず、または、当該額を加盟店から回収することができます。

5.11 不正全額償還プログラム

- a. 不正全額償還プログラムでは、カード会員が不正行為またはその疑いに基づいて立替払金に紛議を提起した場
合、返還請求権を行使するという当社の判断を取り消す要求をする権利が付与されず、当社は返還請求を行
うことができます。
- b. 不正全額償還プログラムを運用している全ての国（[7章「国別規程」](#)参照してください）で、当社は加盟店を
以下の1つまたは複数の理由でこのプログラムに追加することができます。
- i. 加盟店が当社が高リスクと考える業種に属している場合。
 - ii. 指定店舗が、過去の実績または当該業種における業界水準と比較して異常に多数または高額的不正取引ま
たは紛議がある場合。または
 - iii. 加盟店が不正、詐欺的もしくは不公正な商慣行、違法な活動を実施もしくはそれに参加または禁止された
カードの使用を許容（またはそれを防止するための合理的な手段を講じなかった）した場合。
- c. 本契約を締結するときまたはその期間中いつでも、当社は通知をもって加盟店を不正全額償還プログラムに追
加することができます。
- d. 上記の理由はすべてを網羅しているわけではなく、当社は、当社独自の裁量により、その他の理由で加盟店を
プログラムに追加することができます。不正全額償還プログラムに参加すると、上記のプログラム条件に拘束
されます。本プログラムと不正ライアビリティシフトプログラムなどの他のプログラムとの間に矛盾がある場
合、不正全額償還プログラムの条項が優先されます。
- e. 当社は、加盟店に支払いを行った時に当該事実があったことを知っていた場合、または加盟店が承認を取得し、
/または本契約の他のすべての規定を遵守していた場合でも、本節に規定する権利を有します。
- f. 誤解を避けるために記すと、加盟店が不正全額償還プログラムの下に置かれている場合、プログラムは加盟店
がプログラムの適用を受けた日から1年前までの紛議ある取引を含む全ての不正に関連したカード会員の紛
議に適用されます。

5.12 返還請求及び問い合わせを受ける方法

アメリカン・エクスプレスは、返還請求や問い合わせの情報を加盟店と交換するために、さまざまなオプションを
用意しています。従来の紙の郵送による方法に加えて、加盟店アカウントにオンラインでアクセスし、返還請求や
問い合わせを受け取り、回答することができます。

オンラインの加盟店アカウントを管理することには、以下の利点があります：

- ・ 紛議のある立替払金及び緊急の返還請求及び問い合わせに対応することができる。
- ・ 郵送の遅延や紙の束から探す手間を省くことができる。そして
- ・ スキャンした裏付け資料をアップロードして送信することができる。

ご希望であれば、紙媒体での郵送により問い合わせを受け取り、回答することも可能です。

5.13 回答方法

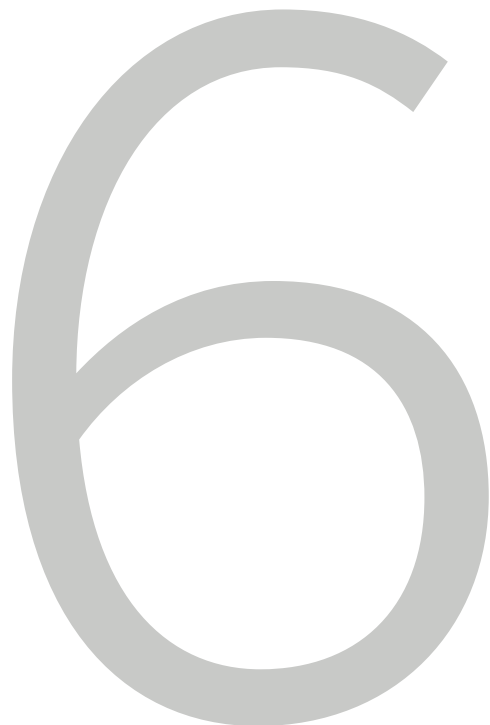
加盟店は、返還請求及び問い合わせを受信した方法に応じて、様々なチャネルで返還請求及び問い合わせに対応することができます。

オンライン	メール	ファックス
加盟店は返還請求及び問い合わせに対し、www.americanexpress.com/merchant から、オンラインで対応することができます。 - 紙面での作業なく返還請求及び問い合わせに対応する - 返還請求及び問い合わせに対処する 返還請求及び問い合わせの方法についてはオンラインが推奨されています。	メールでの回答を希望する場合、契約条件の連絡先情報のページに記載された紛議のある立替払金のアドレスを使用してください。	加盟店は加盟店サービス課に直接ファックスで回答することができます。ファックス番号は通常、紛議の通知の連絡先のページか、当社のウェブサイトの紛議用のファックス番号として掲載されています。 郵送による紙面での紛議について、当社は問い合わせの送信状を含んだファックスでの回答を推奨します。これにより適時に文書を受け取ることが可能になります。

郵送及びファックスでの回答の場合は、クレームフォームを回答に添付する必要があります。クレームフォームにはケース番号を記載する必要があります。紛議のある立替払金の裏付け資料の各ページにも、ケース番号を記載する必要があります。書類にケース番号が記載されていない場合、または正しいケース番号を見つけることができない場合は、最初の返還請求または問い合わせのコピーを回答に添付する必要があります。正しいケース番号やカバーレターが記載されていない場合、加盟店に責任が生じることがあります。

特定業種向け特別規程

- 6.1 はじめに
- 6.2 禁止または制限業種
- 6.3 航空会社加盟店
- 6.4 慈善寄付
- 6.5 保険
- 6.6 宿泊費
- 6.7 自動車
- 6.8 包括加盟店
- 6.9 旅行サービス



6.1 はじめに

- a. 本章は特定産業に分類されている加盟店に適用される追加の方針及び手続を定めています。加盟店にこれが適用される場合、加盟店規程の他の全ての規定及び要件も適用されます。可能な限り、[6章「特定業種向け特別規程」](#)の規定及び[加盟店規程](#)のその他の全ての規定のそれぞれの効果を最大限発揮できるように解釈することとします。ただし、その間に矛盾が生じると認められる場合、[6章「特定業種向け特別規程」](#)が優先します。

6.2 禁止または制限業種

6.2.1 禁止業種

- a. 加盟店の指定店舗は以下の禁止業種を運営している場合、カードを取り扱うことができません。当社は、加盟店またはその指定店舗が禁止された活動を行い、または禁止業種を運営していると判断またはそのように認める理由があるとき、当社独自の裁量により、加盟店またはその指定店舗のカードの取り扱いを停止し、または本契約を解除（加盟店に対する事前の通知することなく即時の解除を含む）することができます。

禁止業種	説明	業種加盟店カテゴリコード (MCC)
倒産サービス	延滞金または倒産過程をサポートするために金銭を回収する事業を行う企業または代理人。	—
小切手換金／保証	銀行口座によらずに小切手を現金化する方法を顧客に提供する事業。	—
児童ポルノ	電子的、機械的その他の方法に作成または製造されたかどうかに関わらず、児童がわいせつまたは性的にひわいな行為を行う様子の視覚的な描写の提供またはそれに関連している個人または団体。	—
信用修復	信用調査所に対し、過失や失効した主張で争い、信用格付けを改善することを目的としたサービス。	—
期限を徒過した負債の返済（期限徒過または不履行）	期限を徒過した負債を回収している会社。例として、取立代行業者、ファクタリング会社、清算人または破産管財人／弁護士。	—
給料日貸付	次の給料支払いの受領時に貸付金を払い戻すことを合意した上で顧客に金銭を高利で貸し付ける企業。	—
対面での電信送金（オンラインでない）	ある場所から別の場所へ送金することを専門とする事業。	4829

6.2.2 制限業種

- a. 以下の業種は制限されています。以下の業種で取引を取り扱うためには当社からの書面の許可を取得する必要があります。当社は、当社独自の裁量により、当該要請を承認または拒否することができます。当社は、加盟店またはその指定店舗が、当社の書面による許可を受けずに制限された活動を行い、または制限業種を運営していると判断またはそのように認める理由があるとき、当社独自の裁量により、加盟店またはその指定店舗のカードの取り扱いを停止し、または本契約を解除（加盟店に対する事前の通知することなく即時の解除を含む）することができます。

制限業種	説明	業種加盟店 カテゴリー コード (MCC)
保釈保証金／保釈保証	裁判に出頭することを条件に収容施設から釈放されるために刑事被告人が支払う金銭。 これには保釈保証の手数料は含まれません。	9223
地金	バーまたはインゴット状の金属塊。例として、 - 金、銀、プラチナまたはパラジウム地金 - 金、銀、プラチナまたはパラジウム金属塊 - 貴金属	—
非金融機関からの店頭での現金／カードによるキャッシング	非金融機関からの現金類似の取引。例として、 ・ 為替 ・ 郵便局 ・ 個人間取引（P2P） ・ 給与の資金源	6010 6011 6051
チャリティー	資金集めを含む寄付を集める非営利、非政治的組織。 このカテゴリーには様々な目的のために、返済を期待することなく、また付加的な経済上のまたは有形の見返りなく資金を調達するために寄付を受け付ける寄付型クラウドファンディング加盟店も含まれます。	8398
取立代行業者	期限を徒過した資金を回収するために金融業者が利用する会社。例として、債権取立代行業者、ファクタリング会社、清算人。	7322
商用リース	定期的な支払いの対価として特定の期間、土地、不動産、施設または他の物件を譲渡する事業。例として商業不動産及びトラックや船舶などの商業車が挙げられます。 これには住居用不動産代理店や管理者 - レンタル（MCC 6513）は含まれません。	—
信用融資	顧客への融資を提供する加盟店で、融資による料金や利息を通して収益を得ている者。例として、クレジットカード、個人ローン、学生ローン、後払い（BNPL）ウォレット。	—
デジタルファイルホスティング（サイバーロッカー）	リモートの安全なストレージ構造を持ったストレージスペースを提供するオンラインデータホスティングサービス。データはインターネットを通して世界中からアクセスできます。サイバーロッカーはオンラインストレージまたはクラウドストレージとも呼ばれています。	4816
訪問販売	一方的に訪問し、即時の支払いを求めて物品またはサービスを販売する個人（家から家へと行く場合もあります）。	5963
エスコートサービス	同伴者を有料で提供または提案する事業、機関または個人。	7273
外国為替取引	ある通貨を別の通貨に両替する法的権利を持つ事業または金融機関。	6051

制限業種	説明	業種加盟店 カテゴリー コード (MCC)
ギャンブル	金銭または物を得ることを目的として不確定な結果の生じるイベントについて金銭または価値のあるものを賭けること。例として、 ・ カジノ、ポーカー、スポーツくじ、宝くじ券を含む規制された（現金による）賭博 ・ 競馬、ドッグレース含む事前入金型賭博 ・ ファンタジースポーツ ・ 賞金が出る技術ベースの課金制のゲーム ・ 無料では参加できないチャンスゲームで、賞金が出るもの ・ 公営及びその他の宝くじ ・ ギャンブルチップ ・ ギャンブルクレジット	7800 7801 7802 7995
投資	投機的な目的または将来の利益もしくは価格の上昇を目的とした購入。例として以下を含むがこれに限定されません。 ・ 証券（株式、公債、商品、投資信託） ・ 購入から1年を越えて配達されるワイン ・ 将来に対する投資	—
資格のある破産弁護士	破産手続における専門的な代理人。	—
マリファナ関連事業	娯楽または医薬品目的であるかどうかに関わらず、かつ政府の免許制度に服しているかどうかに関わらず、マリファナ、またはその副産物もしくはマリファナの派生物を製造、処理、配布、または販売する個人または団体。	—
ローン支払い	住宅ローンの借主が貸主に支払う元金及び利息を含む支払い。	6012 6051
マルチ商法／ねずみ講	以下の慣行の一つ以上を用いている販売制度。 ・ 新しい参加者を勧誘したことに対する報酬を得る権利のために参加者が金銭を支払うこと。 ・ 参加者が、企画に参加する前またはその企画の中で昇格するために、宣伝目的のため原価以外の価格で、一定量の製品を購入することを求められること。 ・ 参加者が商業的に不合理な量を故意に販売されること（この慣行は在庫負担と呼ばれています）。 ・ 参加者が製品を合理的な取引条件で返品することが許されていないこと。	5966 5967
オンラインアダルトエンターテイメント	インターネットのアダルトデジタルコンテンツを提供する事業または団体。	—
薬局（カード非提示）	処方薬／製品を販売するオンライン薬局。	5122 5912
政党献金	国家、州、または地域政党または候補者の益を図り、資金を集める会員制の組織。	8651

制限業種	説明	業種加盟店 カテゴリー コード (MCC)
売春	有料で性的サービスを提供する人または事業。	—
不動産頭金	掛売で購入される不動産の最初の支払。	6012 6051
テレマーケティング - 旅行関連	旅行関連製品またはサービスまたは他の旅行企画を電話勧誘する事業。	5962
タバコ及び無煙タバコ 小売業者（カード非提示）	オンラインで、タバコ、無煙タバコ及び電子タバコを販売する事業。例には電子タバコ製品も含まれます。	5993
トップアップウォレット	物品またはサービスの購入を含む後の支払いのためにデジタルウォレットに資金をロードできる機能を持ち、一人以上の支払い引受人がいる保存型デジタル決済（SVDF）を提供する機能。	—
旅行ツアー運営者	トラベル情報及び予約サービスを提供する事業。	4722
無許可マッサージ店	統治機関に登録していないマッサージ店。	7297
仮想通貨／暗号通貨	国に承認または認可されていないデジタル通貨。その開発者により発行及び管理され、特定のバーチャルコミュニティのメンバー間で使用及び受領されているもの。	6051

6.3 航空会社加盟店

6.3.1 関連航空会社

- a. 加盟店は、関連航空会社に本契約に従いカードを取り扱わせるものとし、加盟店はその遵守について責任を負います。

6.3.2 売上票

- a. 加盟店は [2.4 項「売上票または取消伝票」](#) に詳述されているとおり売上票の要件を遵守しなければならず、売上票には以下の事項が明確に記載されていなければなりません。(i) カード会員の氏名及び搭乗者（該当しない場合カード会員）の氏名。(ii) チケット番号及び各フライトの出発地及び到着地及びクラスコード、またはチケットではない場合、購入された物品またはサービスの説明。(iii) 航空会社加盟店と、そして代理店が関与している場合、代理店の名称及び立替払金が行われる場所。(iv) 該当する場合、カード会員による分割払いの選択。

6.3.3 分割払い

- a. アメリカン・エクスプレスとの間で分割払いの取り決めがある特定のカード会員は航空輸送の購入時にそれを利用することを請求できます。関連サービスについては分割払いで購入することはできません。加盟店の認識なしに、カード会員が誤ってアメリカン・エクスプレスで分割払いができると申し出た場合に加盟店が責任を負うことはありません。加盟店はカード会員に分割払いの選択を希望するか尋ねるべきではありませんが、カード会員がそれを望むことを表明した場合、売上票に、電子的に決済請求する場合は伝送に、カード会員の選択を記録します。

6.3.4 インフライト立替払金

- a. アメリカン・エクスプレスがサテライトまたは他のインフライト承認機能を提供するまで、本契約で許可されているインフライト立替払金について事前の承認は必要ありません。ただし、立替払金が必要なフライトの終了後 24 時間以内に、加盟店は上記のとおり各立替払金の承認を取得しなければなりません。

6.3.5 プライベート・チャーター立替払金

- a. プライベート・チャーターの立替払金（チャーターの全額またはその大部分がカードで支払われる場合）について、加盟店はカードでの支払いを求められた時点で承認を取得しなければなりません。フライトの 7 日前に承認を取得した場合、再度フライトの 7 日前に承認を取得しなければなりません。プライベート・チャーターの立替払金（すなわちチャーターの全額またはその大部分がカードで支払われる場合）はサービスが完了するまで決済請求することができません（例えば、立替払金が往復旅程を負担する場合、立替払金は復路のフライトの前ではなく直後に決済請求しなければなりません）。

6.3.6 取引の決済請求

- a. 米国内の代理店は ARC またはその承継人を通して電子的に決済請求をします。米国外の代理人も適切な IATA または BSP プロセスを通して同様に処理します。加盟店は、アメリカン・エクスプレスと加盟店の間で合意したとおり、取引が行われた国または一カ所に集中してアメリカン・エクスプレスに取引の決済請求をしなければなりません。関連航空会社からの取引は加盟店または代理店からのみアメリカン・エクスプレスに決済請求をしなければなりません。各関連航空会社と代理店との清算について加盟店が全責任を負い、本契約に基づく関連航空会社と代理店の義務について連帯して責任を負います。
- b. アメリカン・エクスプレスが電子的な決済請求を提供していない場合、またはアメリカン・エクスプレスが事前に書面で他の合意をした場合、加盟店は取引の決済請求をアメリカン・エクスプレスに磁気テープまたは紙で提出することができます。磁気テープはアメリカン・エクスプレスの要件を遵守しなければなりません。紙伝票送付は本項で説明されているとおり、一括して、アメリカン・エクスプレスが提供する集計票と共に、できる限り頻繁に、ただし最低でも週ごとにアメリカン・エクスプレスが通知した住所に送付しなければなりません。代理店による売上の場合、紙伝票送付は航空会社加盟店が指示する住所または適切な中央処理施設（米国内の ARC または米国外の IATA もしくは BSP）に送付しなければなりません。紙伝票で決済請求される立替払金は分類され、まとめられ、集計され、そしてアメリカン・エクスプレスに別々に決済請求されなければなりません。
 - i. 通貨建。
 - ii. 他の通貨で発生した立替払金（アメリカン・エクスプレスはそうした立替払金を取り扱う義務はありませんが、アメリカン・エクスプレスの裁量において、アメリカン・エクスプレスが実施する範囲で行いますが、将来の立替払金を取り扱うべき義務を生じさせるものではありません）。
 - iii. 分割払いの全ての立替払金。
 - iv. アメリカン・エクスプレスと合意した関連したサービスの全ての立替払金。
 - v. 各売上票の束は 150 枚を超えることはできません。
 - vi. それぞれのまとまりには合計額及び立替払金の数、通貨、航空会社加盟店名及び航空会社加盟店に割り当てられた指定店舗番号を集計票の目立つところに表示して添付しなければなりません。

6.4 慈善寄付

- a. 加盟店は非営利組織であることを表明し保証しており、国内で慈善団体として登録されていなければなりません。
- b. 加盟店は、カード会員が 100% の税控除を受けられる慈善寄付またはカード会員が立替払金の最低 75% の税控除を受けられる物品またはサービスの支払いのみをカードで取り扱うことができます。前述に関わらず、適用される法律で求められる場合、慈善寄付は税控除を受けられないことがあります。

6.5 保険

- a. 加盟店の物品またはサービスが独立代理店で販売または請求された場合、加盟店はそうした独立代理店のリストを当社に提供し、そのリストに変更が生じた場合は当社に通知しなければなりません。当社はこのリストをそうした独立代理店にカードの取扱いを勧める郵便またはメールを送るために使用する場合があります。当該郵便またはメールで加盟店の名称を示す場合があり、加盟店は当社の求めに従い推薦の手紙または援助を提供します。
- b. 加盟店は独立代理店にカードの取扱いを勧める上で最大限の努力を払います。当社は加盟店が独立代理店を統制することができないことを認めています。
- c. 当社は随時カード取扱いを推進するマーケティングキャンペーンを特定の加盟店の指定店舗または一般的に保険会社で開設することがあります。加盟店はそうしたマーケティングキャンペーンに反応するカード会員情報を提供する必要のある目的には、そうしたマーケティングキャンペーンの効果を見極めるために最終的な結果の分析を行う際に当社が当該情報を使用することが含まれることを認めます。本契約はいずれの当事者に対しても保険物品のマーケティングまたは抱き合わせ販売をする権限を与えるものではありません。
- d. 当社は加盟店に代わり保険料の収集または期限内の送金の責任を負いません。
- e. 加盟店は、保険の保証の終了またはそれに関連する他の行為から発生し、発生したと申し立てられた当社または関連会社、承継人または譲受人が被りまたは被るまたは受けた法的費用を含む全ての損害、責任、損失、経費及び費用について、当社及び関連会社、承継人及び譲受人がカード会員（または以前のカード会員）に対し負わないよう、補償し、防御し、損害を被らないようにします。
- f. [6.5 項「保険」](#)は加盟店及び加盟店と同じ業種で事業を行う加盟店の代理店に適用されます。代理店とは加盟店のマークを使用し、または加盟店のグループ会社の一員であることを公表している組織または事業部門を意味します。独立代理店とは、加盟店及び他の物品やサービスを販売し、加盟店または代理店から支払いまたは仲介料を受け取る組織または事業部門を意味します。



6.6 宿泊費

6.6.1 緊急チェックイン

- a. カードを紛失または盗難されたカード会員がチェックインを要請した場合、加盟店は承認課の電話番号にかけ、アメリカン・エクスプレスの担当者につないでもらい、「緊急チェックイン」の承認を請求し、担当者の指示に従わなければなりません。

6.7 自動車

6.7.1 レンタル

- a. カード会員が車両のレンタルにカードを使用することを望む場合、
 - i. カード会員が標準のレンタル契約を締結したことを確認します。
 - ii. カード会員が有効な運転免許証を提出したことを確認します。
 - iii. 車両のレンタルが開始日以後、かつカード表面に表示された有効期限の日以前に開始されたことを確認します。
 - iv. カード会員が、指定店舗が車両のレンタルにあたり通常要求する他の資格を持ち、かつ満たしていることを確認します。
 - v. 売上票またはレンタル契約書が作成されていることを確認します。
- b. 加盟店は、料金に対しカード会員が予約したレンタル期間を掛け、その時点で知りえた他の附属費用を加算して立替払金の全額（[3.3 項「見積もり承認」](#)を参照してください）について見積もり承認を取得しなければなりません。加盟店は生じうる車両の損傷または盗難についての額を含めてはなりません。加盟店は、カード会員とのレンタル契約で、車両レンタル全体の正確な費用とカード会員が利用可能な追加の物品またはサービス（例えばチャイルドシート等）の正確な費用そしてカード会員が責任を負うのかかつカード会員の管理において避ける他の費用の正確な額（例えば、「ノー・ショウ」料金または車両の燃料満タン返しをしなかった場合の料金）を特定しなければなりません。レンタル契約には、車両のレンタルのための立替払金の決済請求にこれらの費用を含めることについてのカード会員の同意を含めていなければなりません。

- c. 見積もり承認はレンタル契約で規定された車両レンタルの終了から7日間有効です。
- d. レンタル車両の返却時に車両が損傷しておりカード会員がカーレンタル衝突または損失保険に加入しておらず、カード会員がレンタル車両に対する物的損害について任意にカードでの支払いを選択した場合、加盟店は、以下の場合に限り、発生した資産損害額の見積もりについて、車両レンタルの費用のための立替払金の決済請求とは別に決済請求する立替払金の決済請求をすることができます。
 - i. 指定店舗がカード会員に発生した特定の損傷の項目毎に分けられたリストと説明を書面で提供すること。
 - ii. 指定店舗が、立替払金の決済請求をする前に、資産損害額の特定の見積もり及び特定された資産損害をカードで支払うことを望むカード会員の書面の陳述を含む、資産損害についての責任を認めるカード会員署名された書面を取得していること（カード会員の書面の陳述は脅迫や強要がなく自由に作成されたものでなければなりません）。
 - iii. 指定店舗は売上票を完成させる要件を遵守しなければならず、資産損害額の見積もりについて別途追加の承認を取得しなければなりません。
 - iv. カーレンタルの元の立替払金が車両のチェックアウトの時に上記の同じカード会員のカードでなされること。
 - v. 資産損害について決済請求される立替払金が資産損害の見積もりにその15%を加算した額、または全損の場合、車両の交換費用を超えないこと。カード会員により明示された書面の同意がない限り、開示された額の115%以上の額はカード会員のカードに請求されません。
- e. 加盟店は、資産損害事案に関連する文書を提供するよう求めるカード会員またはカード会員の保険査定会社からの要請に応じなければなりません。
- f. 加盟店は承認請求または立替払金の決済請求に以下を含めてはなりません。
 - i. 車両の盗難による損失。
 - ii. 問題となっているレンタル車両が使用できないことにより発生した逸失利益。
- g. 本契約に含まれている他の返還請求権に加え、当社は、資産損害についての立替払金の決済請求が加盟店規程に含まれている全ての手続に従ってなされなかった場合に返還請求権を行使します。
- h. 加盟店は、項目立てされた額について契約に基づいて請求することが明確に認められていてカードに請求するようカード会員から明確に求められない限り、レンタル契約に額が定められているかどうかに関わらず、立替払金に見積もり承認に加えて損害、違約金、罰金、料金、費用、または手数料を含めてはなりません。加盟店がカード会員による明確な求めがなく当該額を立替払金に含めた場合、当社は見積もり承認を超えた立替払金額について返還請求権を有します。
- i. 車両の返却時、見積もり承認額について [3.3 項「見積もり承認」](#)の手順に従います。
- j. 当社は前述の承認手続について加盟店の遵守を監視することができます。当社が指定店舗がこれらの承認手続を遵守していないことを加盟店に通知した場合、加盟店は当該違反を30日以内に直さなければなりません。当該通知の日から30日後、加盟店がまだこれらの手続を遵守しない場合、当社は指定店舗での違反の継続中に発生した立替払金の全額について返還請求権を有します。本規定の目的のため、「違反」は加盟店全体または一つの指定店舗の5%を超える承認について前記手続を遵守しなかったときに発生します。
- k. 上記の承認手続きにかかわらず、加盟店は立替払金全体の正確な額についてカード会員の同意を取得しなければなりません。追加の額は加盟店が別の立替払金として取り扱い、立替払金全体の正確な額についてカード会員の同意を取得した場合にのみ決済請求できます。

6.7.2 販売

- a. 当社は、以下の場合のみ、新車及び中古の自動車の手付金支払いまたは全体の購入価格について立替払金を受け付けます。
 - i. 立替払金の額が適用される割引、リベート、前金払い、下取りの控除後の自動車の全体の価格を超えないこと。
 - ii. 加盟店が立替払金の額全体について承認を取得すること。
- b. カード会員が立替払金を行ったことまたはその権限を与えたことを否定し、加盟店が名義または自動車の物理的な占有をカード会員に移転していない場合、当社は当該立替払金について返還請求権を有します。

6.8 包括加盟店

- a. 加盟店のビジネスモデルが第三者（店子販売店）を代理してカードを取扱うことが求められ、加盟店の契約がそれを許容している場合、加盟店は当社との本契約において包括加盟店となります。当社はその裁量によりアメリカン・エクスプレス・ネットワーク上で加盟店を包括加盟店として承認及び／または指定するかどうかの権利を有します。包括加盟店として加盟店は当社が随時通知する追加の要件、方針または手続を遵守しなければなりません。
- b. 加盟店は少なくとも以下の通り行うものとします。
 - i. アメリカン・エクスプレス技術仕様に規定されている通り、店子販売店情報インターフェース内の必須、条件付き、及び選択的な店子販売店データ要素をアメリカン・エクスプレスに提出すること。
 - ii. すべての店子販売店立替払金について承認を取得し、当社仕様または地域ネットワーク仕様で指定された必須データ要素要件に従い各店子販売店立替払金を決済請求すること。
- c. 包括加盟店は以下に該当する店子販売店希望者を募集することはできません。
 - i. [6.2.1 節「禁止業種」](#)及び[6.2.2 節「制限業種」](#)に掲げられたカテゴリに属するもの。
 - ii. 旅行業は以下を含みますが、それに限定されません。
 - 航空会社及び空輸会社（MCC 3000-3300、4511）
 - カーレンタル業者（MCC 3351-3441、7512）
 - 「ブランド化」された中央予約サービスを含む宿泊用ホテル、モーター、リゾート（MCC 3501-3999、7011）
 - 船上クルーズ店舗を含む蒸気船及びクルーズ船（MCC 4411）
 - タイムシェア（MCC 7012）
 - 旅行代理店及びツアー運営者（MCC 4722）
 - iii. 無線、ケーブル、衛星、有線、ISP を含む電気通信サービス（MCC 4814、4816、4899）。
 - iv. その他包括加盟店（法人自身が権利を持っている商品を販売する場合を除く）。
- d. 包括加盟店としての加盟店の義務をすべて理解するためにアメリカン・エクスプレス担当者にご連絡ください。加盟店の義務を遵守しない場合、非遵守による不利益につながる可能性があります。

6.9 旅行サービス

- a. 加盟店が陸海空の移動、宿泊、観光ツアーまたは他の取り決めまたは他の旅行サービスを提供する事業を行っていてそのサービスの販売に代理店を利用している場合、加盟店の代理店は加盟店のサービスの支払いのためカードを取り扱うことができ、加盟店は、各代理店が指定店舗の場合と同じように、その結果として生じる立替払金の決済請求を当社にすることができます。加盟店は代理店が本契約を遵守するようにし、その遵守について加盟店が責任を負います。この態様で当社に決済請求された立替払金について当社は加盟店の代理店ではなく加盟店に支払いを行うため、加盟店が立替払金の代理店への支払いまたは清算について責任を負います。
- b. アメリカン・エクスプレスは加盟店に独自の指定店舗番号を割り当て、加盟店及び代理店はアメリカン・エクスプレスから指示された加盟店番号を取引の決済請求に使用しなければなりません。代理店との資金的な取り決め及び清算について加盟店が全責任を負い、本契約に基づく代理店の義務について連帯して責任を負います。

AMERICAN EXPRESS

国別規程



7.1 国別規程

- a. 下の表は各国で適用される要件と閾値を示しています。
- i. POS 機能: POS 端末が利用可能で [2.1 項「対面販売立替払金」](#)に記載された IC チップまたは PIN 要件に従ってカードを取り扱うことができません。
 - ii. 接触型決済上限: CVM レス接触型取引の上限金額
 - iii. 非接触型決済上限: CVM レス非接触型取引の上限金額
 - iv. 包括型上限: 包括立替払金上限
 - v. 保持: 伝票保持期間
 - vi. FFR: これらの国の加盟店は不正全額償還プログラムの対象となります ([5.11 項「不正全額償還プログラム」](#)を参照してください)。
 - vii. EMV FLS: これらの国の取引は以下の返還請求の対象となります。「偽造」に挙げられている EMV 偽造 (ISO 4798) 及び / または「紛失 / 盗難」に挙げられている EMV 紛失 / 盗難 / 未達 (ISO 4799)。

国	POS 機能	接触型決済上限	非接触型決済上限	包括型上限	保持	FFR	EMV FLS
項	2.1.1 / 2.1.2	2.1.4	2.1.5	2.3.2	2.5	5.11	5.6.3
アルゼンチン	IC チップのみ対応の国	ARS 2,000	ARS 8,000	USD 15	36ヶ月	対象	偽造
オーストラリア	IC チップ & PIN 対応国	AUD 100	AUD 200	AUD 15	12ヶ月	対象	偽造
オーストリア	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象外	偽造、紛失 / 盗難
ベルギー	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
カナダ	IC チップ & PIN 対応国	CAD 50	CAD 250	USD 15	24ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
フィンランド	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 10	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
フランス	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
ドイツ	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象外	偽造、紛失 / 盗難
香港	IC チップのみ対応の国	HKD 1,000	HKD 1,000	USD 15	12ヶ月	対象	偽造
インド	IC チップ & PIN 対応国	INR 0	INR 5,000	USD 15	12ヶ月	対象	偽造
イタリア	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
日本	IC チップのみ対応の国	JPY 10,000	JPY 10,000	JPY 1,200	12ヶ月	対象外	偽造
ルクセンブルク	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
メキシコ	IC チップ & PIN 対応国	MXN 250	MXN 1,500	USD 15	12ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難

国	POS 機能	接触型決済上限	非接触型決済上限	包括型上限	保持	FFR	EMV FLS
オランダ	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
ニュージーランド	IC チップ & PIN 対応国	NZD 100	NZD 200	USD 15	12ヶ月	対象	偽造
シンガポール	IC チップのみ対応の国	SGD 200	SGD 200	USD 15	12ヶ月	対象	偽造
スペイン	IC チップ & PIN 対応国	EUR 0 ¹	EUR 50	EUR 15	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
スウェーデン	IC チップ & PIN 対応国	SEK 0 ¹	SEK 400	SEK 100	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
台湾	IC チップ非対応国	TWD 3,000	TWD 3,000	USD 15	12ヶ月	対象	該当なし
タイ	IC チップ非対応国	THB 500	THB 500	USD 15	12ヶ月	対象	該当なし
イギリス	IC チップ & PIN 対応国	GBP 0 ¹	GBP 100	GBP 10	18ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難
アメリカ	IC チップ & PIN 対応国	USD 200	USD 200	USD 15	24ヶ月	対象	偽造、紛失 / 盗難

¹ 交通料金及び駐車料金のための無人端末で行われる取引でない場合。当該取引の上限額は CVM レス非接触型決済（コンタクトレス）取引の上限金額に対応する額になります。

用語集

この加盟店規程、及び本契約において、以下の定義された用語を適用します。他の定義された用語は「」を用いて加盟店規程の本文中に表記しており、それらの用語が出てくる規定だけではなく、本文書全体で適用します。

前払い立替払金

加盟店がカード会員に物品またはサービスの提供をする前に全額の支払いがなされる立替払金をいいます。

関連会社

関連当事者を支配し、もしくは関連当事者の支配を受け、または関連当事者と共通の経営下にある法人をいい、子会社を含みます。



関連航空会社

航空会社が以下を行うことをフランチャイズまたは類似する書面の契約を交わしており、航空加盟店が航空会社コード合意書を共有するライセンス提供を受けた旅客航空輸送会社。(a) 航空加盟店の所有する商標及びロゴを使用して運営する、(b) 航空加盟店の関連会社であることを公にして運営する、(c) 航空加盟店の名前及び識別番号が付された在庫チケットを活用する、及び(d) 航空加盟店が規定する運営及び顧客サービス基準に遵守することが義務付けられている。航空会社加盟店の関連航空会社は、全体として航空会社関連グループと呼ばれ、関連航空会社は地域または小規模航空会社であると理解され、同意したものとします。

代理店

加盟店の物品またはサービスを販売する、加盟店の従業員ではないチケット、旅行または関連サービス販売代理店またはその他代理店をいいます。

合算立替払金

支払のための立替払金を当社に決済請求する前に、一つのカードに派生した複数の少額の購入または払戻（またはその両方）を一つに合算統合した立替払金をいいます。

本契約

アメリカン・エクスプレスカードの取扱いに関する契約及び加盟店規程を総称したものの。

アメリカン・エクスプレスカード

アメリカン・エクスプレスあるいは関連会社のマークが付記され、American Express Company、その関連会社またはこれらの者からライセンス提供を受けた者により発行または提供されたカード、電子的なアカウントアクセスデバイス、その他仮想的、電子的または物理的な支払機器またはサービスのことで、カードには第三者の発行者が発行したカードまたは他のアクセスデバイスも含まれます。本契約において、カードに関連する「立替払金」及び「取消」という用語の使用は、互いに代替可能です。

アメリカン・エクスプレス SafeKey プログラム

オンライン取引のためにより強いセキュリティを提供するよう設計された業界標準認証ツール。

アメリカン・エクスプレス技術仕様

当社が随時改定することがある「当社仕様」（アメリカン・エクスプレス・グローバル・クレジット承認ガイド、グローバル・ファイナンス決済請求ガイド、BIN 範囲仕様、グローバル店子販売店ファイル及びセキュアファイル転送プロトコル・クイック・レファレンス・ガイドを含む）を参照してください。

適用法

(i) 加盟店または当社またはそのいずれかの関連会社に適宜適用される現行の法令、規則、法規、条例、または下位の法律、(ii) 適宜適用される慣習法、(iii) 拘束力のある裁判所命令、判決または布告、及び (iv) 取締官またはその他政府または政府機関または領土、またはその他国家、連邦政府、連合体、州、県または地方自治体の政府機関が制定するまたは与える拘束力のあるすべての指令、方針、規定、または命令をいいます。

アプリケーション取引立替払金

特に携帯電話またはタブレットでの使用のために設計されたアプリケーションを通して行われた立替払金をいいます。

承認

当社または随時当社が指定し認定した第三者により与えられた承認番号の形式で、本契約で定める立替払金の承認を取得する手続をいいます。

回避可能返還請求

カード取扱い手続が遵守されれば回避可能だった紛議のある立替払金をいいます。

銀行口座

加盟店または加盟店の関連会社が銀行または他の金融機関で保有している口座。



発行者識別番号（BIN）

カード発行者を識別するためにカードに使用される 6 桁の番号であって、カード口座番号またはトークンの最初の 6 桁として使用されます。

購入者支払い（BIP）取引

BIP を通して処理された支払い指示ファイルを介して利用できる支払い取引をいいます。

カード保有者データ

PCI DSS の当時の最新版用語集に掲載されている意味です。

カード保有者本人確認方法（CVM）

カードまたはモバイルデバイスを提示している人がアプリケーションが発行された当人であることを確認するために行われるアメリカン・エクスプレスの方法によるカード会員の本人確認をいいます。

カード会員

カードを保有する組織または個人（カード表面に名前がエンボスされている、またはエンボスされていない場合は印刷されている）であり、カードに名前がエンボスされている場合はカードに名前が表示されているカード会員をいいます。

カード会員開始取引（CIT）

カード会員が直接関与する取引。

カード会員情報

アメリカン・エクスプレスのカード会員及びカード取引に関する情報をいい、氏名、住所、カード番号、及びカード識別番号（CID）を含みます。

カード会社

カードを発行する当社、関連会社及びライセンス提供を受けた者をいいます。

カード識別番号（CID）

カード表面に印刷された複数桁の数字をいいます。

カード非提示立替払金

購入時にカードの提示がない立替払金（例：郵便、電話、インターネットを介したまたはデジタルウォレットアプリケーションによる取引を含むが、デジタルウォレット非接触型取引（コンタクトレス）を含まないデジタルによる立替払金）をいいます。

カード非提示返還請求

不正であったと紛議が申し立てられたカード非提示立替払金に対する返還請求をいいます。

カード提示立替払金

購入時にカードが提示される立替払金で、対面販売立替払金及び無人端末を使用した立替払金を含みます。

返還請求

動詞として使用される場合、当社の有する以下の権利を意味します：(i) 当社が、本契約に基づく支払いからの控除、保留、差し引き、または相殺（もしくは加盟店の銀行口座からの引き落とし）により、または加盟店または指定店舗に当社に支払う義務を通知することにより、加盟店へ支払った立替払金またはその他の金額の返還を加盟店に求めることであり、その場合これは迅速かつ完全に行われなければなりません。または (ii) 当社が加盟店に支払っていない立替払金の取り消し。名詞の場合、加盟店が返還すべきまたは取り消された立替払金の金額をいいます。当社の資料内で「全額返還」と呼ばれることもあります。

立替払金

カードでなされる支払いまたは購入をいいます。

立替払金データ / 取消データ

[2.4 項「売上票または取消伝票」](#)の一覧にある一つ以上のデータ要素をいいます。

売上票

当社の要件に適合する立替払金の記録をいいます。当社の資料内で立替払金記録または ROC と呼ばれることもあります。

IC チップ

カードに内蔵された集積化マイクロチップをいい、カード会員及びカード番号情報を含みます。

IC チップ & PIN 対応国

POS システムが IC チップ & PIN 取引を処理できない国。 [7 章「国別規程」](#)を参照してください。

IC チップ & PIN 取引

PIN により認証された IC カード支払いをいいます。

IC カード

データを保存（カード会員情報を含む）するチップが内蔵されたカードであり、POS システムが立替払金処理を容易に行うために読み取ることのできるものをいいます。当社の資料内で「スマートカード」、「EMV カード」、または「ICC」、または「集積回路カード」と呼ばれることもあります。

IC カードデータ

IC カードのチップに含まれる情報で、取引を処理するために使用されます。

IC 対応機器

有効で最新の EMVCo (www.emvco.com) の許可 / 認定を取得し、AEIPS に準拠した IC カード取引の処理が可能な POS システムをいいます。

IC チップのみ対応の国

IC カード取引を POS システムが処理できないが PIN による認証を必要としない国。

CDCVM

アメリカン・エクスプレスが認定し、承認したカード保有者の本人確認方法をいい、会員本人であることはモバイル機器上で証明され、立替払金の承認データにてアメリカン・エクスプレスのカード発行者に提供されます。

消費者提示型クイックレスポンス (CPQR)

カード会員がモバイル機器上のカード発行者のアプリケーションを使用して QR コードを生成し、それを POS 装置でスキャンする取引。

非接触型決済（コンタクトレス）

ラジオ周波を通信できる部品を持つカードまたはモバイル機器がラジオ周波数に対応する POS 機器と通信することにより取引が開始される取引環境をいいます。

非接触型決済テクノロジー

対面立替払金の形で非接触型決済（コンタクトレス）により IC カードまたはモバイル機器から POS システムへ立替払金データを転送することができるテクノロジー。

加盟店関係者

加盟店の従業員、代理店、代表者、下請契約者、プロセッサー、サービスプロバイダー、POS 設備（POS）または POS システムまたは決済処理ソリューションの供給事業者、加盟店のアメリカン・エクスプレス加盟店アカウントと関連付けられている法人、及び本契約に基づいて加盟店がカード保有者データまたは機密認証データ（あるいは両方）を提供している業務提携先企業などのいずれかあるいは全部を指します。当社の資料では「ベンダ」ということがあります。

ファイル上の本人確認情報

加盟店により保存されるカード会員のアカウントデータで、PAN またはトークンが含まれますがこれらに限定されません。加盟店は、ファイル上の本人確認情報を保存して加盟店開始決済を開始でき、カード会員は、ファイル上の本人確認情報を使用してカード会員開始取引を開始できます。

取消

カードで行われた購入または支払について、加盟店がカード会員に払戻す立替払金の金額のことをいいます。

取消伝票

当社の要件に適合する立替払金データを含む取消の記録。

消費者起動型端末 (CAT)

無人の POS システム（例えば、「スタンドで支払う」タイプの燃料給油機または自動販売機）。当社の資料では「セルフサービス端末」ということがあります。

データセキュリティ運営方針 (DSOP)

インターナショナル加盟店規程の[データセキュリティ運営方針 \(DSOP\)](#)に記載されているアメリカン・エクスプレスデータセキュリティ方針。

デビットカード

アメリカン・エクスプレスのマークがなく第三者発行者名またはマークのあるカードを除く、要求払預金、当座、普通預金または同種の口座にアクセスするすべてのカード。アクセスされた口座から取引が精算されます。デビットカードはプリペイドカードではありません。

後送品立替払金

1回の購入に対して、2つの別々の売上票を作成し、決済請求しなければならない購入。最初の売上票はデポジットまたは頭金用で、2回目の売上票は購入の残高用。

デジタル納品取引

物品またはサービスをオンラインまたはデジタルで購入し、デジタルで納品されるもの（例、画像、アプリケーションまたはソフトウェアのダウンロード）。当社の資料では「インターネット電子納品取引」ということがあります。

デジタル商品またはサービス

インターネットまたは別のファイル転送プロセスを介してダウンロードまたはアクセスされるデジタル商品またはサービス（映画、アプリケーション、ゲーム、ウイルススキャンソフトウェアなど）。

デジタル注文

ウェブサイトの支払いページを経由して立替払金データを取得し、物品またはサービスの支払いがインターネット、Eメール、イントラネット、エクストラネット、EDI または他のデジタルネットワークで行われるものをいいます。これには、インターネットによる立替払金やアプリケーションによる立替払金が含まれます。当社の資料では「インターネット注文」ということがあります。

デジタルウォレット・アプリケーション取引

モバイル機器上のブラウザまたは加盟店アプリケーションにてデジタルウォレットを利用し実行する取引をいい、非接触型決済テクノロジーを通すものではありません。

デジタルウォレット・コンタクトレス取引

モバイル機器のデジタルウォレットを当社仕様に従った非接触取引対応 POS 機器を通して実行する非接触取引をいいます。

加盟店手数料

加盟店の申込書または本契約の他の場所に記載されているカードの取扱いに対して当社が請求する金額をいい、その金額は次のとおりです。(i) 立替払金の額面の一定の割合（加盟店手数料率）；(ii) 取引ごとの定額料金。(iii) 年会費。または (iv) (i) ~ (iii) の任意の組み合わせ。しばしば当社の資料では「加盟店手数料率」、「割引率」、「加盟店サービス料」、または「サービス料金」と呼ばれます。

紛議のある立替払金

クレーム、不服申立て、または疑義が提起された立替払金（またはその一部）。

電子商取引

電子商取引とは、インターネットまたは電子ネットワークを使用した物理的またはデジタル商品やサービスの売買です。

電子商取引の取引

インターネット、アプリケーション、またはパーソナルコンピュータまたはモバイル機器上の電子ネットワークを使用した物理的またはデジタルの商品やサービスの購入。これには、インターネット取引またはデジタルウォレット・アプリケーション取引が含まれますが、これらに限定されません。

電子商取引インジケータ（ECI）

SafeKey 認証の結果を示した SafeKey 立替払金に関連したデータ要素。

EMV 仕様

EMVCo, LLC が発行する仕様で、以下の URL で閲覧することができます。www.emvco.com

指定店舗

加盟店と加盟店の関連会社の各店舗、ショップ、アウトレット、ウェブサイト、デジタルネットワーク、及び将来採用する方法を含む物品やサービスを販売するためのあらゆる方法を使用する他のポイント・オブ・セールのすべてを指します。しばしば当社の資料では、「加盟店」、「SE」、または「サービス指定店舗」と呼ばれます。

指定店舗番号

それぞれの指定店舗に当社が割り当てる固有の番号を指します。加盟店に複数の指定店舗がある場合、それぞれに別個の指定店舗番号を割り当てます。当社の資料ではしばしば「加盟店番号」または「SE 番号」と呼ばれます。

見積もり承認

最終決済請求額と異なる見積額についての承認。

Expresspay

Expresspay アプリケーションを含む IC カードまたはモバイル機器と、Expresspay 対応の POS 機器との間の非接触型決済（コンタクトレス）取引を容易にするためのアメリカン・エクスプレス内のプログラム。

要承認基準額

それを超える場合に加盟店が承認を得なければならない立替払金の金額をいいます。

フォリオ

クルーズラインの加盟店の船上で販売される顧客が購入する物品やサービスの明細を示すクルーズライン加盟店、クルーズライン加盟店が運営する船内店舗、またはクルーズライン加盟店が伝票の加盟店である他の者が運営する船上店舗が生成する購入承認フォームを指します。

不正全額償還プログラム

カード会員が不正行為またはその疑いに基づいて何らかの理由で立替払金に紛議を提起する場合、返還請求権を行使するという当社の判断を取り消す要求をする権利を付与せず、当社から事前に問い合わせることなく、返還請求権を行使できるようにするプログラムを指します。

不正取引比率

該当する SafeKey 実装ガイドに含まれたパラメーターに従ってアメリカン・エクスプレスが決定する一定の期間中の加盟店の立替払金全額に対する不正取引全額の計算。

対面立替払金

カード本体、またはデジタルウォレットの非接触型決済（コンタクトレス）取引の場合モバイル機器が、POS 装置で提示される立替払金（CAT で行われた立替払金を含む）をいいます。当社の資料ではしばしば「カード提示立替払金」とも呼ばれます。

インターネット立替払金

加盟店のウェブサイトまたは指定店舗の関連ウェブサイトを通じて、インターネット経由でウェブブラウザを介して行われる立替払金をいいます。これには、アプリケーションによる支払いは含まれません。

インターネット電子納品

インターネットまたは電子ネットワークのダウンロードまたは別のファイル転送プロセス（画像やソフトウェアのダウンロードなど）を介してインターネット上で購入したデジタル商品またはサービスの納品。



発行者

アメリカン・エクスプレスまたはアメリカン・エクスプレス関連会社によりカードの発行及びカード発行事業を行うことのライセンスを受けた組織（アメリカン・エクスプレスとその関連会社を含む）をいいます。

カード発行者発信支払（IOP）取引

サービス指定店舗への支払いを送金するためのカード発行者に提供された支払いソリューションを使用するカード会員が実行する取引をいいます。

現地通貨

立替払金が発生したまたは取消が実施された国の通貨。

マーク

名称、ロゴ、ドメイン名、サービスマーク、商標、キャッチフレーズまたは他の独占使用にかかる称号。

CVM レス非接触型取引の上限金額

非接触型決済テクノロジーを使用して処理される立替払金額上限。

加盟店アカウント

本契約を締結することにより当社に設定されたアカウント。

加盟店カテゴリーコード（MCC）

加盟店が事業を行っている業種を識別する 4 桁のコード。

加盟店開始決済（MIT）

カード会員と加盟店との間の事前の合意に基づく取引で、加盟店がファイル上のアカウントデータを使用することにより、カード会員が直接関与することなく開始されます。

店舗提示型クイックレスポンス（MPQR）

モバイル機器にあるカード発行者アプリケーションを利用して店舗提示型 QR コードを読み込むことによってカード会員が取引を開始する IOP 取引を言います。

モバイル機器

デジタルウォレット支払いを実行できるアメリカン・エクスプレスにより認められている電子機器。これには、携帯電話、タブレットコンピューター、ウェアラブル電子デバイスが含まれますが、これらに限定されません。

モバイルポイントオブセールズ (MPOS)

携帯電話または Wi-Fi データ接続を備えた市販のモバイルコンピューティングデバイスで構成されるシステム（電話、タブレット、ラップトップなど）で、カード読み取り周辺機器と組み合わせて使用して、接触型及び／または非接触型取引を受け入れるシステム。

CVM レスプログラム

指定店舗がカード会員から署名または CVM を求めないことを許容するプログラム。

IC カード以外のカード

カード会員及び口座情報を収納した集積化マイクロチップのないカード。

IC チップ非対応国

取引にチップまたはチップ及び PIN が必要とされない国。

オリジナルトランザクション識別子 (O-TID)

カード会員開始取引の承認要求中に AEGN によって生成されたトランザクション識別子 (TID)。これは、後続のすべての加盟店開始決済をオリジナルのカード会員開始取引に結びつけます。

その他の契約

本契約を除く、(i) 加盟店または加盟店の関連会社と (ii) 当社または当社の関連会社との間で締結されるその他の契約。

その他の支払い手段

チャージカード、クレジットカード、デビットカード、ストアドバリューカード、スマートカード、他の支払いカード、外国通貨口座、口座アクセスデバイス、またはその他支払いのための手段、サービスまたは製品であって、カード以外のもの。

包括加盟店

第三者（店子販売店）を代理してカード取扱を提供するビジネスモデルを有する事業体。従前当社の資料では「支払いサービスプロバイダー」または「PSP」そして時折「包括代行業者」「マスター加盟店」と表されてきました。

ペイメントアプリケーション

PCI ペイメントアプリケーションデータセキュリティ基準の最新版用語集に掲載されています。これは次の URL で閲覧できます。www.pcisecuritystandards.org

PCI 認定済み

PIN 入力装置またはペイメントアプリケーション（あるいは両方）が設置時点で、PCI SSC が管理する承認された会社及びプロバイダに掲載されていることをいいます。これは以下の URL で閲覧できます。

www.pcisecuritystandards.org

PCI PIN セキュリティ要件

ペイメントカード業界 PIN セキュリティ要件をいいます。これは次の URL で閲覧できます。

www.pcisecuritystandards.org

個人情報

加盟店が本契約を遂行するにあたり収集または保有する個人に関する情報でプライバシー法で規定する意味を持つもの。個人情報には、加盟店が受領またはアクセスするアメリカン・エクスプレスクード会員の情報、当社が受領またはアクセスする加盟店（加盟店が個人の場合）及びアプリケーションやカードの取扱いに際して提供される加盟店の従業員の詳細情報が含まれますが、それに限定されるものではありません。

PIN

暗証番号をいいます。

PIN 入力装置

PCI PIN トランザクションセキュリティ (PTS)、加盟店端末装置 (POI)、モジュラーセキュリティ要件の最新版用語集に掲載されています。これは以下の URL で閲覧可能です。www.pcisecuritystandards.org

POS システム

情報処理システムまたは設備をいい、承認取得や取引データ収集などのために加盟店で使用されている端末、パソコン、レジ、非接触リーダー、モバイルポイントオブセールズ (MPOS)、支払エンジンまたは処理を含みます。

ポイントツーポイント暗号化 (P2PE)

加盟店でのカード取扱い時点から復号化される安全なポイントまで、カード番号を暗号によって保護するソリューションをいいます。

プリペイドカード

「プリペイド」と表記されているカード、または当社が随時加盟店に通知する識別要素を搭載しているカード。

主要口座番号 (PAN)

顧客関係を識別する数値。割り当てられた番号はカード発行者及びカード会員の両方を識別します。

プライバシー法

個人情報保護法及びプライバシーまたは個人情報の保護に関する日本国内またはその他地域における法的規制または遵守事項で、アメリカン・エクスプレスまたは加盟店が従わなければならないもの。

プロセッサまたは決済代行業者

承認を取得し、立替払金の決済請求または取消を当社に提出する加盟店が雇い、当社が承認した仲介する第三者。

クイックレスポンス (QR) コード

デジタル支払いを可能にするなど特定の目的のために抽出及び使用できる二次元の静的または動的機械読取り式のバーコード。

伝票保持期間

元の売上票または取消伝票、及び取引を裏付ける全ての文書及びデータを加盟店が保持することが求められる期間で、随時通知されるもの。

登録型決済立替払金

一連の個別の購入や支払いのため自動的に立替払金を繰り返すためにカード会員に提供されているオプション。

回答期間

当社が求める情報を含む回答を提供するために当社が連絡したときから必要な時間で、随時通知されるもの。

権利者

著作権、商標権または他の知的財産権を主張できる法的地位と権限を有する自然人または法人。

リスク緩和テクノロジー

アメリカン・エクスプレスによって決定される、アメリカン・エクスプレス・カード保有者のデータ及び機密認証データのセキュリティを向上させるテクノロジーソリューション。リスク緩和テクノロジーとして適格となるためには、加盟店はその設計及び使用目的にしたがって、当該テクノロジーを有効に活用していることを実証する必要があります。例として、EMV、ポイントツーポイント暗号化、トークン化が挙げられます。

SafeKey 試行

加盟店がリクエストする AESK プログラムに従ったカード会員の本人認証で、カード発行者またはアメリカン・エクスプレスネットワークのいずれかから試行の証拠として ECI 6 を受領したものをいいます。本定義の目的のため、「認証できません」という回答表示、すなわち ECI 7 は試行の証拠とはなりません。

SafeKey 認証

加盟店がリクエストする AESK プログラムに従ったカード会員の本人認証で、カード発行者またはアメリカン・エクスプレスネットワークのいずれかから認証の証拠として ECI 5 を受領したものをいいます。

SafeKey 立替払金

SafeKey プログラムを通して認証された立替払金。

サービスプロバイダー

認可されたプロセッサ、第三者プロセッサ、ゲートウェイプロバイダー、POS システムのインテグレーター、及び加盟店に対して POS システムあるいは他の決済処理ソリューションまたはサービスを提供するプロバイダーのことです。

シグネチャー・オン・ファイル

加盟店及び加盟店の登録型決済立替払金を含むがこれに限定されない請求サービスのためのカード会員情報を保管していること。

当社仕様

立替払金の承認及び決済請求を含むアメリカン・エクスプレスのネットワーク及び電子取引処理への接続に関する必須、条件付き、または選択的要件の一式で、随時改定されることがあります。www.americanexpress.com/merchantspecs において、またはアメリカン・エクスプレスの相談窓口へ要請することで入手できます。当社の資料では時折「アメリカン・エクスプレス技術仕様」または「技術仕様」と表されています。

店子販売店

加盟店が任命し、店子販売店契約を締結した第三者事業者（または物品の販売者）。

店子販売店データ

アメリカン・エクスプレス技術仕様に規定されている店子販売店の代表者の氏名、住所及び電子メールアドレス、法人番号、氏名及び社会保障番号を含むがこれに限定されない、必須、条件付き、任意の要件。明確に示すと、店子販売店データは取引データを含みません。

店子販売店情報インターフェース

アメリカン・エクスプレス技術仕様に規定されている店子販売店データ要件を含むすべてのフォーマット（セキュアファイル転送プロトコル（SFTP）、アプリケーションプログラミングインターフェース（API）または他の方法により転送されるデータファイルを含むが、これに限定されない）。グローバル店子販売店ファイルや店子販売店獲得 API は店子販売店情報インターフェースフォーマットの一例です。

店子販売店希望者

以下のいずれかに該当する物品及びサービスを販売する第三者。(i) カードの取り扱いをせず、1つ以上の店子販売店ウェブサイトまたは他の指定店舗を運営している、(ii) 物品及びサービスの販売を既存の方法にてカードを取扱っているものの包括加盟店を通して取引の決済請求も申し込んでいる、または (iii) 随時アメリカン・エクスプレスにより規定される他の基準を満たす者。

強化顧客認証 (SCA)

独立した二つ以上の要素を使用し、一個の要素の欠陥が他方の要素の信頼性を損なわない認証で、その要素が以下の分類の二つ以上に当てはまるものをいいます。(i) カード会員のみが知っているもの、(ii) カード会員のみが保有しているもの、及び (iii) カード会員固有のもの。

第三者発行者

本契約に基づいて加盟店が取扱いに合意したカードの第三者カード発行者。

トークン

PAN に代わるサロゲート値。

取引

カードで行われた立替払金や取消。

伝送データ

以下を含めるという要件があることを除いて [カード保有者データ](#) と同じ。カード会員の氏名、有効期限、カード会員の署名（取得した場合）、そして加盟店が払戻を認めない方針の場合、「払戻不可」の文言。

当社、当社の

本契約に定義されている加盟店の国で該当するアメリカン・エクスプレスの企業体。

加盟店または加盟店の

本契約に基づいてカードを取り扱う会社、提携企業、個人承認または他の法的団体と同じ業種及びそれぞれの指定店舗で事業を行う関連会社。

データセキュリティ運営方針 (DSOP)

変更アイコン

重要な更新は変更の概要一覧に揭示され、DSOP の中でも変更アイコンにより示されています。項または節の表題の横の変更アイコンは、その項または節に、変更、追加、または削除された文言があることを示しています。DSOP の中の変更は、ここに示す変更アイコンで表示します。



変更の概要一覧

重要な更新は以下の表に示されており、DSOP の中でも変更 アイコンにより表示されています。

項／節	変更の要旨
1項「対象分析プログラム (TAP)」	1 項の題名をカード会員データの漏洩から対象分析プログラム (TAP) へ変更。 - 明確化された文言
用語集	- データ事故について文言を更新。 - カード会員データ環境と対象分析プログラムの定義を追加。

アメリカン・エクスプレスは、消費者保護の先駆者として、カード会員データ及び機密認証データが安全に保たれるよう保護することに長期にわたり取り組んでいます。

漏洩したデータは消費者、加盟店、サービスプロバイダー、及びカード発行者にネガティブな影響を及ぼします。たった一度の事故でも企業の評判に深刻な被害をもたらす、効果的な業務遂行能力を損なう可能性があります。セキュリティ運営方針の導入によりこの脅威に対処することは顧客の信頼を改善し、収益力を増強し、企業の評判を高めます。

アメリカン・エクスプレスは加盟店及びサービスプロバイダーが（総称して貴店という）当社の関心事を共有していることを信頼しており、貴店の責任の一部として、貴店がアメリカン・エクスプレス®カードを取り扱い（加盟店の場合）または処理する（サービスプロバイダーの場合）ための契約（それぞれの各契約）にあるデータセキュリティ規定及び当社が随時改定するデータセキュリティ運営方針を遵守することを求めます。これらの要件は、暗号化キー、カード会員データまたは機密認証データ（またはその組み合わせ）を保管、処理または伝送する貴店のすべての機器、システム及びネットワーク（及びその部品）に適用されます。

ここで使用されているものの定義されていない用語（英文では大文字で表記されている）は、本方針の末尾にある用語集で説明されている意味です。

1 項 対象分析プログラム (TAP)

カード会員データの漏洩はカード会員データ環境 (CDE) のデータセキュリティギャップにより発生することがあります。

カード会員データの漏洩の例には、以下を含みますが、これらに限定されません。

- **共通購買時点 (CPP)** : アメリカン・エクスプレスカード会員は、自分のカードアカウントで不正な取引が行われたことを報告し、貴店の指定店舗での購入に起因するものと特定及び判断されました。
- **カードデータ検出** : 貴店の指定店舗での取引に関連付けられたアメリカン・エクスプレスカードまたはカード会員データがウェブ上で見つかりました。
- **マルウェアの疑い** : アメリカン・エクスプレスは、貴店の使用しているソフトウェアが悪意のあるコードに感染しているか、悪意のあるコードに対して脆弱であると疑っています。

TAP はカード会員データの漏洩の可能性を特定するために設計されています。

アメリカン・エクスプレスからカード会員データの漏洩の可能性について通知を受けた場合、貴店は下記の要件を遵守しなければならず、加盟店関係者にもそれを行わせなければなりません。

- 貴店は CDE のデータセキュリティギャップを迅速に確認し、何か気づいた点があれば改善しなければなりません。
 - 外部委託している場合は、第三者ベンダーに CDE の徹底的な調査を行わせなければなりません。
- アメリカン・エクスプレスからの通知に応じて、レビュー、評価、または改善作業について実行または計画された処置の概要を提供しなければなりません。
- 貴店は、[5 項「システムの重要な定期検証」](#)に従って、更新された PCI DSS 調査報告書を提供する必要があります。
- 該当する場合、貴店または加盟店関係者が以下に該当する場合、貴店は、貴店の CDE を調査するために認定 PCI フォレンジック調査機関 (PFI) を関与させなければなりません。
 - カード会員データの漏洩をアメリカン・エクスプレスが決定する合理的な期間内に解決できない場合、または
 - データ事故が起きたことを確認し、[3 項「データ事故の管理義務」](#)に定められている要件を遵守する場合。

TAP 非遵守費用

説明	レベル 1 の加盟店またはレベル 1 のサービスプロバイダー	レベル 2 の加盟店またはレベル 2 のサービスプロバイダー	レベル 3 またはレベル 4 の加盟店
通知日から 45 日以内に TAP 義務が果たされない場合、非遵守費用が課せられます。	\$25,000 米ドル	\$5,000 米ドル	\$1,000 米ドル
通知日から 90 日以内に TAP 義務が果たされない場合、非遵守費用が課せられます。	\$35,000 米ドル	\$10,000 米ドル	\$2,500 米ドル
通知日から 120 日以内に TAP 義務が果たされない場合、非遵守費用が課せられます。 注: 義務を果たすか TAP が解決されるまで月ごとに非遵守費用が課せられます。	\$45,000 米ドル	\$15,000 米ドル	\$5,000 米ドル

加盟店の TAP についての義務が果たされない場合、アメリカン・エクスプレスは非遵守費用を累積して課し、支払いを保留し、または契約を解除する権利を有します。

2 項

暗号化キー、カード会員データ及び機密認証データの保護基準

貴店は、以下を必ず行い、また貴店関係者に行わせるものとします：

- カード会員データを、契約に従い、またそれにより義務付けられる通り、アメリカン・エクスプレスカードの取引を容易にするためのみに保存する。
- カード会員データまたは機密認証データの処理、保存または送信に適用される現行の PCI DSS 及び他の PCI SSC 要件に、適用されるバージョンの要件が施行される有効日までに適合する。
- 店舗に PIN 入力装置またはペイメントアプリケーション（または両方）を設置または置換する際、PCI 認定済みのものののみを使用すること。

貴店は、データセキュリティ条項に従い、契約において保有しているすべてのアメリカン・エクスプレスの請求記録及び取消記録を保護するものとし、契約で定められた目的のみにこれらの記録を使用し適宜それらを保護するものとします。貴店は、(5 項に他の規定がある場合を除いて、[5 項「システムの重要な定期検証」](#)に基づく本方針の貴店関係者の遵守証明とは別に) 貴店関係者にデータセキュリティ条項を遵守させることについて、アメリカン・エクスプレスに財務上及びその他の義務を負うものとします。

3 項

データ事故の管理義務

貴店は、速やかに、データ事故の発覚から 72 時間以内にアメリカン・エクスプレスに通知するものとします。

アメリカン・エクスプレスに通知するには、+1 (602) 537-3021 (+ は国際直通ダイヤルの「IDD」を表し、国際通話料金が適用) からアメリカン・エクスプレスのエンタープライズインシデントレスポンスプログラム (EIRP) に連絡するか、または EIRP@aexp.com に電子メールを送信することができます。貴店は、かかるデータ事故に関する窓口として担当者を指名しなければなりません。それに加え、

- 貴店は各データ事故の徹底的なフォレンジック調査を実行しなければなりません。
- 異なる 10,000 件以上のカード番号が関与するデータ事故の場合、データ事故の発覚から 5 日以内に、PCI フォレンジック調査機関 (PFI) にこの調査を依頼しなければなりません。

- 調査完了後 10 営業日以内に、フォレンジック調査のレポートを未編集のまま、アメリカン・エクスプレスに提出しなければなりません。
- すべての漏洩したカード番号を速やかにアメリカン・エクスプレスに提出しなければなりません。アメリカン・エクスプレスは、データ事故に関連するカード番号を特定するため、独自に内部分析を行う権利を有します。

フォレンジック調査のレポートは、PCI から入手できる最新のフォレンジック事故最終レポートテンプレートを使って作成しなければなりません。当該レポートは、フォレンジックレビュー、準拠状況報告書、及びデータ事故に関するその他の関連する情報を含んでいなければならない。データ事故の原因を特定し、貴店がデータ事故の際に PCI DSS に準拠していたか否かを確認し、さらに、(i) すべての PCI DSS の非準拠要件に対するアクションプランを提出し、(ii) アメリカン・エクスプレスのコンプライアンスプログラム（以下に記載）に参加することにより、将来のデータ事故防止能力について検証します。アメリカン・エクスプレスの要請により、貴店は、非準拠が改善されたことを示す認定審査機関（QSA）による検証を提供するものとします。

本 [3 項「データ事故の管理義務」](#) の前項までの規定に関わらず、以下が適用します。

- 異なる 10,000 件未満のカード番号が関与するデータ事故の場合、アメリカン・エクスプレスは、その独自の裁量により、PFI がデータ事故の調査を実施するよう貴店に求めることができます。その調査は [3 項「データ事故の管理義務」](#) に規定された要件に適合しなければならない。アメリカン・エクスプレスに求められた期間内に完了しなければなりません。
- アメリカン・エクスプレスは、いかなるデータ事故についても、その独自の裁量により、別途 PFI が調査を実施するようにすることができ、調査の費用を貴店に請求することができます。

貴店は、アメリカン・エクスプレスと協力して、データの事故から生じた問題を修正することに同意します。これには、データの事故の影響を受けたカード会員への連絡についてアメリカン・エクスプレスと協議すること、及び契約と整合する方法で、今後のデータの事故を防止する能力を確認するための、すべての関連情報をアメリカン・エクスプレスに提供すること（及び提供に必要な放棄の取得）が含まれます。

契約の秘密保持の条項にも関わらず、アメリカン・エクスプレスは、適用ある法律、裁判所、行政、または規制機関の命令、法令、召喚状、要請、またはその他のプロセスにより義務付けられている通り、不正利用もしくはその他の損害のリスクを軽減するために、またはその他アメリカン・エクスプレスのネットワークの運営に適切な限り、データ事故に関する情報を、アメリカン・エクスプレスのカード会員、カード発行者、アメリカン・エクスプレスネットワークの提携会社、及び一般に開示する権利を保持します。

4 項 データ事故の損害賠償義務

データ事故に関する契約に基づき、貴店のアメリカン・エクスプレスへの損害賠償の義務は、アメリカン・エクスプレスのその他の権利及び救済手段を放棄することなく、本 [4 項「データ事故の損害賠償義務」](#) に基づき決定されるものとします。損害賠償義務（ある場合）に加え、貴店は、以下の本 [4 項「データ事故の損害賠償義務」](#) に示されているデータ事故非遵守費用を支払わなければならない場合があります。

データ事故について、

- 以下のいずれかを含む 10,000 件以上のアメリカン・エクスプレスカード番号、
 - 機密認証データ、または
 - 使用期限に関連する場合、貴店は各口座番号につき \$5 米ドルの割合でアメリカン・エクスプレスに賠償しなければなりません。

ただし、アメリカン・エクスプレスは、以下の該当するデータ事故については貴店に賠償を求めることはありません。

- 10,000 件未満のアメリカン・エクスプレスカード番号、または
- 以下に該当する場合、10,000 件以上のアメリカン・エクスプレスカード番号。
 - 貴店が、本 [4 項「データ事故の損害賠償義務」](#) に基づきデータ事故をアメリカン・エクスプレスに通知した場合、
 - データ事故が発生した時点で PCI DSS を遵守していた場合（PFI のデータ事故調査により決定される）、及び
 - データ事故は貴店、もしくは貴店関係者の不法行為に起因しない場合。

4 項「データ事故の損害賠償義務」の前項までの規定に関わらず、アメリカン・エクスプレスカード番号の件数に関わりなく、いかなるデータ事故についても、貴店が 3 項「データ事故の管理義務」に規定された義務を遵守しなかった場合には、アメリカン・エクスプレスに、各データ事故につき \$100,000 米ドルを超えない（アメリカン・エクスプレスが、その独自の裁量により定めた）データ事故非遵守費用を支払わなければなりません。誤解を避けるために記すと、1つのデータ事故について課されるデータ事故非遵守費用は \$100,000 米ドルを超えることはありません。

アメリカン・エクスプレスは、通知日に先立つ 12 カ月以内になされた以前のデータ事故の損害賠償請求に関与していたアメリカン・エクスプレスカード番号をその計算から除外します。本方法に基づくアメリカン・エクスプレスのすべての算出額は最終的なものとします。

アメリカン・エクスプレスは、本契約に基づき、データ事故の賠償義務について全額貴店に請求するか、アメリカン・エクスプレスの貴店に対する支払いからその額を控除する（または貴店の銀行口座から適宜引き落とす）ことができます。

貴店のデータ事故に対する賠償義務は、契約における偶発的、間接的、投機的、結果的、特殊な、処罰的、または懲罰的損害賠償とはみなさないものとします。ただし、このような義務には、逸失利益や収入減、営業権の侵害、営業機会の逸失に関するものや類するものは含まれません。

その独自の裁量により、アメリカン・エクスプレスは、以下の基準を満たすデータ事故についてのみ加盟店の賠償義務を減免する場合があります。

- 適用されるリスク緩和テクノロジーがデータ事故の前に使用されており、データ事故イベントウィンドウ中に使用されていたこと。
- PFI プログラムに従って徹底的な調査が完了していること（事前に書面によりその他合意した場合を除く）。
- フォレンジックレポートにおいて、データ事故発生時のデータ処理、保存または伝送に使用されていたリスク緩和テクノロジーが明記されていること。
- 貴店が難読化されていない機密認証データまたはカード会員データを保存していないこと（及びデータ事故イベントウィンドウ中に保存していなかったこと）。

賠償義務が減免される場合、賠償義務（支払われるべき非遵守費用を除く）の減免は以下のように決定されます。

賠償義務の減免	要求される基準
標準減免：50%	合計取引金額の 75% 超がチップ対応機器で処理されていること ¹ または 加盟店舗の 75% 超でリスク緩和テクノロジーが使用されていること ²
拡張減免：75% から 100%	合計取引金額の 75% 超がチップ対応機器で処理されていること ¹ かつ、加盟店舗の 75% 超で別のリスク緩和テクノロジーが使用されていること ²

¹ アメリカン・エクスプレスの内部解析により判定

² PFI 調査により判定

- 拡張減免（75% ～ 100%）は、合計取引金額のうちチップ対応機器で処理されているものの比率及び、加盟店舗のうち別のリスク緩和テクノロジーが使用されている店舗の比率のいずれか低い方に基づいて判定されます。下の例では、賠償義務の減免の計算について説明しています。
- リスク緩和テクノロジーとして適格となるためには、その設計及び使用目的にしたがって、当該テクノロジーを有効に活用していることを実証する必要があります。たとえば、チップ対応機器を導入しているものの、チップカードを磁気ストライプまたはキー入力取引として処理している場合は、このテクノロジーを有効に活用しているとはみなされません。
- リスク緩和テクノロジーが使用されている店舗の比率は、PFI 調査により判定されます。
- 賠償義務の減免は、データ事故に関連して支払われるべき非遵守費用には適用されません。

賠償義務の拡張減免

例	リスク緩和テクノロジーの使用	対象	減免
1	取引金額の 80% がチップ対応機器で処理されている	いいえ	50%: 標準減免 (リスク緩和テクノロジーの使用率が 75% 以下のため、拡張減免の対象とはなりません) ¹
	店舗の 0% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している		
2	取引金額の 80% がチップ対応機器で処理されている	はい	77%: 拡張減免 (リスク緩和テクノロジーの使用率 77% に基づく)
	店舗の 77% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している		
3	取引金額の 93% がチップ対応機器で処理されている	はい	93%: 拡張減免 (チップ対応機器での取引金額の比率 93% に基づく)
	店舗の 100% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している		
4	取引金額の 40% がチップ対応機器で処理されている	いいえ	50%: 標準減免 (チップ対応機器での取引金額の比率が 75% 以下のため、拡張減免の対象とはなりません)
	店舗の 90% で他のリスク緩和テクノロジーを使用している		

¹ アカunt番号 1 件当たり \$5 米ドルの、10,000 件のアメリカン・エクスプレス・カード番号が関わるデータ事故では (10,000 x \$5 = \$50,000 米ドル)、非遵守費用を除き、賠償義務の 50% 減免の対象となり、賠償義務が \$50,000 米ドルから \$25,000 米ドルに減額される場合があります。

5 項

システムの重要な定期検証

貴店は、PCI DSS に基づき、以下に説明するアクションにより、カード会員データまたは機密認証データが保存、処理、または伝送される、貴店または貴店のフランチャイズ店の設備、システム、及び／またはネットワーク（及びそのコンポーネント）の状態を年次及び毎四半期に検証するものとします。

検証を完了するための 4 つのアクションは以下のとおりです。

[アクション 1:](#) 本方針に基づきアメリカン・エクスプレスのコンプライアンスプログラムに参加する。

[アクション 2:](#) 貴店のレベルと検証要件について理解する。

[アクション 3:](#) アメリカン・エクスプレスに送付すべき調査報告書を完成させる。

[アクション 4:](#) 指定の期間内に調査報告書を当社に提出する。

アクション1: 本方針に基づきアメリカン・エクスプレスのコンプライアンスプログラムに参加する

レベル1の加盟店、レベル2の加盟店、及びすべてのサービスプロバイダーは、以下に説明するとおり、データセキュリティの窓口になる個人のフルネーム、電子メールアドレス、電話番号、及び住所を提供することにより、本方針に基づきアメリカン・エクスプレスのPCIコンプライアンスプログラムに参加する必要があります。貴店はこの情報を、以下に記載する方法のいずれかにより、アメリカン・エクスプレスの代理でプログラムを管理するTrustwave社の部署であるSecureTrust (<https://portal.securetrust.com>) に提出しなければなりません。[アクション4:「調査報告書を当社に提出する」](#)のいずれかの方法で提出しなければなりません。貴店は、この情報が変更された場合、SecureTrustに通知し、適宜、更新された情報を提供しなければなりません。貴店が、かかる連絡先情報の提供を怠った場合でも、[未検査費の表](#)に示されている未検査の費用を評価する当社の権利に影響を及ぼしません。

アメリカン・エクスプレスは、独自の裁量に基づき、特定のレベル3及びレベル4の加盟店に、本方針に基づき、書面の通知を送付することにより、アメリカン・エクスプレスのコンプライアンスプログラムに参加するよう指名する場合があります。加盟店は、通知の受領から90日以内に登録しなければなりません。

アクション2: 貴店のレベルと検証要件について理解する

アメリカン・エクスプレスのカード取引件数に基づいて、4つのレベルの加盟店と2つのレベルのサービスプロバイダーがあります。加盟店の場合、これは、最高のアメリカン・エクスプレス加盟店アカウントレベルを頂点とする加盟店の施設により提出された取引件数です。* 貴店は、加盟店及びサービスプロバイダーの以下の表に指定されたレベルの1つに該当します。購入者支払い (BIP) 取引は、加盟店のレベル及び検証要件を特定するためのアメリカン・エクスプレスのカードの取引件数には含まれません。

* フランチャイザーの場合、カード取扱件数にフランチャイズ加盟店からの取引件数が含まれます。フランチャイズ加盟店に、特定のポイント・オブ・セール (POS) システムまたはサービスプロバイダーを使用するよう義務付けているフランチャイザーは、その影響下にあるフランチャイズ加盟店の調査報告書も提出する必要があります。

加盟店の要件

加盟店（サービスプロバイダーを除く）は、4つのレベルと検証要件に分類されます。以下のリストから加盟店のレベルを特定し、加盟店の表で該当レベルの調査報告書の要件を確認してください。

- **レベル1の加盟店** – アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が250万件以上、またはその他アメリカン・エクスプレスがレベル1と見なす加盟店。
- **レベル2の加盟店** – アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が5万件以上250万件未満の加盟店。
- **レベル3の加盟店** – アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が1万件以上5万件未満の加盟店。
- **レベル4の加盟店** – アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が1万件未満の加盟店。

加盟店表

加盟店レベル/ アメリカン・エ キスプレスの年 間取引件数	調査報告書		
	コンプライア ンスのオンサ イト評価レ ポート (ROC)	自己問診 (SAQ) 及び四半期毎 のネットワークスキャン	有資格加盟店 の STEP 証明
レベル 1/ 250 万件以上	必須	該当なし	オプション (ROC に 代わる)
レベル 2/ 5 万件以上 250 万件未満	オプション	SAQ 必須 (オンサイト評価レポートを提出 する場合を除く) 特定の種類の SAQ はス キャンが必須	オプション (SAQ 及 び ネットワークス キャン、または ROC に代わる)
レベル 3/ 1 万件以上 5 万件未満	オプション	SAQ はオプション (アメリカン・エクス プレスが要請する場合は必須) 特定の種類の SAQ はスキャンが必須	オプション (SAQ 及 び ネットワークス キャン、または ROC に代わる)
レベル 4/ 1 万件 以下	オプション	SAQ はオプション (アメリカン・エクス プレスが要請する場合は必須) 特定の種類の SAQ はスキャンが必須	オプション (SAQ 及 び ネットワークス キャン、または ROC に代わる)

* 誤解を避けるために付言すると、レベル 3 及びレベル 4 の加盟店は、アメリカン・エクスプレスの裁量に基づき要求される場合を除き調査報告書を提出する必要はありませんが、必ず本データセキュリティ運営方針のその他すべての条項を遵守しなければならず、それらに基づく責任を負います。

アメリカン・エクスプレスは、アメリカン・エクスプレスの費用において、当社が選択する QSA または PFI に依頼することを含め、必要に応じて提出された PCI 調査報告書が正確かつ適正であることを検証する権利を留保します。

セキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP)

PCI DSS に準拠している加盟店も、カード処理環境全体において追加のセキュリティテクノロジーを使用している場合、アメリカン・エクスプレスの裁量に基づき、当社のセキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP) の対象とみなされることがあります。STEP が適用されるのは、加盟店で過去 12 カ月にデータ事故が発生しておらず、全カード取引件数の最低 75% が次のテクノロジーを使用している場合のみです。

- **EMV** – 有効で最新の EMVCo (www.emvco.com) の承認 / 認定を取得し AEIPS 準拠チップカード取引の処理が可能な、チップ対応機器での取引。(米国の加盟店は非接触型を含めなければなりません)
- **ポイントツーポイント暗号化 (P2PE)** – PCI-SSC 承認または QSA 承認のポイントツーポイント暗号化システムを使って、加盟店のプロセッサと通信された取引。

STEP の資格を有する加盟店については PCI 調査報告の要件が緩和されています。詳しくは下記の[アクション 3: 「アメリカン・エクスプレスに送付すべき調査報告書を完成させる」](#)に説明されています。

サービスプロバイダーの要件

サービスプロバイダー（加盟店を除く）は、2 つのレベルと検証要件に分類されます。以下のリストからサービスプロバイダーのレベルを特定し、サービスプロバイダーの表で該当レベルの調査報告書の要件を確認してください。

レベル 1 のサービスプロバイダー – アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引件数が 250 万件以上、またはその他当社がレベル 1 とみなすサービスプロバイダー。

レベル 2 のサービスプロバイダー – アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引件数が 250 万件未満、または当社がレベル 1 でないとみなすサービスプロバイダー。

サービスプロバイダーは STEP の対象ではありません。

サービスプロバイダー表

レベル	調査報告書	必須性
1	コンプライアンスの年次オンサイトセキュリティ評価レポート	必須
2	年次 SAQ D（サービスプロバイダー）及び四半期ネットワークスキャンまたは希望する場合、コンプライアンスの年次オンサイトセキュリティ評価レポート	必須

サービスプロバイダーも、PCI 認定機関補助検証に準拠することが推奨されます。

アクション 3: アメリカン・エクスプレスに送付すべき調査報告書を完成させる

前述の加盟店の表とサービスプロバイダーの表に記載のある通り、以下の報告書が各レベルの加盟店とサービスプロバイダーに対して要求されます。

年次オンサイトセキュリティ評価 – 年次オンサイトセキュリティ評価は、カード会員データまたは機密認証データ（またはその両方）が保存、処理、または伝送される貴店のすべての設備、システム、及びネットワーク（及びそのコンポーネント）の詳細なオンサイト監査です。オンサイト監査は、

- QSA または
- 貴店により実施され、貴店の最高経営責任者、最高財務責任者、最高情報責任者、または担当部門長により保証され、該当する準拠証明書（AOC）を当社に毎年提出しなければなりません。

AOC は、PCI DSS のすべての要件の準拠を裏付けるものでなければならず、要請により、準拠に関する完全なレポートのコピーを含める必要があります（レベル 1 の加盟店とレベル 1 のサービスプロバイダー）。

年次自己問診 – 年次自己問診は、カード会員データもしくは機密認証データ（またはその両方）が保存、処理、または伝送される貴店のすべての設備、システム、及びネットワーク（及びそのコンポーネント）の自己検証ができる PCI DSS の自己問診（SAQ）を利用するプロセスです。これは貴店が実施し、貴店の最高経営責任者、最高財務責任者、最高情報責任者、または担当部門長が保証しなければなりません。貴店は、SAQ の AOC 部分を当社に毎年提出しなければなりません。SAQ の AOC 部分は、PCI DSS のすべての要件の準拠を証明するものでなければならず、要請により、SAQ の完全なコピーを含める必要があります（レベル 2、レベル 3 及びレベル 4 の加盟店、レベル 2 のサービスプロバイダー）。

四半期毎のネットワークスキャン – 四半期毎のネットワークスキャンは、潜在的な弱点及び脆弱性について、貴店のインターネットに接続されたコンピューターネットワークとウェブサーバーを遠隔でテストするプロセスです。これは、認定スキャンングベンダ（ASV）により実施されなければなりません。貴店は、ASV スキャンレポート、スキャン準拠証明書（AOSC）またはスキャン結果に関するエグゼクティブサマリー（要請により、完全なスキャンのコピー）を毎四半期作成し、当社に提出しなければなりません。AOSC またはエグゼクティブサマリーでは、結果が PCI DSS のスキャンング手順を満たし、高リスクの問題が特定されておらず、スキャンが合格または適合していることを証明する必要があります（オンサイトセキュリティ評価レポートも提出した加盟店以外、STEP 有資格加盟店、及びすべてのサービスプロバイダー）。疑義を避けるために付言すると、該当する自己問診で求められる場合、四半期毎のネットワークスキャンは必須です。

年次 STEP 認証調査報告 - アメリカン・エクスプレス年次 STEP 資格認証 (「STEP 認証」) は上記 [アクション 2: 「貴店のレベルと検証要件について理解する」](#) の基準を満たす加盟店だけが利用することができます。STEP 認証には、PCI DSS 要件を使用する処理が含まれ、カード会員データまたは機密認証データ (またはその両方) が保管、処理、または伝送される貴店の設備、システム、及びネットワーク (及びそのコンポーネント) の自己検査を可能にします。これは貴店が実施し、貴店の最高経営責任者、最高財務責任者、最高情報責任者、または担当部門長が保証しなければなりません。貴店は、アメリカン・エクスプレスに STEP 認証フォームを年 1 回提出することによって、当プロセスを完了しなければなりません。(STEP 有資格加盟店のみ)。年次 STEP 認証フォームは、SecureTrust のセキュアポータルからダウンロードできます。

PCI DSS 非準拠 - 疑義を避けるために付言すると、貴店が PCI DSS に準拠していない場合、以下の文書の 1 つを提出しなければなりません。

- ・ 準拠証明書 (AOC)、「パート 4、非準拠状態のためのアクションプラン」を含む
- ・ PCI 優先アプローチツールのサマリー及び準拠証明 (PASAOC)
- ・ プロジェクトプランテンプレート (SecureTrust のセキュアポータルからダウンロード可能)

上記の各文書は、コンプライアンスの達成のために、ドキュメント完成日から 12 カ月以内に改善日を指定しなければなりません。貴店は、該当する書面をアメリカン・エクスプレスに下記の [アクション 4: 「調査報告書を当社に提出する」](#) のいずれかの方法で提出しなければなりません。貴店は、非準拠状態に対する改善 (レベル 1、レベル 2、レベル 3、及びレベル 4 の加盟店、すべてのサービスプロバイダー) に基づき、アメリカン・エクスプレスに改善に向けた進捗の定期的な更新情報を提供するものとします。疑義を避けるために付言すると、PCI DSS に準拠していない加盟店は、セキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP) の対象ではありません。当社は、改善日以前の非準拠に対して、貴店に後述する未検査費を課さないものとしますが、貴店は、データ事故によるすべての損害賠償の義務に関して当社に責任を負っており、また本方針のその他すべての条項の対象となります。

アクション 4: 調査報告書を当社に提出する

アメリカン・エクスプレス PCI コンプライアンスプログラムに参加することが求められているすべての加盟店及びサービスプロバイダーは [アクション 2: 「貴店のレベルと検証要件について理解する」](#) の表で「必須」とされている調査報告書を提出しなければなりません。貴店は、以下の方法のいずれかで SecureTrust に調査報告書を提出するものとします。

- ・ **セキュアポータル**: 調査報告書を SecureTrust のセキュアポータル <https://portal.securetrust.com> を通してアップロードすることができます。

このポータルの使用に関する説明は、SecureTrust に、貴店所在の国の電話もしくは電子メール americanexpresscompliance@securetrust.com にてご連絡ください (英語のみ)。

- ・ **セキュアファックス**: 調査報告書をファックスで送信することができます。ファックス番号 +1 (312) 276-4019。 (+ は国際直通ダイヤル「IDD」コードです。国際通話料金がかかります)。

氏名、貴店名、データセキュリティ担当者名、住所、電話番号、加盟店の場合は 10 桁のアメリカン・エクスプレス加盟店番号もご記入ください。

プログラムや上記プロセスについて一般的なご質問がある場合は、SecureTrust に電話 (+1 (312) 267-3208) もしくは電子メール americanexpresscompliance@securetrust.com にてご連絡ください (英語のみ)。

基準の準拠や検証は貴店の費用で実施するものとします。調査報告書を提出することにより、貴店は当社に対して、その中に記された情報の公開を許可されていること、及び他の第三者の権利を侵害することなく当社に調査報告書を提出していることを表明し、保証します。

国	SecureTrust 電話番号
アルゼンチン	+ 800 9000 1140
オーストラリア	+ 800 9000 1140
オーストリア	+ 800 9000 1140
ブルガリア	+ 312 267 3208
カナダ	1 866 659 9016
クロアチア	+ 312 267 3208
キプロス	+ 800 9000 1140
チェコ共和国	+ 800 144 316
デンマーク	+ 800 9000 1140
エストニア	+ 312 267 3208
フランス	+ 800 9000 1140
ドイツ	+ 800 9000 1140
ギリシャ	+ 312 267 3208
香港	+ 800 9000 1140
ハンガリー	+ 800 9000 1140
アイスランド	+ 800 9000 1140
IDC	+ 888 900 0114
インド	+ 000 800 100 1177
アイルランド	+ 800 9000 1140
イタリア	+ 800 9000 1140
日本	+ 312 267 3208
ラトビア	+ 312 267 3208
リトアニア	+ 312 267 3208
マルタ	+ 312 267 3208
メキシコ	+ 888 900 0114
オランダ	+ 312 267 3208
ニュージーランド	+ 800 9000 1140
ノルウェー	+ 800 9000 1140
ポーランド	+ 800 9000 1140
ポルトガル	+ 312 267 3208

国	SecureTrust 電話番号
ルーマニア	+ 312 267 3208
ロシア	+ 312 267 3208
シンガポール	+ 800 9000 1140
スロバキア	+ 312 267 3208
スロベニア	+ 312 267 3208
スペイン	+ 800 9000 1140
スウェーデン	+ 800 9000 1140
台湾	+ 312 267 3208
タイ	+ 800 9000 1140
イギリス	+ 800 9000 1140
アメリカ	1 866 659 9016

+ は国際直通ダイヤル「IDD」コードです。国際通話料金がかかります

未検査費及び契約の終了

アメリカン・エクスプレスは、これらの要件を満たさない場合、あるいは必要な調査報告書をアメリカン・エクスプレスに期日までに提出しない場合、未検査費を課す権利及び契約を終了する権利を有しています。アメリカン・エクスプレスは別途、各年次、四半期毎の報告期日をお知らせします。

報告書を該当期日までにアメリカン・エクスプレスに送付してください。アメリカン・エクスプレスは別途、各年次、四半期毎の報告期日をお知らせします。

未検査費の表

説明 *	レベル 1 の加盟店 またはレベル 1 の サービスプロバイ ダー	レベル 2 の加盟店 またはレベル 2 の サービスプロバイ ダー	レベル 3 ま たはレベル 4 の加盟店
調査報告書が最初の期日までに未受領の場合、未検査費が課せられます。	\$25,000 米ドル	\$5,000 米ドル	\$50 米ドル
調査報告書が最初の期日から 60 日以内に未受領の場合、追加の未検査費が課せられます。	\$35,000 米ドル	\$10,000 米ドル	\$100 米ドル
調査報告書が最初の期日から 90 日以内に未受領の場合、そしてその後 30 日毎に追加の未検査費が課せられます。	\$45,000 米ドル	\$15,000 米ドル	\$250 米ドル

* 未検査費は現地通貨相当額で課せられます。

** アルゼンチンには適用されません。

アメリカン・エクスプレスが必要な調査報告書を最初の期日から 90 日以内に未受領の場合は、アメリカン・エクスプレスは契約条件に基づいて契約を終了する権利に加えて、未検査費の累積合計を課す権利を有しています。

6 項 秘密保持

アメリカン・エクスプレスは、貴店の準拠レポートを保管するために適切な措置を講じ（SecureTrust を含む代理店や下請け業者に講じさせ）ます。これには、データ受領日から 3 年間、調査報告書の秘密を保持することや調査報告書を第三者（当社の関連会社や代理店、代表者、サービス提供者、下請け業者を除く）に開示しないことを含みます。ただし、この秘密保持に関する義務は以下の調査報告書には適用されません。

- a. 開示する以前にアメリカン・エクスプレスに既知のもの
- b. アメリカン・エクスプレスによる本項の不履行ではなく、公開されているものあるいは公開されたもの
- c. 秘密保持義務なしに合法的に第三者からアメリカン・エクスプレスが入手したもの
- d. アメリカン・エクスプレスが個別に作成したもの
- e. 裁判所、行政機関または政府当局の命令、法律、法規または規則、召喚、開示要求、喚問、他の行政手続または訴訟手続、政府機関または当局（取締官、検査官、審査官、司法当局など）の公式または非公式の調査または捜査により開示を要求されたもの

7 項 免責事項

アメリカン・エクスプレスは、商品性あるいは特定の目的への適合性に関するいかなる保証も含め、このデータセキュリティ運営方針 (DSOP)、PCI DSS、EMV の仕様及び設定、QSA、ASV、PFI（あるいはこれらのうちいずれか）の任務遂行に関して、明示黙示、法的を問わずいかなる表明も保証もするものではなく、責任を負うものではありません。アメリカン・エクスプレスのカード発行者は、本方針下では第三者受益者ではありません。

ウェブサイトのご案内

アメリカン・エクスプレス データセキュリティ: www.americanexpress.com/datasecurity

PCI Security Standards Council, LLC: www.pcisecuritystandards.org

用語集

本 [データセキュリティ運営方針 \(DSOP\)](#) に限って、以下の定義を適用し、*加盟店規程* の用語と矛盾する場合に優先されます。

アメリカン・エクスプレス・カードまたはカードとは、アメリカン・エクスプレスあるいは関連会社の名前、ロゴ、商標、サービスマーク、商品名、その他の独占所有権のあるデザインが付記され、カード発行者により発行されたカード、アカウントアクセス機器、支払機器またはサービス、あるいはカード番号のことです。

準拠証明書 (AOC) とは、Payment Card Industry Security Standards Council（有限責任会社）により提供されたフォームで、貴店の PCI DSS への準拠状況の申告書をいいます。

認定済みポイントツーポイント暗号化 (P2PE) ソリューションは、PCI SSC の認定済みソリューションのリストに含まれている、または PCI SSC 認定審査機関 P2PE 企業によって認定されています。

認定スキャンングベンダ (ASV) とは、Payment Card Industry Security Standards Council, LLC に認定された、インターネット環境の脆弱性スキャンを実行することで PCI DSS の要件への準拠を検証された機関をいいます。

スキャン準拠証明書 (AOSC) とは、Payment Card Industry Security Standards Council, LLC により提供されたフォームで、ネットワークスキャンに基づく貴店の PCI DSS への準拠状況の申告書をいいます。

購入者支払い (BIP) 取引とは BIP を通して処理された支払い指示ファイルを介して利用できる支払い取引をいいます。

カード会員データ は、PCI DSS の当時の最新版用語集に掲載されている意味です。

カード会員データ環境 (CDE) はカード会員データまたは機密認証データを保存、処理または送信する人、プロセス及び技術を意味します。

カード会員とは、以下の個人または組織をいいます。(i) カード発行者とカード番号発行に関する約定を結んだ者、あるいは、(ii) カードに名前が表示されている者。

カード会員情報とは、アメリカン・エクスプレスのカード会員及びカード取引に関する情報をいい、氏名、住所、カード番号、及びカード識別番号 (CID) を含みます。

カード番号とは、カードを発行するときに発行者が割り当てる固有の識別番号です。

立替払金とは、カードでなされる支払いまたは購入をいいます。

チップとは、カードに内蔵された集積化マイクロチップをいい、カード会員及び口座情報を含みます。

チップカードとは、チップが内蔵されたカードをいい、カード会員の認証のための PIN 及び (または) チップ内のカード番号情報が要求される場合があります (当社の資料の中で「スマートカード」、「EMV カード」、「ICC」、「集積回路カード」ということもあります)。

チップ対応機器とは、有効で最新の EMVCo (www.emvco.com) の承認 / 認定を取得し AEIPS 準拠チップカード取引の処理が可能な POS 機器をいいます。

漏洩したカード番号とは、データ事故に関連するアメリカン・エクスプレスのカード番号をいいます。

貴店関係者とは、貴店の従業員、代理店、代表者、下請契約者、プロセッサ、サービスプロバイダー、ポイントオブセールス設備 (POS) またはシステムの業者、決済処理ソリューション事業者、貴店のアメリカン・エクスプレス加盟店アカウントの関連会社、及び契約に基づいて貴店がカード会員データを提供している業務提携先企業などのいずれかあるいは全部を指します。

取消とは、カードで行われた購入または支払について、貴店がカード会員に払い戻す立替払金の金額のことをいいます。

データ事故とは、アメリカン・エクスプレス暗号化キーの不正使用または不正使用の疑いに関する事故、あるいは、以下のアメリカン・エクスプレス・カード番号のいずれかのことです。

- ・ 貴店の設備、システム、またはネットワーク (あるいはそのコンポーネント) で保存・処理・伝送された暗号化キー、カード会員データ、あるいは機密認証データ (あるいはそれぞれの組み合わせ) または貴店の委託先にその使用を義務付け、もしくは提供もしくは利用可能にしているものについての許可されていないアクセスまたは使用。
- ・ 本契約で認められている以外の目的での、当該暗号化キー、カード会員データ、または機密認証データ (あるいはそれぞれの組み合わせ) の使用。
- ・ メディア、資料、記録、または暗号化キー、カード会員データ、あるいは機密認証データ (あるいはそれぞれの組み合わせ) などを含む情報の紛失、盗難、横領が疑われるまたは確認された場合。

データ事故イベントウィンドウとは、不正使用の発生日が判明している場合はその日から、不正使用の実際の発生日が不明の場合は通知日の 365 日前から始まる期間のことです。データ事故イベントウィンドウは、通知日の 30 日後に終了します。

EMV 仕様とは、EMVCo, LLC より発行された仕様をいいます。これは次の URL で閲覧できます。www.emvco.com

EMV 取引とは、有効で最新の EMV 型式認定を取得した IC カードの処理が可能な POS 端末で行った、集積回路カード (「IC カード」、「チップカード」、「スマートカード」、「EMV カード」、「ICC」ということもあります) による取引をいいます。EMV 型式認可は次の URL で閲覧できます。www.emvco.com

暗号化キー（「アメリカン・エクスプレス暗号化キー」）とは、カードデータの処理、生成、読み込みまたは保護におけるすべてのキーをいいます。これには以下を含みますが、限定するものではありません。

- 主な暗号化キー：ゾーンマスターキー（ZMK）及びゾーンピンキー（ZPK）
- 安全な暗号化装置に用いられているマスターキー：ローカルマスターキー（LMKs）
- カードセキュリティコードキー（CSCK）
- PIN キー：一次鍵（BDK）、PIN 暗号化キー（PEK）、及び ZPK

フランチャイズ加盟店とは、独立して所有及び運営される第三者（フランチャイズ加盟店、ライセンシー、チャプターを含む）です。フランチャイザーによってフランチャイズの運営についてライセンスを付与されている関連会社、あるいはフランチャイザーの商標を使った対外的なアイデンティフィケーションを一貫して目立つ形で使用すること、あるいはフランチャイザーのグループ企業のメンバーであることを公にして運営することについてフランチャイザーと書面の契約を交わしている関連会社はこれに該当しません。

フランチャイザーとは、事業者の商標の下で物品及び／またはサービスを提供するため、またはその商標を使用し、業務を行うため、個人または組織（フランチャイズ加盟店）にライセンスを付与し、その業務の運用に際してフランチャイズ加盟店にサポートを提供し、またはフランチャイズ加盟店の運営方法に影響を及ぼし、フランチャイズ加盟店による手数料の支払いを求める事業者をいいます。

発行者とは、アメリカン・エクスプレスまたはアメリカン・エクスプレス関連会社によりカードの発行及びカード発行事業を行うことのライセンスを受けた組織（アメリカン・エクスプレスとその関連会社を含む）をいいます。

レベル1の加盟店とは、アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が250万件以上、またはその他アメリカン・エクスプレスがレベル1と見なす加盟店のことです。

レベル2の加盟店とは、アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が5万件以上250万件未満の加盟店のことです。

レベル3の加盟店とは、アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が1万件以上5万件未満の加盟店のことです。

レベル4の加盟店とは、アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が1万件未満の加盟店のことです。

レベル1のサービスプロバイダーとは、アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が250万件以上、またはその他当社がレベル1とみなすサービスプロバイダーのことです。

レベル2のサービスプロバイダーとは、アメリカン・エクスプレスのカードの年間取引高が250万件未満、または当社がレベル1でないとみなすサービスプロバイダーのことです。

加盟店とは、アメリカン・エクスプレスまたはその関連会社との契約の下で、アメリカン・エクスプレス・カードを受け入れる加盟店及びそのすべての関連会社のことです。

通知日とは、カード発行者がデータ事故の最終通知をアメリカン・エクスプレスから提供された日のことです。通知日は、アメリカン・エクスプレスが最終フォレンジックレポートまたは内部解析を受け取った後、アメリカン・エクスプレスの独自の裁量に基づき決定されるものとします。

ペイメントアプリケーションの意味は PCI ペイメントアプリケーションデータセキュリティ基準の最新版用語集に掲載されています。これは次の URL で閲覧できます。www.pcisecuritystandards.org

Payment Card Industry Data Security Standard (PCI DSS) とは、ペイメントカード業界データセキュリティ基準をいい、www.pcisecuritystandards.org で確認することができます。

Payment Card Industry Security Standards Council (PCI SSC) 要件とは、PCI DSS 及び PA DSS を含む支払いカードデータの確保及び保護に関連した基準及び要件をいい、www.pcisecuritystandards.org で確認することができます。

PCI 認定済みとは、PIN 入力装置またはペイメントアプリケーション（あるいは両方）が設置時点で、PCI SSC が管理する承認された会社及びプロバイダのリストに掲載されていることをいいます。これは以下の URL で閲覧できます。www.pcisecuritystandards.org

PCI DSS とは、ペイメントカード業界データセキュリティ基準をいいます。これは以下の URL で閲覧できます。
www.pcisecuritystandards.org

PCI フォレンジック調査機関 (PFI) とは、PCI SSC に認定された、ペイメントカードデータの流出や漏洩についてフォレンジック調査を行う機関をいいます。

PCI PIN セキュリティ要件とは、ペイメントカード業界 PIN セキュリティ要件をいいます。これは次の URL で閲覧できます。www.pcisecuritystandards.org

PIN 入力装置とは、PCI PIN トランザクションセキュリティ (PTS)、加盟店端末装置 (POI)、モジュラーセキュリティ要件の最新版用語集に掲載されています。これは以下の URL で閲覧可能です。www.pcisecuritystandards.org

POS システムとは、情報処理システムまたは設備をいい、承認取得や取引データ収集などのために加盟店で使用されている端末、パソコン、レジ、非接触リーダー、支払エンジンまたは処理を含みます。

認定済みポイントツーポイント暗号化 (P2PE) とは、加盟店がペイメントカードを受け付ける場所から、暗号解読のセキュアな場所までカードデータを暗号により保護するソリューションをいいます。

プロセッサとは、アメリカン・エクスプレスネットワークへの承認や決済処理を容易にする加盟店のサービスプロバイダーをいいます。

認定審査機関 (QSA) とは、PCI SSC に認定された、PCI DSS の準拠を検証する機関をいいます。

リスク緩和テクノロジーとは、アメリカン・エクスプレスによって決定される、アメリカン・エクスプレス・カード会員データ及び機密認証データのセキュリティを向上させるテクノロジーソリューションをいいます。リスク緩和テクノロジーとして適格となるためには、その設計及び使用目的にしたがって、当該テクノロジーを有効に活用していることを実証する必要があります。例として、EMV、ポイントツーポイント暗号化、トークン化が挙げられます。

自己問診 (SAQ) とは、PCI SSC が、PCI DSS 準拠の評価と証明を目的に作成した自己評価ツールをいいます。

機密認証データ は、PCI DSS の当時の最新版用語集に掲載されている意味です。

サービスプロバイダーとは、認可されたプロセッサ、第三者プロセッサ、ゲートウェイプロバイダー、POS システムのインテグレーター、及び加盟店に対して POS システムあるいは他の決済処理ソリューションまたはサービスを提供するプロバイダーのことです。

セキュリティテクノロジー強化プログラム (STEP) とは、データセキュリティを改善するテクノロジーの配備を加盟店が奨励される、アメリカン・エクスプレスのプログラムのことです。STEP に適格となるためには、加盟店で年次 STEP 認証の提出に先立つ 12 カ月間にデータ事故が発生しておらず、すべての取引の 75% 以上をポイントツーポイント暗号化または、EMV チップ対応機器を使用した対面取引によって行っていない必要があります。

対象分析プログラムはカード会員データ環境 (CDE) でカード会員データの漏洩の可能性を早期に特定するプログラムです。[1項「対象分析プログラム \(TAP\)」](#)を参照してください。

取引とは、カードで行われた立替払金や取消をいいます。

調査報告書とは、年次のオンサイトセキュリティ評価または SAQ に基づく AOC、四半期毎のネットワークスキャン、あるいは年次のセキュリティテクノロジー強化プログラム証明に関する AOSC 及び所見のエグゼクティブサマリーをいいます。

